

第四節 戦後の寝屋川経済

農地改革

昭和二十一年（一九四六）十月に、農地改革を実施するために「自作農創設特別措置法」と「農地調整法改正」が公布された。これは、小作地の解放、小作料の引き下げ・金納化、不在地主の一掃を主な内容とし、これに基づいて農地改革が実施された。

大阪府では、二十一年十一月に農地部を新設し、引き続き府農地委員会および二一四の市町村農地委員会が発足した。寝屋川町では、二十二年一月に東西南北の四地区農地委員会が生まれ、町役場内に事務局が置かれた。農地買収は、同年三月三十一日の第一回買収に始まり、二十六年（一九五二）三月二日の第一回買収をもって終了し、売渡では、二十二年七月二日の第一回売渡から、二十六年三月二日の第二回売渡に及んだ（『市誌』一九五六年 四五二頁）。

表54は、本市域における土地の買収・売渡実績を示している。買収実績は、寝屋川市と水本村を合わせて、農地が約七七七八反、宅地・建物が約五万五〇八一坪、溜池その他が約四〇反、売渡実績は、農地が約七〇七〇反、宅地・建物が五万七四五一坪、溜池その他が約三八反であった。宅地・建物の買収面積よりも売渡面積が大きくなっているのは、財産税物納などによる土地の売渡が数値に入っているためである。当時の新聞は、「予定の九五％買収 順調な北河内の農地解放」という見出しで、北河内の状況を報道した（『朝日新聞』一九四九年二月十九日）。記事は、「北河内郡の農地解放は順調に行われ、買収予定面積二千八百二十七町歩に

表 54 寝屋川市域の買収・売渡実績

区 分		買 収 実 績			売 渡 実 績		
		農地	宅地・ 建物	溜 池 その他	農地	宅地・ 建物	溜 池 その他
寝屋川市	北地区	反 1,279.903	坪 13,666.21	反 15.293	反 1,150.323	坪 15,758.15	反 11.034
	南地区	1,479.719	10,754.24	5.520	1,543.020	10,757.02	5.246
	西地区	2,965.837	18,618.33	2.820	2,018.929	19,069.69	-
	東地区	1,168.004	11,955.39	0.526	1,488.004	11,655.39	0.526
	計	6,893.503	54,997.17	24.209	6,199.416	57,240.25	17.016
水 本 村		884.419	84.06	15.630	871.426	210.59	21.116
総 計		7,777.922	55,081.23	39.839	7,069.842	57,450.84	38.13

備考：『大阪府農地改革史』1952 年より作成

表 55 農地改革による自作地・小作地の変化（昭和 25 年）

	総面積	自作地	比率	小作地	比率
	町	町	%	町	%
寝屋川町	1,037.69	846.77	81.6	190.92	18.4
水 本 村	184.15	160.84	87.3	23.31	12.7

備考：農林省統計調査部編『1950 年世界農業センサス・市町村別統計表・大阪府』1946 年より作成

対しすでに九十五%の成績をあげている」とし、売渡状況については「税金と供出の二重圧で余り芳しくない、もつとも交野、津田などの山間部には耕地料が少ない関係で引っぱりだこだが、寝屋川町あたりはまだ二割も売れ残っている一方耕作権を放棄する向きもぼつぼつ現れている」と報じている。

地主制の解体

農地改革は地主の抵抗など若干の障害はあったが、本市域においてはおおむね順調に進んだようである。

表 34 は、本市域の農地改革による自作地・小作地の変化を示している。昭和三年（一九二八）

昭和十五年（一九四〇）における北河内郡の小作地率は平均六二・八%であったが（表 51）、昭和二十五年（一九五〇）における本市域の小作

地率は、寝屋川町で一八・四%、水本村で一二・七%と激減している。その結果、自作農の比率が増大した。表 35 によれば、昭和二十五年現在、寝屋川市域での自作農の比率は四九・六%とほぼ半数を占め、純粹の小

第二章 経済

表 56 寝屋川市域の自小作別農家数（昭和 25 年 2 月 1 日現在）

区分	総数	自作	自作兼小作	小作兼自作	小作	自作率
	戸	戸	戸	戸	戸	%
寝屋川町	2,088	988	700	188	212	47.3
水 本 村	312	202	71	24	15	64.7
計	2,400	1,190	771	212	227	49.6

備考：『大阪府農地改革史』1952 年より作成

表 57 経営耕地面積別農家数（昭和 25 年）

	寝屋川町		水本村	
	戸	%	戸	%
0.3 町未満	755	36.2	88	28.2
0.3 ～ 0.5 町	550	26.3	79	25.3
0.5 ～ 1.0 町	655	31.4	110	35.3
1.0 ～ 1.5 町	119	5.7	34	10.9
1.5 ～ 2.0 町	8	0.4	1	0.3
2.0 ～ 3.0 町	1	0	-	-
3.0 町以上	-	-	-	-
農家総数	2088	100.0	312	100.0

備考：大阪府総務部統計課『夏期農業調査』1955 年より作成

作農の比率は九・五％と一割を割り込んだ。

農地改革により地主制は一掃され、自作農が支配的存在となった。しかし、この改革の主たる目的が小作人に小作地を売り渡すことであつたため、経営規模の問題に手を付けることがなく、大量の零細小農経営を生み出すこととなった。表 57 は、経営耕地面積別の農家数の推移を示しているが、五反未満の零細農家が寝

屋川町では六二・五％、水本村では五三・五％を占めている。

兼業農家の増加
と農地の減少
耕地規模が零細であるため、
農家の経営は戦後復興の過程

で困難化した。農業収入だけでは生活できない農家が増え、専業農家が激減するとともに兼業農家が増大した。表 58 は、寝屋川市の農家の兼業化の進行を表している。昭和二十六年（一九五二）には専業農家が六五五戸であつたが、三十四年（一九五九）には二四二戸と三分の一近くに減少している。他方、第一種兼業農家（農業を主とするもの）と第二種兼業農家（農業を従とするもの）は二十六年の一四六四戸から三十四年の一七六五戸へと一・二

第四節 戦後の寝屋川経済

表 58 専業兼業別農家戸数の推移

年度	専業農家 戸数	兼業農家戸数			合計
		農 業 を 主 とするもの	農 業 を 従 とするもの	計	
昭和 26	戸 655	戸 626	戸 838	戸 1,464	戸 2,119
27	648	637	842	1,469	2,117
28	545	674	897	1,571	2,116
29	346	857	907	1,764	2,110
30	282	560	1,267	1,817	2,099
31	182	624	1,255	1,879	2,061
32	175	609	1,251	1,860	2,035
33	244	660	1,107	1,767	2,011
34	242	659	1,106	1,765	2,007

備考：『寝屋川市勢要覧』1960年版 26頁より作成

表 59 耕地移動状況

年度	田	畑	樹園地	合計	比率(昭和 20 = 100)
	反	反	反	反	
昭和 26	8,829	395	126	9,350	100.0
27	8,817	395	126	9,338	99.9
28	8,906	393	126	9,425	100.8
29	8,759	384	121	9,264	99.1
30	8,733	379	121	9,233	98.7
31	8,559	373	121	9,063	96.9
32	8,394	358	121	8,873	94.9
33	8,137	356	109	8,602	92.0
34	7,887	344	105	8,336	89.2

備考：『寝屋川市勢要覧』1960年版 25頁より作成

な用途に転用されたかを示している。工場・住宅・その他への転用は昭和三十五年（一九六〇）頃から急増し、とくに工場・その他については三十八年からの増加が著しい。昭和三十六年に水本村の合併で同地の田地一五町歩が増加したはずであるが、実際には平地における宅地・工場・商店への切りかえが多いため差し引き逆に減少となつて、三十八年には寝屋川市の耕地は六九七町歩となつた。結局、一〇年間で三〇〇町歩余が消えたことになる（『市誌』一九六六年 一六九頁）。このように、本市域のような大都市近郊の農業は、都

倍に増加している。とりわけ、第二種兼業農家の増加が顕著である。同時に、農地の減少も進行した。表59は、寝屋川市の耕地移動状況を表している。二十六年度には九三五町歩の耕地があつたが、三十四年までの八年間に、約一〇一町歩（約一％）の耕地が減少した。また、表60は、農地がどのような

第二章 経済

表 60 農地の転用実績

単位：坪

年次	工場		住宅		学校		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
昭和 34	19	10,743	117	67,814	1	4,674	41	15,253	178	98,484
35	30	22,060	181	138,303	4	8,863	64	31,243	279	200,469
36	41	27,593	246	173,479	1	4,168	86	39,444	374	244,684
37	39	19,272	230	121,131	2	937	81	27,366	352	168,706
38	53	50,343	304	137,578	3	8,291	103	78,297	463	274,509
39	51	30,802	305	194,570	4	1,334	107	43,761	467	270,467
40	17	7,520	347	140,288	1	3,213	119	33,818	484	184,839

備考：『寝屋川市誌』1966年版 169頁より作成

市化に伴い衰退の過程をたどっていったのである。

市の工場

誘致策

昭和二十六年（一九五二）の市制実施とともに、寝屋川市は市会に都市計画委員会をつくり、都市計画の作成に着手した。二十六年九月に成田不動尊別院において、「都市問題研究懇談会」が開催され、委員会・懇談会を重ねて二十九年に大体の成案を得た。この計画では、市の玄関口として相当な広場をもった市駅を構想し、平池や西地区への通路も施設するとともに、従来の本通りも発展させるように考慮されていたという。また、新京阪国道沿線に工場を誘致し、東部丘陵地帯は田園都市として住宅地とする。また、この計画に基づいて公園墓地の建設、上水道の拡張改良工事、ガス事業の促進も予定されていたという（『市誌』一九五六年 五一〇頁）。

当時の新聞は、寝屋川市の都市計画事業の一つとして計画されていた「市営公園墓地」について報道している（『朝日新聞』一九五四年一月二十日）。記事は、「これは同市の都市計画事業の一つで、京阪沿線随一といわれる香里園住宅街につらなる東北部の丘陵地帯約一万坪がこの敷地。すでに五千六百余坪を買収、ことしは道路、火葬場と墓地の整地をする。自然の起伏や滝などを利用して五百坪の公園二つと遊歩道をつくり、三千あまりの

墓地を区切ったうえサクラなどを植えて、近代的な墓地とするという」と紹介している。同じ記事で当時の白井幾太郎市長は「人口十萬の都市に發展する基礎をつくるため、まず淀川堤防上の京阪国道のかわりに市の中央部を貫通する新京阪国道の沿線に工場を誘致することです。次が上水道の拡張改良工事の促進、児童公園の建設、それに住宅難緩和のため市営住宅を二十戸ばかり建ててみたいと思っています」と抱負を語っている。

都市計画案に基づいて、昭和二十九年（一九五四）八月の市議会で工場設置奨励条例と住宅設置奨励条例が議決された（六卷七二～四頁）。工場設置奨励条例は、資本金三〇〇万円以上、従業員五〇名以上の企業が新たに寝屋川市に工場を設置した場合、奨励金を三カ年間交付する、という内容であった。また、住宅設置奨励条例は、鉄（筋）骨コンクリート造り一棟一〇〇坪以上の住宅を本市に新たに設置した場合、奨励金を三カ年間交付するというのがあった。

当時、大阪の衛星都市では「工場誘致」が一種のブームとなっていた。当時の『朝日新聞』は「なにはともあれ、工場誘致」という見出しで、布施市・八尾市・枚方市・寝屋川市の工場誘致の動きについて報じている（一九五四年十月八日）。記事は、工場誘致をすれば税収の増加、農家・中小企業の二、三男対策というプラスがあり、「風紀問題などの多少の悪影響があっても赤字財政に悩む市町村が、工場誘致に憂身をやつすのも無理はない」と述べている。

しかし、寝屋川市の計画は財政赤字のために頓挫する。市制施行までは若干の黒字で「健全財政」であったが、市制施行以来赤字が累積し昭和二十九年度末には財政赤字が五四五二万円に達した（『寝屋川市広報』

第五六号 一九五六年五月二十五日)。このため、三十一年五月の臨時市議会で、地方財政再建促進特別法に基づいた六カ年の財政再建計画を策定した。その結果、工場・住宅設置奨励条例は財政再建を理由に棚上げされることとなった。

その後、昭和三十三年（一九五七）三月の市議会で、当時の平井義雄市長は施政方針演説のなかで「市勢の発展対策として、工場、住宅誘致について」として、「これが対策として工場誘致対策協議会の組織を見ましたので今後積極的に進出し以て工場誘致に最大の努力を払って参りたい所存であります」と述べている（『寝屋川市広報』第六七号 一九五七年三月二十五日）。これに対応して、枚方・寝屋川商議所は独自に「工場誘致委員会」をつくる計画をたてた（『朝日新聞』一九五七年四月十二日）。しかし、市が本格的に具体策を打ち出したのは、昭和三十五年（一九六〇）に入ってからである。市は同年に「工場誘致委員会」を設置した。これを報じた市広報は、「最近、各都市では大工場などの誘致がさかんであります。本市でも大きく市勢の進展をめざして、工場などの誘致をはかりつつありましたが、このたび委員会を設けていよいよ積極的に有力工場の誘致にのりだしました」と述べている（『広報ねやがわ』第一〇五号 一九六〇年六月二十五日）。同委員会は、八月二十二日に「寝屋川市工場設置促進措置要綱」を作成した（六巻七三四～五頁）。この要綱は、投下固定資本額一五〇〇万円以上、従業員五〇名以上の工場が本市に設置、または既存工場を増築、拡張する場合に市が、一 敷地のあつせん、二 道路の整備促進、三 水道施設のあつせん、四 電気、ガス、交通などのあつせん、五 官公署との連絡事項、について協力するというものであった。



写真 16 新京阪国道(現国道 170 号線)

新京阪国道と工
場進出ラッシュ

しかし、本市域への工場進出は、市当局の予想を超えて進んでいった。その

最大の契機となったのが新京阪国道の開通である。新京阪国道は枚方守口間を平地部でまっすぐに結ぶ路線であり、昭和二十七年（一九五二）度から工事に取りかかり、昭和三十年（一九五五）三月末で全通した。この道路については、「新国道は枚方、寝屋川両市の中心部を走るので周辺部をかすめていた現在の国道に比べて利用度が高く、産業振興

に役立つなど、完成の日が期待されている」（『朝日新聞』一九五二年一月六日）と述べられていたとおり、本市域に巨大な影響を与えるものとなった。昭和三十二年二月に『朝日新聞』は、「続々と工場進出 膨れる新京阪国道沿い」という見出しで、庭窪町と寝屋川市への工場進出ラッシュについて記事を載せた（一九五七年二月三日）。同記事は、「三一年度末までに舗装を完成する新京阪国道にまたがって北河内郡庭窪町と寝屋川市は沿道のレンコン畑やたんぼがつぎとぎと工場敷地などに埋立てられ、めざましい発展ぶりをみせている」と書き、さらに「寝屋川市でも昨年末国道沿いの仁和寺地区に、東浦自動車工場が五千三百坪を買収、工場を建設、操業をはじめている。また国道をへだてた向い側にも藤田鉄工所が三千余坪を整理しており、付近に和田メリヤス機械が千四百余坪を買収したほか、数工場が三百坪から二千坪の敷地を物色しているという。同市では府から国道西側四十万坪が工場適地として認められており、まだまだ農地が工場用地化され

第二章 経済

表 61 寝屋川市域の誘致工場（昭和 40 年現在）

工場名	所在地	設置年	製品	従業員（人）
工藤電気	石 津	昭和 30	電気工事	130
高槻電機	木 屋	昭和 32	電動機	85
三立電機	高 柳	昭和 32	家電組立	350
大阪合繊加工	太 間	昭和 33	合繊	120
くろがね工業	木 屋	昭和 34	空調調和器	377
小比賀製作所	木 田	昭和 34	電気製品	53
東邦金属	池 田	昭和 35	タングステン細糸	204
日本ペイント	池 田	昭和 35	塗料	－
大倉工業	木 田	昭和 35	ポリエチレンチューブ	57
マーモ製作所	太 間	昭和 35	電機	130
小川鋳金工作所	池 田	昭和 35	設備工事	111
大金製作所	木 田	昭和 36	自動車部品	658
サンウェーブ工業	三 井	昭和 36	家具	63
日本科学冶金	木 田	昭和 36	冶金製品	135
興西製作所	寝 屋	昭和 36	金属製品	100
マル十製パン	高 柳	昭和 36	パン	113
鹿島建設大阪工作所	太 間	昭和 36	建設機械の管理・修理	90
伊藤喜工作所	高 宮	昭和 37	銅製品	222
くろがね工作所	石 津	昭和 37	銅製机	165
沢井製作所	点 野	昭和 37	ボールナット	62
スチールセンター	高 宮	昭和 37	銅板プレス・切断	163
倉敷紡績	木 田	昭和 37	マットレス	146
福屋	国 松	昭和 37	縫製	100
大丸木工	太 間	昭和 37	家具装備品	200
大和電機工業所	神 田	昭和 37	電機	95
大阪音響	木 屋	昭和 37	スピーカー	458
三協段ボール工業所	木 屋	昭和 37	段ボールシート	67
中西化工	仁和寺	昭和 38	ベアリング	81
片山鉄工所	木 屋	昭和 38	鉄骨	60
久大紡績	木 田	昭和 38	混紡ビスコープ糸	143
大八化学	堀 溝	昭和 38	有機工業製品	62
日本鉄工	堀 溝	昭和 38	鉄製品	75
東光硝子	国 守	昭和 38	ガラス容器	128
大阪烏芳商店	高 宮	昭和 38	鶏肉加工・販売	101
大阪コロタイプ印刷	池 田	昭和 38	印刷	128
東洋インキ製造	堀 溝	昭和 40	インキ	－

備考：『寝屋川市誌』1966 年 288～92 頁より作成

るものと予定している」と、急増する工場進出について述べている。

新京阪国道の開通は周辺地域に大きな影響を与えた。当時の新聞は、「まるで自動車の洪水 守口―枚方相次ぐ工場建設」という見出しで工場進出ラッシュと土地価格の上昇について述べている（『朝日新聞』一九五八年十一月四日）。記事は土地価格の高騰について、「『寝屋川から守口までは工場地帯になるぞ』というウワサは一ぺんに地代をつり上げた。三・三平方メートル七、八百円だったのが三千円、五千円とうなぎ上り。ついに最近では守口市内で七、八千円の相場を呼んだ。寝屋川市も工場予定地に百三十二ヘクタールをとり『さあいらっしやい』と客待ち顔だ」と報じている。しかし、土地価格の高騰のため、寝屋川市の思惑通りに土地が売れないという状況も生じた。同記事は、「だから一向にお客さんが来ません、工場予定地で売れたのはわずかに二百三十一アールだけです」との市役所の嘆きを伝えている。

表61は、昭和三十年（一九五五）から四十年（一九六五）までの間に本市域に設置された主な工場を表している。工場設置は三十五年には五社であったものが、三十六年に六社、三十七年に一〇社、三十八年に八社と急増している。これは市が三十五年から本格的な誘致運動に乗り出したのと軌を一にしているが、前述のように新京阪国道の開通が大きな要因になっていると思われる。三十六年四月現在で、誘致に応じて申し込んだ会社は五〇社に達したという（『市誌』一九六六年 二八八頁）。しかし、三十九年を境に、景気が下降をたどりはじめたので、新工場建設は目に見えて下火となった。

都市化の進展

工場の増加と並んで、住宅の建設も急増した。昭和三十二年（一九五七）の『朝日新聞』は、「明春までに千二百戸余 寝屋川は住宅ブーム」という見出しで、本市域の住宅建設ラッ

第二章 経済

表62 寝屋川市の総人口とその増加率の推移

年	人口（人）	増加率（％）
1945	32,554	
1950	34,492	6.0
1955	38,668	12.1
1960	50,188	29.8
1965	113,576	126.3
1970	206,961	82.2

備考：『寝屋川市史』第6巻 付編34頁より抜粋

シユについて報道した（一九五七年十月三日）。また、昭和三十三年の『寝屋川市広報』は、「住宅建設により様相一変 発展途上の本市」という見出しで近年の変化を紹介し、「ことに京阪電車豊野駅周辺は、昨年より本年にかけて、相当多数の住宅店舗が建ち並び付近の住宅と共に市街地を形成しつつあります」と都市化の進展を指摘している（第八四号 一九五八年九月二十五日）。表62は寝屋川市の人口の推移を表しているが、昭和二十五年（一九五〇）に三万四四九二人であったものが、三十年には一二・一％増えて三万八六八人になり、三十五年には二九・八％増えて五万一八八人になっている。一九六〇年代に人口は急増するのだが、五〇年代はその前段階であるといえることができる。

表63は、本市域の産業別就業者数の推移を表したものである。寝屋川市においては、二十五年に第一次産業が二七・三％、第二次産業が二八・八％、第三次産業が四三・九％であったものが、一〇年後の三十五年には、それぞれ一〇・七％、三九・六％、四九・七％となっている。第一次産業が激減し、第二次・第三次産業が増大していることがわかる。水本村でも同様の傾向が見られるが、寝屋川市と比べて第一次産業の減少がやや緩慢である。さらに、寝屋川市において、昭和三十五年（一九六〇）における自営業者の比率は三三％であり、残りの六七％が給料生活者であった（『市誌』一九六六年 二二頁）。工場誘致と宅地化により、農業人口が減少するとともに、工場労働者・ホワイトカラーが増加したことがわかる。このことは通勤人口の増大でも裏付けることができる。表64は、寝屋川市域の京阪電車の三駅（萱島、寝屋川市、香里園）の乗車人員の推

第四節 戦後の寝屋川経済

表 63 産業別就業者数の推移

		第 1 次	比率	第 2 次	比率	第 3 次	比率	計
		産 業		産 業		産 業		
1950 年	寝屋川町	人	%	人	%	人	%	人
	水 本 村	3,033	27.3	3,201	28.8	4,876	43.9	11,110
1955 年	寝屋川市	513	31.8	252	15.6	848	52.6	1,613
	水 本 村	3,113	22.8	4,095	30.0	6,430	47.2	13,638
1960 年	寝屋川市	551	29.1	300	15.8	1,043	55.1	1,894
	水 本 村	2,090	10.7	7,764	39.6	9,736	49.7	19,590
	水 本 村	531	25.7	530	25.7	1,004	48.6	2,065

備考：『寝屋川市誌』1966 年版 12 頁より作成

表 64 京阪本線 3 駅の乗車人員の推移 単位：人

	定期	定期外	計
1957 年 12 月 3 日	13,982	3,124	17,106
1959 年 12 月 2 日	16,854	3,950	20,804
1960 年 12 月 2 日	20,000	5,167	25,167
1961 年 12 月 8 日	22,628	6,259	28,887
1962 年 12 月 7 日	26,758	7,084	33,842

備考：『寝屋川市史』第 6 巻 付編 45 頁より抜粋。3 駅は萱島・寝屋川市・香里園。

移を示したものである。昭和三十二年（一九五七）の定期券乗客が一万三九八二人であったものが、五年後の三十七年には二万六七五八人と約二倍になっている。すなわち、寝屋川は大阪市の都心へ電車わずか二〇分という好条件と、新京阪国道の開通という条件にも恵まれ、大阪市の衛星都市として急速な発展の道を歩み始めたのである。

第三章 社会

第一節 農村社会の変容

維新動乱 慶応四年（一八六八）一月三日、京都南郊の鳥羽・伏見において、旧幕府軍と薩摩・長州軍が衝突した。この戦いは短時間で薩長軍の勝利に帰し、六日には総くずれとなった幕軍が淀川沿

いを大坂に敗走した。本市域の村々では、「老幼婦女は縁故をたどつて山手に逃れ、村役人が槍刀で究竟の若者を指揮して警戒に当つたので、大した乱暴も働かずに京海道筋を下つた。この時点野の川中島から堤防を逃げ行く幕軍に発砲したものもあつたが、既に負け軍で氣力を失つていたものか、反撃もなし得ずして逃れ去つた」という（『市誌』一九五六年 九〇頁）。

そのすぐあと大坂に向かう官軍から、人夫を徴発されるということはあつたが、戦乱の巻き添えはいわば最小限にとどまつた。しかしこれで平穏な村の生活が戻つたというわけではない。同年九月には大阪府南司農局の名で、近ごろ強盗がはやり、「所々ニおゐて行人を暗殺し其所持の品を略奪し、またハ抜刀押込、家財を盗取」るので、そのときは村人総出で盗賊を取り押さえよ、もし手に余れば打ち殺しても苦しくないとの命令があつた。これをうけて翌明治二年（一八六九）三月、堀溝村の惣百姓一同が「不限昼夜、拾五才已上六拾才以下之者不残馳参取押」さえることを約束した、「博徒悪党者御取締請印帳」という文書が残され

ている（六卷二八一～五頁）。

現に明治維新からおよそ一〇年後のことであるが、「石割強盗」と称する旧士族の集団が、途中一人を溝へ投げ込んで殺害したうえ、「点野の松井家へ押寄せ、鉄砲を門扉に打込んで入り、家人を縛り上げて盗品を箆箆長持に入れて持ち出し、船に乗せて悠々と渡つて行つた」。同じころ「旧高槻藩の士族だと云う者が、偽せ金の調査に來たと称して御用提灯を見せて侵入し、強盜をはたらいたこともあつた」という（『市誌』一九五六年 三七六・七九四頁）。戊辰戦争のあとの騒然とした世情のなかで、村人たちは長期にわたつて緊張をしいられたのである。

田園地帯の文明開化 明治十九年（一八八六）測量の仮製地形図によつて本市域をみると、家々がひとかたまりとなつて立地する集落が各所に確認できるが、それ以外は一面田畑で工場などは一つもなく、純農

村の景観が広がっていたことが読みとれる。東部の山地も、農地にできるところは、ほぼすべて開墾しつくされているという（六卷、付図一、同解説）。鉄道はまだ敷設されておらず、街道も非直線的で、そこには近世とほとんど変わらない景観があつたのであろう。

人びとの暮らしぶりも、一面では近世のそれと大きく変わるものではなかった。明治十五年（一八八二）、大阪府のもとめにより、多くの村が「村誌」を提出した。そのうち、たとえば「木屋村誌」をみると、人口は一一九戸四八三人、牛一四頭と舟三艘、物産は米・実綿・菜種および茶で、「男ハ専ラ農ヲ以テ恒産トス」、女は農業の余暇に「紡縫ヲ作ス」などある（六卷五五～六〇頁）。

しかし時代は確実に移りつつあつた。その点を村人たちの日々の暮らしに密着した風俗・風習にみておき

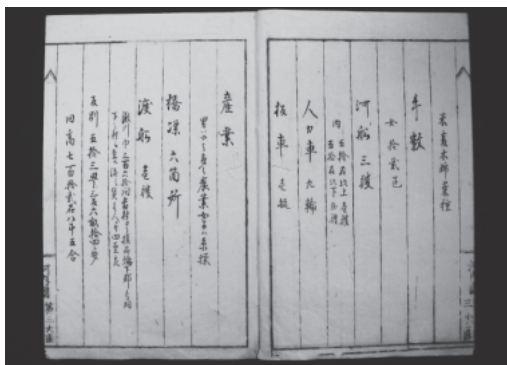


写真 17 仁和寺村一村限調帳（東家文書）

たい。すでに明治五年（一八七二）十一月九日、伝統的な太陰暦を廃して太陽暦を採用するとの詔書が発せられ、同年十二月三日をもって明治六年（一八七三）一月一日とすることになった。元の節句・盆・正月など、村の生活と深く結びついた休日とは無関係に、二月十一日の紀元節、十一月三日の天長節が国家的祝日とされた。また例年九月中旬に行われていた秋祭が、新暦では早すぎるということで、のちに十月中旬に変更された。

同じく明治五年（一八七二）十一月二十一日、近辺の各村では村民を集め、戸長（元の村役人）から散髪するようにとの申し渡しがあつた。しかし「チョンマゲ」に未練をもつ人も多く、散髪は容易に一般化しなかったらしい。翌明治六年（一八七三）三月二十六日、本市域の北西部を管轄する堺県第八区長がだした告諭は、いかんともしがたいのは「田夫野郎ノ頑硬」であるとは非難のうえ、すみやかに日本古来の風習にのっとり、かつ西洋開化の考え方にも合致する、清潔便利な「剪髪」にせよと述べている（『市誌』一九五六年 九六頁）。

明治七年（一八七四）に堺県が仁和寺村に作成させた「壹村限調帳」によると、生産物・生業などの記述は、さきの明治十五年における木屋村のそれと大差ないようにみえるが、他方で「人力車 九輪」とあるのが目を引く（六卷二二～四頁）。人口一四四戸五一三人の仁和寺村

に、人力車九台とはいささか過剰のようだが、それは「渡し賃老人二付四厘宛」の淀川渡船が、同村から出ていたことと関係するであろう。他の村々の「壱村限調帳」からも、明治維新からわずか六年の時点で、人力車がすでに珍しいものではなくなっていたことがわかる。

明治十八年（一八八五）六月上旬からの長雨で各河川が増水し、十七日にはついに淀川左岸、淀川の大洪水

枚方附近の堤防が決壊した。『朝日新聞』九月二十日づけの付録によると、この濁流は「茨田、讃良二郡の村落田宅を浸して一面の泥湖を開き、濁水人家の床に上ること二三尺乃至四五尺にして、人皆其家に安んずること能はざるに及び、父子相携へ老弱相扶け或ハ救助船に援けられて、辛く一命を免る、あり、或ハ一家二階に住て徐に水の退くを待つあり、或ハ屋上に避くるもの、或ハ樹木に攀^よづるもの、悲惨万状言ふに忍びざるものあり」という。

降雨はひととき小康をみたが、月末からの雨で溢水量がさらに増し、七月二、三日には大阪市中の大半が冠水した。この洪水の浸水反別一万九六三町歩、浸水戸数七万二五〇九、浸水人口三〇万四一九九、崩壊戸数一六二二、死者・行方不明八一人を数えた。浸水区域は東は生駒山麓に及び、南は現在の近鉄奈良線あたりまでの河地低地北半部一帯で、享和二年（一八〇二）洪水と同じであった（三浦行雄『大阪と淀川夜話』大阪春秋社 一九八五年 一八五〜七頁）。つぎの引用は一ヵ月以上のち、守口方面から本市域に入った記者の報告である（『朝日新聞』八月十五日）。

淀川堤防を東に取り仁和寺村に出たるに、此村は地勢至て高く二十四五町歩も稲苗を植付けたり。其他枚方決処まで点野、太間、出口（現枚方市―引用者注）、池田、石津、高柳、大利、対馬江等の村々は悉

く尚ほ水中にありて植付けできず。中振村（現枚方市―引用者注）の内山手の方にて五町歩^{ばかり}許植付けたるを見るのみ。中に就き池田村の如きは夫の前年点野決潰の際、田畑に多分の土砂流れ入り耕作を施すべき道なかりしを以て、其折地面を深く堀^くりて其土砂を填め、真土を上層となして上下入れ換へて是まで耕作なし来りし処に、此度再び上層の土が砂となりたれば最早上下入れ換る土もあるまじと、農民等ハ後年を想ひやり痛く歎息なし涙ながらに物語りし。夫より平地^池村ハ水害稍軽く、之に反して田井、神田、上下馬伏（以下、現門真市―引用者注）、上下島頭、赤井（以下、現大東市―引用者注）、水野^水、諸福、新田、等の諸村ハ浸水最も深く、巢本村（現門真市―引用者注）は少々地勢高ければ不日田畑水退くべし。以上記載し来りたる各村の人家ハ大抵大破損を被り、壁土ハ落ちて下地の竹のみ残り居て、恰も鳥籠の如き姿をなし居り。

この洪水により大規模な淀川改修が不可避となった。日清戦後の明治二十九年（一八九六）にはじまった改修工事は、総工費一〇〇万円という莫大な費用と一四年もの歳月をかけ、ようやく明治四十三年（一九一〇）に完成した。常に洪水に脅かされてきた本市域西部の人々にとって、その生活安定化につながる画期的な出来事であろう。

しかし大正六年（一九一七）に淀川の右岸、現高槻地域の堤防が決壊する洪水がおきた。そのとき左岸の九個荘村でも堤防に亀裂が入ったが、村民の必死の努力により、かろうじて決壊をまぬかれている（戸塚順子「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」『市史紀要』第一四号 寝屋川市教育委員会 二〇〇七年）。大正八年（一九一九）十一月、かつての枚方堤防決壊による被害区域の市町村により、淀川左岸水害予防組合が



写真 18 西征戦死招魂碑（四條畷市）

組織された。そして同年二月には淀川再改修工事がはじまり、昭和六年（一九三一）度に竣工した。以来、淀川の洪水はおきていない。

徴兵制と 明治維新をへて村の生活も様々に変容して
国民皆兵 いったが、なかでも大きく変わったのは、軍

隊と人々との関係のあり方である。兵農分離が徹底した近世においては、農民が武力をもつことは許されず、軍事は武士身分の者たちが独占する家業であった。村人たちに

とっては内乱も戦争も、自分の村が巻き添えにならないかぎり、いわば切実な関心の範囲外の問題であり、武士階級が勝手にとりおこなう他人事にすぎなかった。しかし明治政府はあらゆる職業・階層の人が、日本の安全や勢力伸張に関心を寄せ、みずから国軍を積極的にささえること、あるいはその一員となることを要請する。

もちろん村人たちが、その要請にすぐさま応えたわけではない。明治四年（一八七二）、畿内・北陸で実施された「辛未徴兵」にたいしては、人選をまかされた村が該当者なしの報告をする場合が多く、それがとまらないと徴兵を確保するために、官費の給料とは別に手当金をだす村が多かった。また明治六年（一八七三）に徴兵令が公布されたが、戸主・学生など広範な免役制が認められており、明治二十二年（一八九九）の全面改正で、国民皆兵の原則が確立するまでは、徴兵猶予の願いが跡を絶たなかったという（六卷二四六～七頁、

同解説)。

明治十年(一八七七)の西南戦争において、本市域から徴兵された若者たちのうち、二人が戦死した。ついで明治二十七年(一八九四)におきた日清戦争では、大阪の第四師団はほとんど実戦に参加しなかったため被害も少なく、村々には戦勝気分が高まったという。翌二十八年四月締結の下関条約で、日本は台湾を領有することになったが、現地住民による抵抗はげしく、同年十一月まで継続した台湾征服戦争において、本市域から二人の戦死者がでた。このとき激戦をくりぬけた九個荘村大字池田・田中石松の働きぶりが、のちに小学校の教科書に記載され、「のぞきカラクリ」にもなった(『市誌』一九六六年 三三八頁)。日清戦争の勝利は、兵役に消極的であった人々の意識を、確実に変えつつあったのである。

日露戦争と 郷土の英雄

日清戦争からおよそ十年をへた明治三十七年(一九〇四)、朝鮮および中国東北部の支配をめぐって日露戦争が勃発した。開戦直後の二月二十四日に実施された旅順口閉塞作戦において、豊野村大字太秦出身の梅原健三が、この戦争における陸海軍をつうじて最初の戦死者となった。以来、四月はじめにかけて、梅原戦死に関連する記事が、新聞紙上に連日掲載されている。たとえば肖像画をそえた三月三日づけ『大阪朝日新聞』の記事は、「武士気質」の父の薫陶をうけた梅原が、乗り組んでいた軍艦が大阪に停泊したさいも郷里を訪れようとしなかったことについて、その理由を問う友人にたいし、以下のように答えたと述べている。

健三氏笑ひながら、僕には職務あり。一旦軍人となりて家を出づるからは、已に死したる者と思はれよとの言葉、予て父に対して誓ひたり。今懋なまじひ家に還らば懐旧の情起り、母などの目にも涙浮ぶは人情



写真 19 梅原健三の功績を伝える記事（『大阪朝日新聞』1904年3月3日）

なり。涙は軍人の禁物。僕はたゞ能く勤務せる旨を特に父に伝言
ありたし、と爽快に語りぬ。

新聞がつたえる梅原は、いさぎよい軍人として、ある種の理想化が
ほどこされていたと考えられよう。その遺族には多数の団体・個人か
ら香料・弔慰金・扶助料が寄贈された。とりわけ山本権兵衛海軍大臣
からは、「忠勇を追慕し、其効績の著大なるを称揚」するとの言葉と
ともに、五〇〇円もの大金が弔慰金として届けられた（『大阪朝日新聞』
三月十日）。

豊野村にある梅原の実家をたずねた記者は、「恤兵金とか香典とか、
見た事もないお方から大金を贈つて戴くので、是も子息が忠義のお庇
陰であると、婆々も乃公も嬉し涙に暮れて居ります」という父の言葉
をつたえ、「兎に角健三氏の勇ましき戦死は、郷里の若者等に向つて、
非常な感化を与へたに違ひない。何故なれば北河内郡の若者等は何れ
も腕を扼して、今に梅原氏に劣らぬ河内勇士の本領を見せて遣ると、
勇み切つて居るとの事であるから」と述べた（同 三月十一日）。

西六郷村（東大阪市）の少年が小学校の下校後、「毎日、菓子蒔弱を
附属村に売歩き、去る十九日、収益金一円六銭を恤兵に、五十銭を梅

原健三氏遺族に贈れり」というが、この少年も梅原の戦死に「感化」された者の一人であろう（同 三月二十六日）。「豊野村は本月一日より全村挙て夜業を開き、其利益金の一半を恤兵費に」した（同 三月四日）、水本村大字打上の青年団が夜業で得た金額を郡役所をとおして献金した（同 三月二十八日）、というような記事も散見できる。

すでに日露戦争期には、出征した兵士およびその家族を、地域ぐるみでささえ慰労する事業が整備されていた。たとえば梅原が戦死する以前においても、その家族は「北河内郡奉公義会からは毎月三円宛」をえていたという（同 三月十一日）。さまざまな個人あるいは集団が、そうした事業にすすんで、あるいは半ば強制されて協力したのである。たとえば水本村大字寢屋では、ほぼ全世帯の戸主と思われる一〇七人が署名捺印のうえ、北河奉公義会水本支会の「第一期義捐」募集に応じ、最高二円から最低二〇銭を拠出したことがわかる（寢屋自治会文書「日露戦争に関する義捐金等の書類綴」）。徴兵令公布当時の村人にとって、兵役はなるべくなら回避したい負荷にすぎなかった。しかし日露戦争期になると兵士たちは、国家的義務を遂行する郷土の代表として、地域社会からその榮譽をたたえられ、慰労される存在となっていたのである。

日露戦争は日清戦争にくらべ規模が大きく、一一〇万人もの兵力が投入された。本市域からも多数の青年が出征し、戦没者は二〇人を数えた（『市誌』一九六六年 三三〇頁）。その村葬には近隣町村長・村会議員・北河奉公義会員・愛国婦人会員や、小学校の職員・生徒など多数が参列している（六卷二四七―五〇頁、同解説）。とりわけ梅原については郡長が、「出来得る限りその葬式を立派にして、国民一般の士気を高めんとして特に意を注いだ」という。そして明治四十年（一九〇七）九月二十五日、梅原の建碑除幕式が行われた。また「日

露戦争記薫梅忠義魁―梅原健三住家の段」と題する浄瑠璃となつて、舞台でも上演された（『市誌』一九五六年 六三五頁）。

地方改良運動

日清戦争の戦費二億円余にたいし、日露戦争のそれは一七億円余にのぼった。日本の経済的实力をはるかにこえて戦争が行われたのであり、かつてない大増税と半強制的な国債購入、インフレによる物価高は人々の生活を圧迫し、農村の疲弊はおおうべくもなかった。そのなかで明治四十一年（一九〇八）十月十三日、戊申詔書が發布された。全国民が共同一致して精勤・儉約し、国富増強をはかるよう諭したもので、そのねらいは国際的地位の上昇いちじるしい日本が、列強に伍してゆくための基盤づくりにあつたといわれる。翌明治四十二年（一九〇九）から各地で詔書奉読式が行われ、その具体化として農村の再建・再編成を目ざす地方改良運動が展開されていった。

地方改良運動の要点は、町村財政の強化や農業生産の向上であるが、同時に国民精神の再編強化が重視され、地域ごとに青年会・処女会・婦人会・戸主会・在郷軍人会などが組織された。たとえば明治四十二年（一九〇九）五月、友呂岐村役場は各区（大字）にたいし、軍人入退営の送迎が「（俄浮）輕兆孚華ニ流レ却テ風教ヲ汚濁」する現状を、「戊申詔書ノ 聖旨ニ基キ」打破矯正するため、旗幟樹立・酒食饗応・土産贈呈などの禁止をうたつた規約の締結をせまっている（六卷二五九―六〇頁）。

また水本村では明治四十四年（一九一一）三月、「婦女社会ノ野風賤俗ヲ矯正シ、延テ将来村内全般ノ風紀ノ改善及ヒ言語ノ改良ヲ期ス」ことをうたつた婦女会が結成された。同時期に組織された水本村戸主会の会則も、会の目的として「教育・産業ノ発達及地方自治并ニ風儀ノ改善ヲ期シ、至誠ヲ以テ本トナシ勤労ヲ以

テ主トナシ、(中略) 立德致富ノ実ヲ挙げ、克ク相互ニ救済シ、公課納税ノ義務ヲ重スル」ことをかかげるとともに、風紀・衛生・風俗・服装・言語などの改善、あるいは奢侈贅沢の禁止や慶弔の簡素化にかかわる項目をことこまかに列挙し、会員がそれらすべてを「役員ノ指導監督ノ下ニ(中略) 確守シ、相互ニ実行ヲ期スルコト」とした(六卷二九四～三〇四頁)。

しかし町村財政の強化や農業生産の向上はともかく、こうした国民精神・風紀の作興矯正が、どこまで現実にそって実効ある措置だったのかは疑問がのこる。大阪府下では都市化・工業化が比較的遅れたこの地域においても、消費生活の向上と大衆文化の広がり、さらには労農運動の勃興とデモクラシーの思潮隆盛の時代が、すぐ目前にせまっていたのである。

第二節 民衆の時代の寝屋川

京阪電鉄と

文化生活

本市域をとる最初の鉄道は、明治三十一年(二八九八)四月に開通した関西鉄道(現ＪＲ学研都市線)である。市域のすぐ東側に星田駅が設置されたが、これを利用したのは主に東部の一部住民に限られた。人々の生活を大きく変えたのは、明治四十三年(二九一〇)三月に開通した京阪電鉄である。本市域内には香里・寝屋川・萱島の三駅が設置され、終点の大阪市・天満橋へはおよそ三〇分で行けるようになった。徒歩か船を使うしかなかった開通前とは段違いである。

そのころ大阪の商工業の発展はめざましく、大阪市には何本もの郊外電車が入りこみ、心斎橋筋や道頓堀

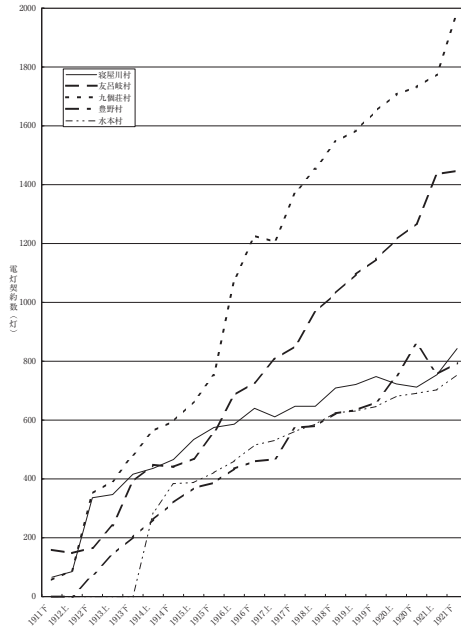


図9 京阪電鉄の電灯契約数の推移
(1911 年下半期～1921 年下半期)

備考：各期「営業報告書」より作成

などの伝統的な商店街・歓楽街に加え、新たに洋風の百貨店や常設映画館が出現していた。こうして大都市を中心に大衆娯楽や消費産業が花ひらきつつあった時代、「文明」ではなく「文化」がキーワードとなりつつあった時代に、本市域の村々は電車によって大阪と直結したのである。

変化は本市域の内側でもおきていた。

明治四十三年（一九一〇）八月、京阪電

鉄にたいし電気供給事業兼営の許可があり、翌明治四十四年（一九一〇）十月十三日に第一期営業区域の森小路・香里間に電気供給事業が開始された（六巻、後編Ⅱ解説）。同年下半期の本市域における電気供給は、寝屋川村六六灯、友呂岐村一五九灯、九個荘村五七灯の計二八二灯だが、明治四十五年（一九一二）には豊野村、大正三年（一九一四）には水本村にも供給され、同年下半期の電灯契約数は計二二〇七にまで急増した（図9）。「それまでは種油灯心のうす暗い行灯か、石油を用いたランプ、吊りランプ、置きランプ、カンテラが一般に使用されていた。人々はその明るさと便利さに驚喜したもので、キセル煙草を電灯でつけようとした笑い話も残っている」という（『市誌』一九六六年 六九一頁）。



写真 20 京阪グラウンド（京阪電鉄提供）

また京阪電鉄は乗客誘致を目的として、友呂岐村大字郡に香里遊園地を造成し、明治四十四年（一九一七）秋には園内に「菊人形館を作り、三段返しに人気を呼び、翌大正元年には五段返しにした。その頃桜も生長して菖蒲谷一帯に花のトンネルを出現し、春秋の行楽客を集めた」（『市誌』一九五六年 二七四頁）。同じく電鉄開通直後の香里地区に運動場をつくったが、それを廃止したあとの大正十一年（一九二二）には豊野村大字秦に「京阪グラウンド」を竣工させ、その付近に運動場前駅を設置した。同グラウンドは当時、「日本一の野球場として全国的にその名を知られ」、「六大学の野球試合や、大阪府下中等学校の野球大会も開催され」

た。やや後のことになるが昭和二年（一九二七）十一月六日、高松商業と和歌山中学校の試合には一〇〇〇をこえる人が前夜から泊まり込み、二万五〇〇〇人以上が観戦したという（『市誌』一九五六年 七〇四頁）。

この時期から都市と農村との格差が、経済のみならず文化や情報の面においても加速度的に拡大し、農村の人たちのあいだには都市にたいする憧憬と、その反動としての反都市的気分が蓄積してゆくことになる。しかし本市域の村々においては、そのような都市と農村の二極分立的な図式は成り立たない。大都市大阪からわずか三〇分の近距離に位置したというだけではなく、都市的な大衆娯楽や消費産業が、村の隅々にまで否応なく浸透し影響を広げつつあったのであり、そこは

純農村というような地域とは明らかに異質の空間といえた。

農家副業 と賃労働

村の人々の暮らしは、その経済的側面においても変化していた。早くから農家副業として、丘陵地で茶が栽培されていたが、さらに京阪開通前後から九個荘村の梨栽培が急発展し、水本村では女子の手作業による草鞋づくりが行われた。後には豊野村などで養鶏用その他の金網、葉の原料となる麦芽の生産が盛んとなった（六卷五五七―六八頁、同解説）。

賃労働の機会も増えていたのであろう。たとえば大正六年（一九一七）十一月二十八日、友呂岐村農会は各区長にたいし、「近來工業方面ヨリ労働者ノ需要多キ為メ、農事ノ管理往々放慢^{マダマ}ニ流ル、傾キ有之。就中撰種等ノ蕪雜ニシテ、馬鹿苗若シクハ雜リ穂ノ田面ニ混在セルモノ多ク、之レガ為メ収量ヲ減少スルモノ尠ナカラザルヲ認メ候ニ付テハ、昨今採取期ナルヲ以テ充分採種ニ注意スル様、一般当業者へ御示達相成度」と通知している（六卷五五一頁）。

その背景には京阪電鉄の駅近辺の住民中から、都市部へ働きにゆく者がでてきたという事情があろう。同時に本市域の村々の内部において、各種の商業やサービスの需要が拡大し、また小規模ながら織物工場などが設立されたということも無視できない。たとえば『大阪府下組合会社銀行市場工場実業団体一覽』（大阪府内務部 一九一八年）には、市内のものとして撚糸工場二、織布工場六、晒工場一、メリヤス工場四の計一三工場が掲載されているが、うち一工場は明治四十一年（一九〇八）から大正五年（一九一六）までの創業であった。比較的大きい工場である九個荘村大字神田・中本織布工場の場合、明治四十四年（一九一七）「創業当時の工員は四〇人、主として近郷農村の娘で、月給は平均十円、米一石の値であつた」という（『市

誌』一九五六年 四六三頁）。

こうして現金収入の機会が増大するにともない、人々の暮らしから自給自足的な要素がしだいに後退し、金銭による消費のしめる比重が大きくなっていった。第一次世界大戦後には小作農家でも冠婚葬祭に相当額を出費し、日常生活も米飯が主流となつて、魚類や味噌・醤油、綿や絹の衣服、それに下駄・足袋などの購入がふえたといわれる（大門正克『近代日本と農村社会』日本経済評論社 一九九四年 六五頁）。当然ながら都市的な消費文化とかかわる機会も広がつてゆくことになる。

農民組合 第一次世界大戦後の大正七年（一九一八）におきた米騒動は、その後における多様な社会運動と自転車の本格化を予告するものであった。本市域の村々では、「篤志者寄附金」などで購入した米の

販売を実施したこともあり、騒動には至らなかつたらしい（『市誌』一九五六年 一一〇頁）。

だが大正十一年（一九二二）に日本農民組合が創立されると、その影響は各村々に急速に浸透した。全国組織創立のすぐあと、四月二十三日に結成された北河内連合会が、山田村中宮・西方寺（枚方市）において農民学校を開催し、数多くの指導者を養成するなど、農民運動の勢力を北河内はもちろん、大阪府下全域に拡大してゆくうえで、重要な役割をはたしたのである（『大阪社会労働運動史』第一巻 大阪社会運動協会 一九八六年 九〇六頁）。

農民運動発展の背景には、第一次世界大戦後において労働賃金が急上昇する一方、小作収益は停滞したままで、その格差が拡大したという事情がある。ちなみに大正十二年（一九二三）の北河内郡における収穫米分配率は地主五三％弱、小作人四七％強で、小作人の田一反あたりの収入約二三円、仮に七反を耕作したと

しても年一六〇円程にしかない（『大阪朝日新聞』一九二四年一月十二日）。これにたいし大阪市の日雇い労働者の日当は、「仲土」平均三円あまり、「土方」二円あまりで、労働日数の少なさや数割のピンハネぶんを差し引いても、小作農経営の不利は明白であった（大阪市社会部調査課編『日傭労働者問題』弘文堂書房 一九二四年）。賃労働の機会が増えていただけに、小作農民としては意識せざるをえなかったであろう。

また自転車による農民の生活世界の拡大ということも無視できない。本市域では明治三十四年（一九〇一）、英国製の高価な自転車を「高宮の永尾吉三郎が郡役所通いに乗り出したのが最初」で、当時は北河内郡内でも数えるほどだったといわれる（『市誌』一九五六年 五〇四頁）。以来急速に普及したのであろう。明治四十年（一九〇八）には、交通機関の不備な同郡は「自転車の利用者が無暗に多く、既に七百輛を計上してゐる郡部にこれ丈の車数を持つて居るのではない。自転車郡と名けても差支へはなからう」と評されている（『大阪朝日新聞』六月十七日）。

そして大正十五年（一九二六）五月二日の北河内郡メーデーには、日農の四三支部から「徒歩隊四〇〇名」とともに「自転車隊一〇〇名」が参加し、「組合旗三本長旗二流二ハ耕作権確立、無産者ハ農民党へ加盟セヨトノ標語ヲ書シ、之レヲ押立テテ友呂岐村大字郡ヲ出発シ、予定ノ道筋ナル豊野村大字国松、太秦、高宮、甲可村（四條畷市―引用者注）中野ヲ経テ全村南野四條畷神社内ニ到着」した（六卷五八一―二頁）。

小作農民が村の境界をこえて、郡レベルで相互に連絡・交流しあい、ともに農民組合に結集してたたかうことができたのも、この自転車あればこそであろう。「自転車の普及は、水廻りを容易にしただけでなく、村をこえた世界の空気を従来よりもはるかに広い範囲で吸収できるようにした。（中略）自転車は小作農民

にとつて、社会の変化や情報をつかむきわめて重要な媒体であつたにちがいない」(前掲『近代日本と農村社会』六七頁)。

地主小作関

係の変化

日本農民組合結成直前の大正十一年(一九二二)一月、大字高宮の南北両地主組合が合併したが、それは「時代進歩ニヨリテ小作対地主ノ関係ガ甚ダ複雑ニナリ、且小作人ノ頭腦モ発達シ、従来ノ如ク單純ニ進行セズシテ、毎年の不作ニハ免引を願出でる様ニなれり。時としては地主ノ言葉の良否ニ因ツテハ耕地返還をせられた内も数多有り。(中略)非常ニ悩マサレタ」からであつたという(六卷五七一―三頁)。

農民組合の出現は地主の苦悩をさらに深刻なものとした。同年四月の結成当時は四支部が所属するにすぎなかつた日農北河内連合会だが、夏以降「所属各支部共一齊に小作料永久三割減の要求をなし、且つ隣村より隣村へ猛烈なる宣伝をなせし結果」、翌大正十二年(一九二三)二月には二八支部一六〇〇人が結集するに至つた(前掲『大阪社会労働運動史』第一卷 九〇九頁)。

本市域にはこの過程で支部が結成されたのであろう。同年の凶作を理由とする小作料減免闘争が北河内郡三二カ町村でおきたが、そのとき友呂岐村大字平池でも「一段に付六斗減要求」した。これにたいし地主の側では、「中にはこんな状態が尚二、三年も続くならば、地主は自滅するの外なしと叫び、小作を中止して桐栗類を植林したいとの希望者が増加する模様で、郡当局でもこの傾向に対しては大いに頭痛を病んでいる」という(『大阪朝日新聞』十二月二十八日)。

大正十三年(一九二四)秋には、豊野村大字秦の小作農五九人が減免を要求したが、双方の主張の隔たり

が大きく、翌大正十四年（一九二五）三月九日、地主側（一六人）が小作調停を申し立てた（北河内郡役所「大正十三年 小作調停ニ関スル書類」）。また水本村大谷支部の三一人が昭和三年（一九二八）度小作料の四割減を要求したことはじまる争議は、地主側の土地返還訴訟と農地立ち入り禁止措置、組合側の調停申し立てと小作米売却というように、双方が強硬手段を繰り返して長期化した。組合側は翌昭和四年（一九二九）の小作米も売却して闘争を継続する姿勢を示したのになし、「地主側では立禁団に朝鮮人を使用して耕作」を開始したという（『全国農民組合大阪府联合会第二回大会資料』ほか 法政大学大原社会問題研究所）。

小作争議をとおして、小作料は実質的に低下していった。地主側も「毎年の争議でだんだん削られて行くのは、各地主の歩調が一致しないからだ」として、大正十四年（一九二五）六月十一日、北河内地主会を結成し対抗した。同会は九月二十五日に大日本興農会と改称して、府下の全地主に小作争議への対抗を呼びかけ、十月四日には全国組織化にむけて大日本地主協会を設立した（前掲『大阪社会労働運動史』第一巻 九一八頁）。しかし大正十五年（一九二六）には、男子普通選挙制による地方議会議員選挙が行われ、小作農民代表が府会や町村会に進出した。もはや地主中心に地域秩序が成り立つ時代ではないのである。一九三〇年代以降になると農民組合は後退・衰退を余儀なくされるが、それでも北河内の小作農民は各村落の内部において、小作料減免をかちとる力量を保持していた。

香里園住宅のモダニズム

京阪電鉄開通当初、遊園地がつくられた香里園は、遊園地の枚方移転後しばらくして、郊外住宅地としての開発がすすめられた。昭和三年（一九二八）に宅地売り出しを開始して以来、玄関脇に洋室の応接間を構えた、和洋折衷の近代的「文化住宅」が軒を並べる高級住宅街として、順

調に拡大していった（第五節）。

香里園のある友呂岐村の人口推移をみると、昭和二年（一九二七）の七〇八戸三六五八人から、昭和五年の八六六戸四五三〇人、昭和十年の一〇九〇戸五五一四人、昭和十五年には一四八二戸七一二六人と急増している。しかもその間における農業者の割合の低下がいちじるしい。隣接する村々の人口増が緩慢ことを考えあわせると、友呂岐村における人口増加分の多くが、香里園住宅に移住してきた給与所得者層ないし商工業者層であったと想定できよう（前掲「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」）。



写真 21 『香里』の表紙（京阪電鉄蔵）

『香里』（一九三三年）と題する冊子がある。同冊子が紹介するところによると、香里園住宅の区画の仕方は「天然の風致を少しも損なはせない点に深く意を留め、自然の起伏に随ひ小公園やテニスコート等を設け、大樹名木等を適当に保存してゐるから、真に郊外生活」の優雅な気分を味わうことができ、かつ「京阪デパート当園出張店は（中略）菓子、食料品、呉服、文具、化粧品、雑貨類の品々はもとより野菜、果物、精肉等をも売出してゐるので、当店だけでも日用品には何等不便を感じない」という。自然豊かでモダンかつ便利な別天地というわけである。

冊子『香里』は「香里園居住者人名抄録」として、二二一人の名簿を掲載している。この二二一人を選択した基準が示されておらず、「職業又ハ勤務先」欄が空白のものや、職種・地位などを判断しがたいものもあり、同名簿から住民構成を正確にとらえることはできない。ただ一見して俸給生活者、ついで商工業経営者の比率の高いことがわかる。目だつものを摘記すると、新聞社勤務（販売店をのぞく）一〇人、官公吏九人（軍人を含めると一三人）、銀行員九人、大学・高等専門学校の教員八人、医者五人などである。なお新聞社一〇人のうち七人は大阪朝日新聞社、官公吏九人のうち五人は大阪市である。高学歴の新中間層と富裕な経営者層が多く住む街として、香里園は明瞭に階層の性格をもっていたのである。ちなみに昭和八年（一九三三）に移ってきたという八木鞆子は、「香里園にはインテリ層が多く、大金持ちが一国一城の主を気取って暮らしていました」と述べている（八木鞆子『八木信一伝』東方出版 一九八四年 一六〇頁）。

私共のやうなインテリ遊民も、漸く年を取つて来ると、晩年を安らかに落ち着いて暮したい為に、所謂安住の地を求める気持になる。（中略）大阪の郊外を休暇毎に歩きまはり、あちらこちらと安住の地を物色した結果、遂に香里を以て最適地となし、此処に宅地を求め、居宅を建つるに至つたのである。（中略）所用には大阪に出で、春花秋月には京都に遊び、読書や野菜作りのひまには、あのおのづから深山の趣のある香里裏山を逍遙して、幽鳥を聴き、烟霞を望み、吟咏自適の生涯を送らむ（後略）。

和歌山高等商業学校（現和歌山大学）校長の花田大五郎が、『香里』に寄せた序文からの引用である。こうして本市域の一角、緑豊かな北東部の丘陵地に、周辺の村々のそれとは異質な居住空間が出現した。そして都会の「喧騒と塵埃の世界」を逃れ、「健康的な郊外」の暮らしを求めてきた中間階級による、新たな生活

スタイル・新たな生活文化が定着していった。

大恐慌と農村

経済更生運動

昭和四年（一九二九）十月二十四日、ニューヨークの株式大暴落にはじまる世界大恐慌にこれにたいし昭和七年（一九三二）八月のいわゆる救農議會をへて、政府の農業恐慌対策が実施されるが、その中心となったのは農村振興のため、道路建設・河川改修などの公共事業をおこし、農民に労賃収入の機会をあたえる時局匡救事業であった。北河内郡三二カ町村では、昭和七年（一九三二）度に二一カ町村、翌昭和八年（一九三三）度は三〇カ町村から、匡救土木事業認定の申請があった（『大阪朝日新聞』一九三二年九月二十八日、一九三三年一月二十四日）。

昭和七年（一九三二）十一月八日、水本村が府知事あてに提出した申請書は、その理由を「住民ノ過半数ハ出稼労働ニ従事スル府下有数ノ貧弱村ナルニ、農村不況ハ愈々深刻化シ、多数労働者ハ餓死ノ状態ニアルヲ以テ」などと説明している（六卷五八三～四頁）。また翌昭和八年（一九三三）五月、大阪府から同事業の効果・影響の照会があったのにたいし、水本村は「不況時代ヲ脱出シ得ルノ光明ヲ認メ、稍生活苦ヲ緩和サレタル観アルモ、之ガ継続ヲ見ザルトキハ、著シキ効果ナキモノ、如シ」などと回答している（六卷五九〇～二頁）。一方、豊野村では土木事業に必要な人員を村内で確保できず、村長が区長にたいし「何卒予定人員以上に御督励願度」と依頼せざるをえない状況も生じていた（六卷五八四頁）。一般的には同事業は、貧農や失業者の救済に、さほど役立たなかったと評されている。

このような政府の貧弱な救済策を補強するために登場したのが、農村経済更生計画による自力更生運動で

あった。北河内郡では氷室村（枚方市）と豊野村が指定村となった。大阪府経済部の「計画概要」によると、豊野村の現況は「個人主義盛ニシテ、共同一致村ノ改善ニ当ルノ意氣乏シク、何事モ纏リ難シ。（中略）一村ノ統制困難ナル状態」であった。それもそのはずで総戸数五〇八のうち「農二七二戸、商工九三戸、其ノ他一四四戸。都市及交通等ニ通勤スルモノ多ク、勞務收入一五一、七〇八円アリテ、販売農産物ヲ超過スルコト約五万円ニ達スル状況ニシテ、都市トノ交渉多ク、其ノ生活ハ向上」していた（六卷五八五―九〇頁）。これは豊野村だけの現象ではないであろう。京阪電鉄開通から二〇年以上をへて、かつての純農村は駅近辺を中心に都市化がすすみ、村落共同体としてのまとまりが希薄になっていたのである。

更生運動は村のこのような現況を、伝統的な「隣保共助の精神」と国家主義的な「精神教化運動」によって克服し、同時に実行機関としての産業組合の普及をはかり、村民一丸となって農業経営の計画的組織的刷新を実現しようとするものであった。農民組合と小作争議に希望を見いだしていた農民たちを、恐慌による苦境を契機として、「挙村一致」で経営の計画化・安定化をめざす方向に転換させようというのである。なかば都市化しつつあった本市域の村々において、そのねらいがどこまで実現したかは判断しがたいが、のちの村をあげての戦時動員体制を、準備する意味をもったことは否定できない。

室戸台風 昭和九年（一九三四）九月二十一日、室戸台風が関西地方を襲った。後に「近年、はじめての被害 超台風で、この時より台風に対する一般人の恐怖は常にと頭から去らぬようになった」といわれ

るほどの暴風雨であった。本市域最大の被害は水本小学校の倒壊で、児童一四人が犠牲となった。また九個荘村「大字仁和寺だけでも一二〇戸足らずの人家の内二三戸が倒壊し、死者二名を出した。農作物の被害も

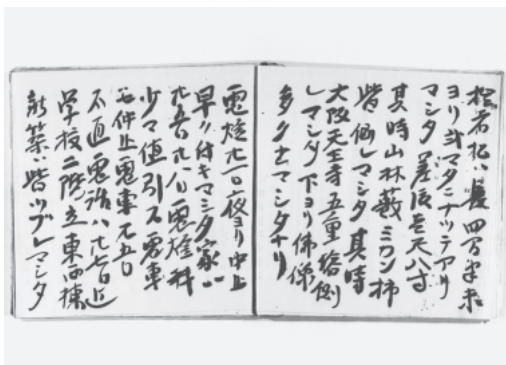


写真 22 「関西一带突風襲来アリ」の一節
(小寺辰夫家文書)

甚大」という(『市誌』一九六六年 二七一頁)。

他の地域の被害は不明だが、豊野村大字高宮の小寺辰夫家にのこる手記「関西一带突風襲来アリ」は、松の大木が倒れ家屋を破損したほか、「其時、山林、藪、ミカン、柿、皆倒レマシタ。(中略)電灯廿一日夜ヨ

リ中止。早々付キマシタ家ハ廿五日。廿八日電灯料少々値引ス。電車^(ト)モ^(ト)止。電車廿五日不通。電話ハ廿七日迄。学校二階立東西棟新築ハ皆ツブレマシタ。(中略)先生、生徒死亡者多キ」などと述べ、高宮では「本宅ツブレタ人」五軒、「半ツブレ家」五軒、「納屋ツブレ」二軒、「外ニモ大小損害アリマシタ」としている。

なお水本村は大阪府にたいし、村民の被害甚大でこれ以上の村費負担が不可能なこと、自活困難な罹災者救済のため公共工事が必要なことを強調し、道路新設工事費二一〇〇円全額を、地方改善応急施設費として交付するよう申請した(六卷四九九〜五〇〇頁)。

第三節 戦時下の寝屋川

強まる戦時色

昭和六年（一九三二）九月十八日、満州事変が勃発した。それから昭和二十年（一九四五）八月十五日の敗戦にいたるまで、日本は足かけ一五年にわたって戦争をつづけることになるが、満州事変はいわば局地戦争であり、この段階では日常生活にたいする戦争の影響もなお限定的であった。それでも連日の戦争報道により、社会の雰囲気は確実に変化していった。デモクラシーと無産運動の時代が過ぎ去り、戦争と挙国一致の時代が到来しつつあったのである。

翌昭和七年（一九三三）七月二十八日、本市域では満州事変における二人目の戦死者である、九個荘村大字神田・萩原幾仁の村葬が行われた。式場は参謀総長・陸軍大臣「その他各方面から贈られた多数の檣^{しきぎ}、花輪で埋まり（中略）村民約千名が参列、（中略）稀に見る盛儀であった」という（『大阪朝日新聞』七月二十九日）。また昭和九年（一九三四）七月四日、北河内郡役所において防空演習講習会が催され、ついで「十月十二、十三日最初の防空演習あり、十二日午後三時には毒ガス弾投下の想定で行われた」（『市誌』一九五六年 一三三頁）。すでに昭和八年（一九三三）五月、塘沽停戦協定が結ばれ、満州事変勃発当時の戦争熱は後退していたところである。それだけに当局者としては、国民の士気の維持高揚ということも考慮して、この時期に防空演習を実施したのであるう。

そして昭和十二年（一九三七）七月七日、日中両国の全面戦争がはじまった。直後の「九個荘村役場では、

炎熱下に活躍する皇軍将兵のことを思へば、内地の暑さなどは物の数でない、数日前から全吏員が申合せで、執務中『暑い』といへば五銭の罰金をとることにし、早速実行に移し罰金投入の竹筒を村長室に備へたが、(中略)総計は早くも五円となつたので、枚方署を通じて国防献金した。なほ同役場では夏中これをつづけることになつてゐる」という(『大阪朝日新聞』七月二十二日)。

全面戦争に突入するにともない、人々の暮らしのありようは、ほとんど戦争一色に塗りつぶされていった。政府は同年十月、「挙国一致、尽忠報国、堅忍持久」の三大スローガンのもとに、国民精神総動員運動を開始した。友呂岐村では同月八日、各区長・村会議員・小学校長などが集まり、「非常時局を認識せしむる為、講演会並に映写会を開会すること」「毎月一日、十五日神社参拝の事」「毎月一回、各神社単位にて武運長久祈願祭施行のこと」「毎月一日、十五日を早起日とし、各寺の鐘を合図に起床すること(午前五時)」などを決定している。以来、十一月の明治節奉祝と国民精神作興週間、翌昭和十三年(一九三八)二月には肇国精神強調週間などがあいついで設定された。肇国精神強調週間の期間中は耐寒鍛錬運動が行われ、村民は毎朝六時三〇分に集合し、宮城遙拝・ラジオ体操・五分間駆け足・建国体操・武運長久祈願黙禱を繰り返したという(『市誌』一九五六年 一一八頁)。

このように初期の国民精神総動員運動は、「日本精神発揚」などの精神運動が中心であった。しかし戦争が長期化すると、昭和十三年(一九三八)一月の農業生産増進強調週間、六月の貯蓄報国強調週間、七月の一戸一品献納運動、十二月には大阪府経済戦強調週間などの経済国策協力運動がこれに加わった。また昭和十四年(一九三九)九月一日からは、毎月一日が「興亜奉公日」とされ、勤勞奉仕・娯楽場休業・一汁一菜・

日の丸弁などが国民に強制された。

こうした行政主導の官製国民運動は、戦争熱が高揚し民衆の自発性が発揮された初期はともかく、やがてはマンネリ化・形骸化を避けられず、少なくない人々がこれを上からの強制と感ずることになる。しかも戦争にともなう物資不足とインフレが民衆生活を直撃した。昭和十三年（一九三八）になると綿製品にかわる人絹・スフ、金属節約のための竹製スプーンなど、人々は各種代用品の使用をしいられ、翌昭和十四年（一九三九）には生活必需品の配給制度が実施された。

工業化の進展

昭和十年（一九三五）十月、九個荘村大字仁和寺に木村家製パンの工場が落成し、パン・洋菓子などを大量生産した。本市域における最初的大型工場といってよいであろう。しかし経済統制によって廃業を余儀なくされた。戦時期においては、このように消費財産業が衰退にむかう一方、政府の軍需インフレ政策を背景に、重化学工業が急成長する。本市域においても、昭和十一年（一九三六）に九個荘村大字高柳・上田化学工業研究所、同大字対馬江・大阪工業、昭和十三年（一九三八）には寝屋川村大字木田・寝屋川工作所が創立された（『市誌』一九六六年 二八五頁）。隣接する枚方では同年一月、巨大な陸軍大阪造兵廠枚方製造所が開設されている。

そして昭和十三年（一九三八）八月一日、豊野村・京阪電鉄沿線の、寝屋川改修工事によりできた廃川敷に、国立機械技術員養成所が開設された。同養成所は年四回・各八〇人の本科生を募集し、全寮制一年間の勉学をへて、うち三〇人が専攻科にすすむという（『大阪朝日新聞』七月三十一日）。「ここの生活はすべて軍隊式で、生徒はみな寝台式寄宿舎に起居し、早晩五時半」起床のあと「畳敷の大講堂に集合、十分間の黙想、若人の

想念は遠く大陸の彼の地にはせる。半裸のまゝの建国体操がすむと」、一日八時間の学科と実習が、第一・第三日曜日と祭日以外は夏休み・冬休みもなくつづく。卒業後の進路としては、「全部が大陸への就職希望という頼もしさ」などとつたえられた(同 十一月一日)。日本経済の重化学工業化・軍事化、およびその海外進出をになう人材が、毎年三二〇人も育成されたのである。

こうした地域社会の変容は、子供たちの進路や意識のありように、直接的な影響をあたえるであろう。昭和十五年(一九四〇)秋、北河内郡三三の高等小学校卒業予定者について調査したところ、「就職希望者は男六百九十四名、女五百三名、総計千百九十七名で、昨年よりも遙に増加してゐる」。男子は「さすが軍国日本で、工廠希望者が断然多くて全体の七割を占め、次に松下電器、井沢銃砲、天辻鋼球など主として軍需工場が多く」、女子は昨年まで四〇〇五〇名あった女中奉公希望者が皆無となり、「大阪の官庁、大会社を希望するものが多く、次に軍需工場、紡績の順であつた」という(『朝日新聞』十月二十七日)。

その後も工業化の勢いはとまらず、昭和十六年(一九四二)、九個庄村大字仁和寺に「敷地一万坪を擁し、当地方最大の大工場であつた」中西軸承金属河内工場が設けられ、友呂岐村大字郡にも大阪メーター製造が移設された(『市誌』一九六六年 二八六頁)。翌昭和十七年(一九四二)には、枚方に東京第二陸軍造兵廠香里製造所が開設された。

そのなかで水本村では、道路改築事業などを行うにさいし、「近時村民ノ多クハ軍需生産方面へ転出セル為、一時ニ多数ノ勞力供出不能ノ状況」が生じていた(六卷六〇〇一頁)。大阪メーターで働く友呂岐村の二人の主婦が、産業報国会枚方支部から「模範女工員」として表彰されるとの記事もみえる(『朝日新聞』一九四

寝屋川警官住宅

一部(乙號)てき上る



写真 23 警官住宅の完成を報じる記事(『大阪朝日新聞』1937年8月13日)

三年一月七日)。日中全面戦争からアジア太平洋戦争へと突入する過程で、地域社会の工業化が加速度的にすすんだのである。

宅地化と人口増 大阪府は昭和五年(一九三〇)から昭和八年(一九三三)にかけて、本市域の寝屋川改修工事を

実施した。改修箇所は寝屋川が京阪電鉄と並行して流れているところ、つまり大阪市内への交通の便がよい場所であり、治水だけではなく宅地造成もかねた大事業であった。しかし低湿地帯という土地性の問題もあり、廃川敷を住宅地として販売しようという大阪府の計画は成功せず、工事後は草原と化して放置されていたという(前掲「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」)。

ようやく昭和十二年(一九三七)、豊野・友呂岐両村にまた

がる廃川敷に警官住宅(日章園)が建設され、八月末から入居がはじまった。同住宅は二階建て(階下四間、階上一間)一〇〇戸、平屋建て(四間)二〇〇戸の計三〇〇戸で、「いずれも風呂付(中略)、お買物は購買組合があるし、同住宅専用の上水道を備へ、中心部には寝屋川を取り入れた七百坪の小公園」があった(『大阪朝日新聞』八月十三日)。

同じころ警官住宅の辺りに、「三期に分けて五百戸を建設し、大阪工廠ほか軍部関係各支廠の技手、および軍人出身の雇員たちにも提供したいといふ計画」も立ちあがっていた（同 一九三六年六月七日）。しかしその計画の主体である軍人住宅株式会社が経営難に落ちり、同社から予定地を買収した前田芳太郎が昭和十二年（一九三七）、そこに一三八戸を建築し、前田荘と称して借家経営にあたった（『市誌』一九五六年 三三八頁）。

さらに昭和十七年（一九四二）になると住宅営団大阪支所が、豊野村大字秦・京阪グラウンドの土地を買収し、建坪一五〇二二坪の分譲住宅一七七戸を建設した。「一戸当りの敷地は建坪の三倍以上、通風彩光に周到な注意が払はれ、住宅附近には日用品売場四戸と集会場一棟、児童遊園などが併設され、上水道も香里から誘われる理想的なもの」という（『朝日新聞』一九四一年十二月七日）。豊野住宅と命名され、最寄りの京阪電鉄運動場前駅も、翌昭和十八年（一九四三）に豊野駅と改称された。

昭和十七年（一九四二）二月二十日、豊野村は大阪府知事にたいし、国民学校校舎増築に必要な起債の承認を求めた。同村は「昭和十一年迄ハ純農村」であったが、警官住宅と機械技術員養成所の建設を機に「人口俄然激増シ」、そのうえ「支那事変勃発以来軍需産業ハ勃興シ、本村附近ニ各種重要工場ノ続出スルアリテ、之ニ勤務セル職工ノ住宅難ヲ招来シ、之レガ対策トシテ」豊野住宅が建設されており、就学児童の激増にそなえ、さらなる校舎増築が必要だといふのである（六卷六二二―三頁）。現に豊野村の人口は一九三〇年代前半のおよそ五〇〇戸二五〇〇人の水準から、昭和十三年（一九三八）の六九二戸三〇一六人、昭和十四年（一九三九）の七二〇戸三六一四人、昭和十五年（一九四〇）には八三六戸四〇一九人と急増した（前掲「大正・昭



写真 24 愛国婦人会友呂岐石津支部の集合写真
(西邨政和氏提供)

和前期の寝屋川市域における治水事業」。

こうして当初は大阪府などによる寝屋川・麩川敷の有効利用として、後には近辺における軍需産業展開の必要にせまられる形で、豊野駅近辺に新たな住宅地が形成され、人口も急激に増加した。そこに入居したのは主として労働者と吏員であり、高所得の俸給生活者・経営者が多く住む香里園住宅とは、生活文化のありようにおいても対照的であった。戦時下の寝屋川は、この二つに古くから各所に立地する集落を加えた、計三つの異質な居住空間が並存する地域社会構成となったのである。

新体制と部

落会・隣組

昭和十五年（一九四〇）十月、近衛文麿内閣のもとで全政党、および労働組合・農民組合などの自主的組織が解散し、かわって国家総力戦にそなえ、一元的に国民を統合する大政翼賛会が結成された。同会は中央本部のもと各道府県・郡市・町村に支部がおかれ、それぞれ知事・市町村長などが支部長となった。国民の自発性の組織化が意図されたが、結果的には内務官僚主導の上意下達機関と化したのである。翌昭和十六年（一九四一）二月、各支部役員が指名され、五月三日には四條畷神社において、北河内支部精神作興大会が行われた（『市誌』一九五六年 一二〇頁）。

他方で木炭・マッチ・米穀など、生活必需品がつぎつぎ配給制となるなかで、町内会・部落会・隣組の役

割が重要性を増していた。内務省は昭和十五年（一九四〇）九月、これを国策補助機関・統制経済運用単位として位置づけ、その組織整備にのりだした。翌昭和十六年（一九四一）五月、大阪府から部落常会の方法について照会があったのにたいし、友呂岐村三井部落は毎月二十五日、三井公会堂で開催していることを報告した。また大政翼賛会友呂岐村支部は同年十二月、村常会を毎月二十日に、各部落常会を順次二十一日から二十七日に開くことを決定した。隣組の常会は毎月一日、一斉に開くようになった（同前）。常会定例日の全国的統一に坎する内務省通牒にもとづく措置である。

こうして整備された町内会・部落会・隣組は事実上、大政翼賛会の下部組織となり、傘下の人々を戦争協力に動員した。会長・組長などを中心に、かつてない広範な民衆参加が実現したが、部落会などは生活必需物資配給をとおして人々の死活をにぎっていただけに、その指示には嫌でも従わざるをえないという面があったことも否定できない。

統後の市

民生活

昭和十六年（一九四一）十二月八日、日本は中国との戦争を終わらせることができないまま、同日にアメリカ・イギリスなどとの戦争を開始した。翌昭和十七年（一九四二）二月から、毎月一日の興亜奉公日にかえて、毎月八日を大詔奉戴日とし、各職場・学校で大詔奉読・必勝祈願を行い、また全国一斉にラジオの前で隣組常会をひらいて「承詔必謹」を誓うことになった。日本軍の初期作戦の成功に国中が湧いたが、翌昭和十七年（一九四二）六月のミッドウェー海戦、同八月から昭和十八年（一九四三）二月のガダルカナル戦を機に守勢に転じ、その後は敗勢を強めるばかりとなった。

戦争も押し詰まった昭和十九年（一九四四）二月十九日、大政翼賛会水本村支部長は同大阪府支部長にた



写真 25 勤労働員による農作業（北田昭文氏提供）

いし、優良部落会の寝屋では「会長ノ号令一下、各役職員是レニ歩調ヲ合セ、隣保班悉ク円満、全部落和合」して活動しており、すでに供出米割り当て量の超過達成と納税完済をはたし、貯蓄・債券購入の完遂も確実な情勢で、また農繁期における応召者遺家族援護に「万遺憾ナキヲ期シ」て増産を実現したのは、「蓋シ部落民悉ク戦闘配置ニ就ケル結果ナリ」などと報告している（六卷六二七―三二頁）。

また大字郡の部落会は、高級官吏・紳商・農民の寄り合いで統制困難だったが、「労資協調運動の闘将八木信一氏」が会長就任以来、「氏の熱誠と統御の才は全部落を動かし」、貯蓄や国債購入で飛躍的な成果をあげ、「全部落は渾然一丸となつて報国運動に邁進」しているとの記事がみえる（『朝日新聞』一九四四年一月十四日）。工場の様子につ

いても、次のように報告された（同 一九四三年五月五日）。なお引用文中に「寝屋川町」とあるのは、昭和十八年（一九四三）四月、九個荘・友呂岐・豊野・寝屋川の一町三村が合併して、寝屋川町制が施行されたからである。

中西軸承金属河内工場（北河内郡寝屋川町）の従業員は、『銃後で生産にいそしめるのも兵隊さんのお蔭だ』と恤兵献金熱にたぎり、続々工場事務所に寄託。なかには三十円、五十円の匿名献金もあるので、工場では従業員に熱意に応へて、月二回の公休日の翌日を『献金作業日』とし、残業手当を恤兵献金と弾

丸切手の購入にあててゐるが、僅か三ヶ月で恤兵金千五十五円、彈丸切手購入額千二百円にのぼる好成績。『勝ち抜く日まで続けるぞ』と、工場一丸となつて敢闘してゐる。

これらは「模範」「美談」としての記述であり、文字どおり受けとることはできない。それでもこの段階では戦局の不利が、人々の戦意低下に直結しなかったことは確かである。しかし昭和二十年（一九四五）三月十四日、大阪大空襲の影響は甚大であつた。四月二十六日提出の寢屋川町常会議案は、「本土空襲ノ被害等ニヨリ戦局ヲ悲觀的二考ヘテ居ル人ガ、当寢屋川町ニ一人デモ在リハセナイデシヨウカ。客觀的ナ事態ハ今後益々悪化ヲ予想セラレマスガ、勝敗ハ最後ノ一瞬ニ決スルモノデスカラ、一時ノ浮沈ニヨリ悲觀的二考ヘテハナリマセン」と述べ、人々の士氣昂揚に留意するよう求めている（『市誌』一九五六年 一二三頁）。大阪市や堺市のような空襲の惨禍を経験しなかつた本市域では、最後まで敗戦を予測できない人も多かつたであらう。とはいえ「必勝の信念」の動揺はおおいようがなかつた。

『寢屋川市誌』（一九五六年）によると、日中戦争からアジア太平洋戦争を通じて、寢屋川市内（旧水本村をのぞく）の戦病死した軍人・軍属のうち、氏名が判明するのは六三九人である。

これ以外に、市内から転籍した世帯のなかにも犠牲者があつたはずだが、すでに追求のしようがないという。また寢屋川市と水本村の合併後に刊行された『寢屋川市誌』（一九六六年）は、それに旧水本村の九四人（おそらく満州事変の戦病死者をふくむ）を追加掲載しており、現寢屋川市域の戦病死者数は計七三三人といいことになる。

これは昭和十九年（一九四四）の総人口二万七〇五五人の二・七％にあたる。分母を総人口ではなく男子

それも兵役に適合的な若年男子に限定すれば、この比率は何倍にも跳ね上がるであろう。ちなみに大正十一年（一九二二）生まれの井上俊夫（旧友呂岐村）は、同じ部落の小学校同級生男子九人のうち五人が戦死したという（井上俊夫『初めて人を殺す』岩波書店 二〇〇五年 一二頁）。戦地から生還した将兵にかんする情報としては、昭和二十年（一九四五）から昭和二十八年（一九五三）までの軍人引揚者一〇九五五人という統計がある（『市誌』一九五六年 六五一頁、旧水本村をふくまない）。これに敗戦前の除隊・帰国者を加えねばならないが、現時点ではその数を知る手だてが見つからない。

兵士たちは戦場において何を体験し、その体験をどのように認識したのだろうか。現時点で入手しえた寝屋川市出身、ないし寝屋川市在住の元兵士の体験記は、わずか五点六人分にとどまる（六巻、後編Ⅶ解説）。

このうち三人のはシベリア抑留体験、それ以外は訓練の思い出、復員後の苦労談、広島での被爆体験各一である。戦闘の模様や侵攻先現地住民との関係を語ったものは一点もない。元兵士の多くが戦場の記憶を克明にたどり、それを自分史のなかに意味づける作業に着手できないでいるということであろうか。そのなかで最近刊行された井上俊夫『初めて人を殺す』は、中国の民間人にたいする暴行の事実などについても、反省的に回想していて出色である。

いっぽう戦争終局期における銃後の寝屋川では、大阪市内から多数の縁故疎開者があって人口が急増したこと、大阪市旭区の古市国民学校・清水国民学校や大阪市立聲咄学校初等科の学童が集団疎開してきたこと、大阪市民の衣料疎開の受け入れ先となったこと、昭和二十年（一九四五）三月の大阪大空襲による罹災者一三〇人が水本村に避難していたことなどが知られる（六巻、後編Ⅶ解説）。

また六月十五日の第四次大阪大空襲を実行した米軍爆撃機 B 29 が、淀川沿いを北上する途中、寝屋川町に焼夷弾を落として家屋六軒、および集会場・ポンプ場などを焼いた。時期不明だが、それ以前にも一トン爆弾の落下地点「附近で牛耕中の神田山下老人」が落命し、「その時使われていた牛だけが主家にたどりついて人々の涙をそゝつた」「又仁和寺坂口利一の娘は守口の松下病院に入院して全快し、退院準備中を飛行機からの銃撃を受けて死亡した悲劇もある」という（『市誌』一九五六年 六三六頁）。

銃後の女性や子供の体験記も四点を数えるが、なかでも当時の寝屋川高等女学校生徒一〇〇人、同教員八人の体験記を収録した『女学生の戦争体験記』（寝屋川高校北水会編 素人社 一九九一年）が印象ぶかい。それぞれの人の忘れがたい過去の一瞬を、ビビッドに描いた文章が数多くみられ、ミクロな視点からの貴重な戦争記録となっている。

第四節 戦後の混乱と復興

敗戦直後 敗戦からおよそ一カ月をへた昭和二十年（一九四五）九月二十五日、水本村国民学校において、
の世相 戦病死した四人の兵士の村葬が行われた。大阪府知事新井善太郎の弔辞は、「生ヲ皇国ニ享

ケテ曠古ノ大戦ニ会ヒ、身ヲ挺シテ国難ニ赴キ、天晴レ偉勲ヲ輝カシテ国難ニ殉セラレ、護国ノ華ト散ル」などと述べている（旧水本村役場文書「弔辞（大阪府知事）」）。国民学校長の弔辞も同様で、「終戦」とはなったが、「皇国ハ永遠ニ継続スベク、国体ハ厳ニ護持サルベク、諸君ガ念願シ諸君ガ挺身擁護セシ最後ノ一線ハ保持

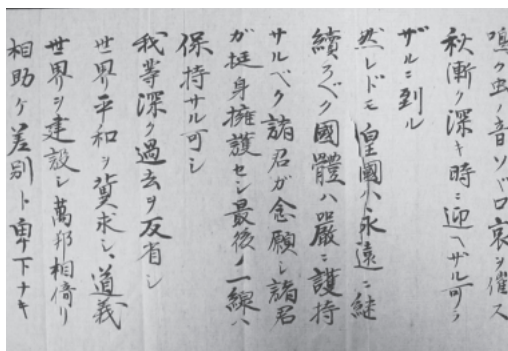


写真 26 戦病死者村葬の弔辞（旧水本村役場文書）

サル可シ」という（旧水本村役場文書「弔辞（水本国民学校長）」）。弔辞を述べる為政者も、そして弔辞に耳を傾ける村民の側も、戦後しばらくのあいだ、すくなくとも占領軍による民主化政策の衝撃をへるまでは、その戦前来の天皇観・聖戦観に、ほとんどなんの変化もなかったのであらう。

しかし人々の暮らしむきは激変した。すでに戦争末期から食糧事情は悪化していたが、敗戦にともなう供出・配給の流通システムの動揺、そして同年秋における米の収穫の大幅な減少が、事態をさらに深刻なものとしたのである。翌昭和二十一年（一九四六）「六月には二日間の欠配となり、その後毎月欠配が続いた。いも蔓や野草が食料となり、大阪市内から本市内へも食料の買出に来るもの多く、大抵は衣料を以て物々交換を行つた。一時は全く餓鬼道に陥つた如く、つくづくと敗戦のみじめさを体験したのであつた」

という（『市誌』一九五六年 一七二頁）。

配給の遅延がもつとも深刻になるのは、昭和二十二年（一九四七）夏のことである。香里園紅葉丘の「某工業学校教官」は、「十五歳を頭に六人の子供を抱え、売食い生活をして来たが、売るものもついに底をつき、遅配十三日におよんだ廿五日、たまりかねて枚方署を訪ね、『子供たちのため、自分は食うや食わずの生活で、きょうまで何とかして切抜けて来たが、ついに行詰り、この上はもう死を選ぶより他ない』と涙ながらにそ

の実情を訴えた」。また大字仁和寺の三七歳の女性は、「昨年夫に死別後、四人の愛児を抱え、新聞配達の入で生活を支えていたが、『こう遅配がついては、明日からもう食う何ものありません』と、これも泣きながら救済を嘆願した」（『朝日新聞』一九四七年六月二十七日）。

とりわけ困窮をしいられたのは、海外からの引き揚げ者たちである。大阪府公文書館所蔵「外地引揚者登録票」により、本市域に三一七世帯が居住したことが確認できるが、そのうち一戸住まいは二四％七七世帯にすぎない。それ以外は「同居」三七％一一八世帯、「間借」二三％七三世帯、不明一六％四九世帯であった。引き揚げ者の多くは親戚・知人などを頼って、寄寓生活を余儀なくされたのである。たとえば中国東北部の大連から引き揚げてきた八〇歳の女性は、単身で親族と同居、生活程度は「丙」、収入・貯蓄ともなし、などと登録票に記されている。仕事も家財も失い、身体ひとつで帰国せざるをえなかった引き揚げ者たち、その苦難に満ちた足どりがうかがえよう（六卷六三八～七一頁）。

敗戦は空腹や困窮の一方で、人々に解放を実感させた。とりわけ青年たちの解放感は大きかった。たとえば昭和二十二年（一九四七）ころ、「全市の青年会の間で、素人劇が非常に流行し、夏祭、秋祭には、村の鎮守や集会所で俄造りの舞台が作られ、見物の村人や、近隣からかけつけた若者たちで満員（多い時は千数百名）になった。青年たちはこのために、数ヶ月も前から、練習にとりかゝる。脚本も誰が書いたか知れないようなあやしげな者が多く、ドサ廻りの旅役者の残していたものもあつた。（中略）青年たちはカヅラをかぶり、長脇差を差したやくざ姿に扮（ま）することを好んだ。（中略）これらの演劇運動は、一種の戦後の解放感から生れたものであり、後に、盆踊りがこれに代つて盛となつた」という（『市誌』一九五六年 七〇一頁）。

復興の糸口

敗戦直後の寝屋川は、「疎開者の引き揚げと前途不安による工場の休業などで、しばらくは世の中も定まらず、人口も一時的に減少した」（『市誌』一九六六年 九頁）。ちなみに昭和二十年（一九四五）の人口は寝屋川町二万七九四四人、水本村四六一〇人であったが、翌昭和二十一年（一九四六）には寝屋川町二万六九一四人、水本村四二八二人となっている（前掲「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」）。

ただ大阪市の戦災や建物疎開、海外からの引き揚げ者の増加などにより、住宅不足が深刻化していたこともあって、住宅建設はそれなりに進展したのであろう。「寝屋川町に建設中の府営住宅二百戸は五月早々完成」（『朝日新聞』一九四七年四月二十五日）、香里園・菅公溪附近の山を切り開いて「サラリーマン向の住宅街百戸建設を計画」（同 一九四八年五月十八日）、京阪電鉄が「香里、寝屋川、枚方などに千戸」建設予定（同 一九五〇年二月十七日）といった記事が散見できる。

昭和二十五年（一九五〇）六月に朝鮮戦争が勃発すると、前年来の強硬なデフレ政策、いわゆるドッジ・ラインにより萎縮していた日本経済は、アメリカ軍の特需や輸出の急増をえて、いっきに活性化した。「本市地方も可成りの工場がこの時分から進出したが、多くは小工場的なもので、大メーカーといわれるものは少なかった」という（『市誌』一九六六年 二八六頁）。

寝屋川は経済復興の主要な舞台とはならなかったわけだが、それでも人口の増加は著しかった。昭和二十六年（一九五一）五月三日、寝屋川町に市制が施行されたが、その寝屋川市が成立した年から昭和二十八年（一九五三）までの三年間に、寝屋川市（水本村をのぞく）への転入者九五五二人、転出者七五七八人で、差し引

き一九七四人の増となっている。転入・転出の範囲は沖繩をのぞく全都道府県にわたっており、最多は大阪府の転入五五九二人、転出五一七六人であった（『市誌』一九五六年 二〇一頁）。永住のための転入はさほど多くはなく、転入者の大半は比較的短期間のうちに、他へ移動していったのであろう。

昭和二十五年（一九五〇）六月一日づけ『朝日新聞』によると、府立寢屋川高校（旧寢屋川高等女学校）で、二年生女子一六二人の一家心中にたいする考えを調査したところ、心中をせまられたとき親に同意する一人、しない一四四人で、その「反対の理由は、親は子供の生命まで自由にする権利はない、（中略）死ぬ勇気があればどんなことでもやりぬける」というものであった。一家心中は「やむを得ない」と回答する者が三七人もあったところに、庶民の暮らしの過酷な現実をうかがうことができる。だが同時に、敗戦直後のやぐざ芝居や盆踊りに解放感を表現した世代とはことなる新しい主体、戦後民主主義的な価値観を身につけた若い世代の登場をも感じさせる記事であろう。以下は彼女たちの一家心中防止策である。

現在の政治がなっていない。国家は少くとも最低限度の社会生活を保証すべきだ。もつと生活保護施設を完備し、失業者を無くし、明るい社会を一日も早く建設する。国民助け合い運動を大々的に起す。手近なものとして、苦境に立った時に気軽にどんなことでも相談出来るような施設を作る。

火薬工場と原子炉をめぐる 日本経済が復興から成長に向かいつつあったころ、寢屋川地域の将来のあり方を左右する、二つの問題が人々の耳目を集めた。その一つは、香里火薬製造所の再開問題である。昭和

二十七年（一九五二）七月、火薬生産五社が連盟して兵品用火薬株式会社を設立し、旧東京第二陸軍造兵廠香里製造所その他の旧軍火薬廠の貸与を申請した。これにたいし寢屋川市と枚方市が共同で香里火薬所活用



写真 27 原子炉設置反対デモ行進

反対同盟を結成して、中央省庁や議会への陳情・請願を繰り返した。

同所で本市域に属するのは正面入り口の小部分だけで、広大な敷地の大部分は枚方市にある。しかも附属禁野火薬庫が日中戦争下の昭和十四年（一九三九）三月一日、事故により爆発をおこし、多大の被害をだしたという経緯がある。寝屋川市としては「再開による利益はなくして、その害のみを受けることとなる」わけで、全市をあげての反対運動となった（『市誌』一九五六年 一七五頁）。

枚方市側では一部に、「爆発の危険なき火薬工場を誘致し、失業者の救済と市財政の赤字を克服しなければならない」「国際情勢にかんがみ、旧陸軍香里火薬製造所の活用は国策上必要」などと、再開に賛成する動きもあった（『朝日新聞』一九五二年十二月九日）。しかし香里小学校児童会が、平和憲法もあり戦争に使う火薬製造には絶対反対、「それよりも公園とか家をつくつたり、また平和な工場にしてみたい」とうったえるなど（同 一九五三年二月二十二日）、再開に反対する声のほが優勢であった。結局昭和二十八年（一九五三）三月十日、通産大臣が「香里園は地元の反対が強いので、一応貸与を見合わせる」と言明するにいたる（同 三月十一日）。火薬製造所跡はのちに巨大な団地となった。いま一つは、原子炉設置問題である。昭和三十四年（一九五九）三月二十六日、政府の原子力開発政策の一環である「関西実験用原子炉」を、水本村に隣接する交野町星田地区に設置する計画が公表された。はじ

めに宇治地区、ついで高槻市阿武山への設置が、住民の反対により挫折したあと、星田が第三の候補地とされたのである。交野町長らはこれを受け入れる方向に傾いたが、地元之星田地区、および水本村と寝屋川市が強く反対した（六巻、後編Ⅷ解説）。

以来設置推進派は、大阪府原子力平和利用協議会を中心にビラ配布・講演会開催・戸別訪問など、地元住民の理解をえるための活動を展開した。そのさい「研究用原子炉は、いまや飼いなされた家畜で危険はない」（六巻六九八～九頁）、などと施設の安全性を請け合う発言とともに、「付近に有力な産業はなく、これをきつかけに発展が期待される」（六巻六八〇頁）、大阪経済の地盤沈下を「解決する手つとり早い方法は、新しい産業を起すことだ。それは原子力産業である」（『朝日新聞』十月二十五日）、というような主張が繰り返された。地域経済の発展を優先する立場である。

これにたいし反対派の主張は、寝屋川市長柏原眞次が七月三十一日の市議会において、「どこ迄も徹底的に反対し、寝屋川市周辺都市がそれ／＼住みよい明るい安心出来るような都市に持つてゆく」と述べたように（六巻六八八頁）、周辺住民の健康や安全を重視するものであった。とりわけ水本村は、「設置予定地の半径一キロ以内」に全村民が居住するだけに、その安全にたいする不安が大きかったのであろう（六巻六八〇～二頁）。八月十五日、「水本村の住民約七百人が交野町役場におしかけ、口々に設置反対を叫び」、その一部が交野町長らに暴行を加える事件が発生した（六巻六九三～五頁）。

結局原子炉の星田地区設置計画は、地域ぐるみの反対運動にあつて挫折し、ついで第四の候補地である四條畷案の失敗をへて、最終的には大阪府泉南郡熊取町に設置されることとなった。火薬工場にしる原子炉に

しろ、仮にその再開・設置が実現していたならば、寝屋川市がベッドタウンとして発展してゆくうえで、重大な障害となったであろう。すでに住宅地開発が一定程度すすんでいたことを前提に、行政・議会が主導して地域ぐるみの運動を行い、その障害を事前に回避できたことの意義は大きい。

変貌する

寝屋川

昭和三十年（一九五五）三月、新京阪国道（国道一号線）が開通すると、その「沿道のレンコン畑やたんぼがつぎつぎと工場敷地などに埋立てられ、めざましい発展ぶりをみせ」た（『朝

日新聞』一九五七年二月三日）。高度経済成長の開始とともに、本市域も本格的な工業化の時代を迎えたのである。寝屋川市はさらに昭和三十五年（一九六〇）ごろから、本格的な工場誘致運動に乗りだし、その結果「大企業の分工場的なものが続々と建設された」という（『市誌』一九六六年 二八八頁）。これにともない住宅建設も急速にすすんだ。昭和三十二年（一九五七）十月三日づけ『朝日新聞』によると、その模様は以下のとおりである。

寝屋川市は住宅建設ブーム。同市企画課の調べによると、この夏ごろ対馬江地区に建てられた府営住宅百六十戸に続いて、大利地区に三百十戸、平池地区に四百七十五戸、郡地区に三百四十戸などが、民間の住宅会社の手で建設中で、明年三月までに完成するという。また近く建設にかかるものや計画中のものは、平池地区の府営住宅三百戸、高柳地区の同百五十戸、秦地区の住宅公団アパート千三百二十戸などがある。これらが完成すれば、市の人口も四万人を突破するという。

昭和二十六年（一九五二）の市制施行時は、ようやく三万人余（水本村をのぞく）であつた人口が、その六年後には四万人に近づいていたのである。大阪府農業改良課・寝屋川市地区駐在普及員が、「この土地ブー

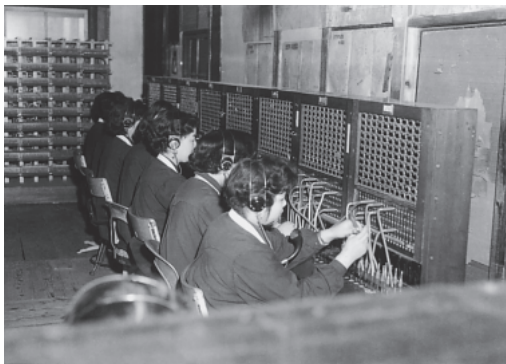


写真 28 寝屋川電報電話局

ムで農家は生産を忘れ、また一時的に大金が転がりこんだ人が、中途半端なことになって成功していないのがほとんどです」と嘆くのも無理はない（『朝日新聞』一九五七年五月十三日）。

こうした急激な住宅の増加に対応するため、水道網の拡張や電報電話局の設置など、社会資本の整備がそれなりにすすめられた（六巻、後編Ⅹ解説）。しかし行政の対応が後手に回るものであったことは否定できない。たとえば昭和三十四年（一九五九）八月十九日づけの『朝日新聞』は、「寝屋川市の池田府営住宅で下肥をくみ取ったあと、業者が周囲のタンポに道路上からまいている。住宅都市として発展していこうという市が、

こんなことでは困る。当局の取締りと改善を望む」という住民の声を掲載している。これにたいする寝屋川市衛生課長の回答は、それが当地の昔からの施肥方法だが、農家と話しあって改善したい、「なお三十六年度中にはシ尿処理場をつくりたい」というものであった。

そして昭和三十六年（一九六二）六月二十八日、水本村が寝屋川市に編入され、現在の寝屋川市域が成立した。新寝屋川市発足時の人口は旧市域四万九三七六人に、旧水本村四五五五人を加えて計五万三九三一人、大阪府下一八番目の五万人都市の誕生である（六巻、後編Ⅹ解説）。以来寝屋川市域の都市化は、高度経済成長を背景に加速度的にすすんだ。人口も昭和四十年（一九六五）一万三三五六人、昭和四十五年（一九七〇）二〇万六九六一人、昭和五十年（一九七五）二五

万四三一人と爆発的に増えた。この間における市域の変化を、『寝屋川市誌』（一九六六年 二七三頁）は以下のように表現している。新寝屋川市とその市民は、乱開発にともなう都市問題の深刻化に、待ったなしの対応をせまられていた。

田園風景そのまま、これが十余年前の寝屋川市の姿である。見渡すかぎり稲穂の波、仁徳帝以来の米産地で、その間に点在する工場も名のとおるほどのものなく、商店も香里・大利・平池に一応並んでいるが、商店街にしては、なお町時代の古さを多ぶんに残っていた。昭和三〇年ころより（中略）田んぼは見る見るうちに工場・商店・住宅に姿を変えはじめた。特に中級程度の住宅・アパートが所せましと建ち並び、先を見越していたところに新開業の商店、装いを新たにする古い商家、一方、小売市場は乱立騒ぎをおこし、オフィス建築が随所に大きく目につき出した。こうして古い米どころも、建設ブームの総攻撃にあつて、河内米の老舗を返上し、商工業都市と看板を塗りかえねばならなくなった。十余年の歳月が寝屋川市の性格を全く変えてしまったわけである。

第五節 住まいと居住地の形成

一 明治初期前後から残る「民家」の特性

民家調査 「民家」とは一般的には、庶民が暮らした住宅を意味している。その際に、民家に含まれる庶民の意義

民住宅の範疇は比較的幅広く解釈され、農村・漁村・山村で生計を営む人達と、都市部の商工

第三章 社会

業に従事する市井の人達の住まいに加え、庄屋・村役の住まい、あるいは脇本陣に提供されたような比較的裕福な中間層の住まいも含むことが多い。

寝屋川市の場合は、近世以降は主に北河内一帯の農業地域として発展してきた地域であるが、本来の意味での山村や漁村地域は含んでいない。また、地理的には京都と大坂の中間に位置し交通の要所ではあったが、市内には宿場が設けられていなかった。このため、宿場を中心に本格的な商業施設が集積することはなく、店舗併用住宅を代表する長屋形式の「町家」の現存もあまり確認されていない。従って、本市における近世の民家といえは農家型の民家の存在が唯一の対象となってくる。

ただ、寝屋川市の場合、時代区分上の近世の庶民住宅として今日まで継承されている建物は、さほど多くはない。農家住宅に限定して市教育委員会が平成十二年(二〇〇〇)に整理した資料によれば、市内で三七件が候補として上

表 65 民家「第一次調査」の対象リスト

民家	所在地	建築年代	間取り
A	高宮	明治初期	2行3列
B	木屋元町	明治初期	-
C	萱島本町	江戸末期	-
D	仁和寺本町	-	2行3列
E	木田町	江戸末期	-
F	国守町	-	3行2列
G	香里南之町	江戸末期	四つ間取り
H	郡元町	-	六つ間取り
I	平池町	江戸末期	-
J	秦町	-	-

表 66 民家「第二次調査」の対象リスト

民家	所在地	建築年代	間取り	屋根形式
K	郡元町	明治初期	2行3列	切妻型
L	郡元町	-	2行3列	大和棟型
M	郡元町	昭和3年	四つ間取り	切妻型
N	郡元町	江戸末期	四つ間取り	入母屋型
O	郡元町	明治10年	四つ間取り	大和棟型
P	郡元町	明治初期	2行3列	切妻型
Q	郡元町	明治初期	四つ間取り	切妻型
R	田井町	明治初期	四つ間取り	入母屋型
S	太閤町	明治23年	2行3列	切妻型
T	太閤町	明治35年	四つ間取り	切妻型
U	寝屋	江戸末期	2行3列	切妻型
V	太閤町	昭和2年	片廊下型	入母屋型

第五節 住まいと居住地の形成

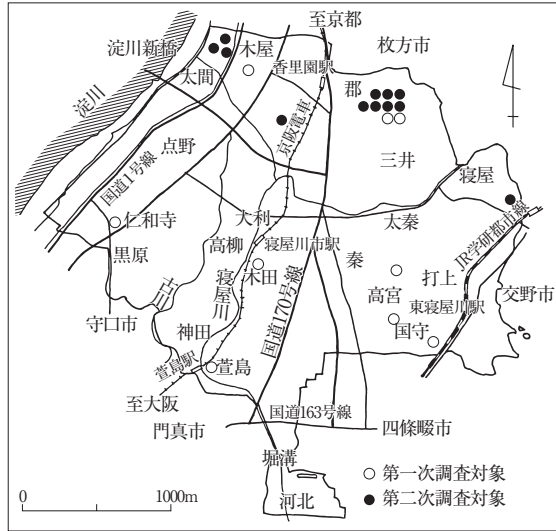


図10 調査対象「民家」の立地図

げられている。これに先立ち、昭和六十三年（一九八八）には、当時現存していた民家の内一〇軒について概略調査（第一次調査）が実施されている。これに平成六年に新たに実施した一二件の調査（第二次調査）の結果と合わせて、本市における民家の特性をみてみる。昭和六十三年の第一次調査の対象民家は、市内に広範囲に分布している。これに対して、平成六年の第二次調査の対象民家は、淀川左岸の太間町と京阪電鉄香里園駅東側に展開する郡元町を中心に分布している建物を中心になっている（表65・表66・図10）。

典型間取りと改造事例

調査対象の内、建築年代の推測ができた民家は一七例であるが、時代的には

明治初期の建築が七例、江戸末期の建築が六例、明治中期の建築が二例と、十九世紀末の民家が比較的多く見られる。幕末を挟んだ約二〇年間程の期間に建てられた民家が、調査時点でまだ現存していたことになる。第二次調査の対象民家には昭和初期の民家も二例含まれている。

第一次調査の対象の一部には、旧家の大規模住宅も存在するが、今回の対象となった民家は全体的には、比較的小規模な住宅が多い。空間構成が判明した住宅の間取り形式としては、「二行三列型」形式が、二二

第三章 社会

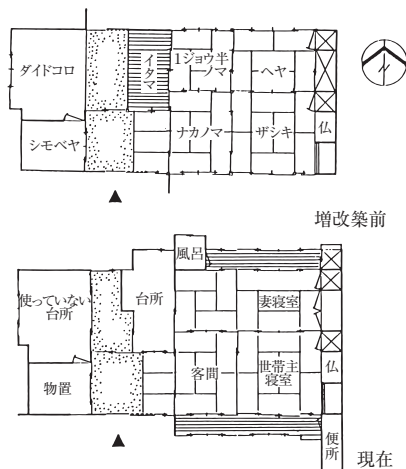


図 11 民家の事例（原形型）

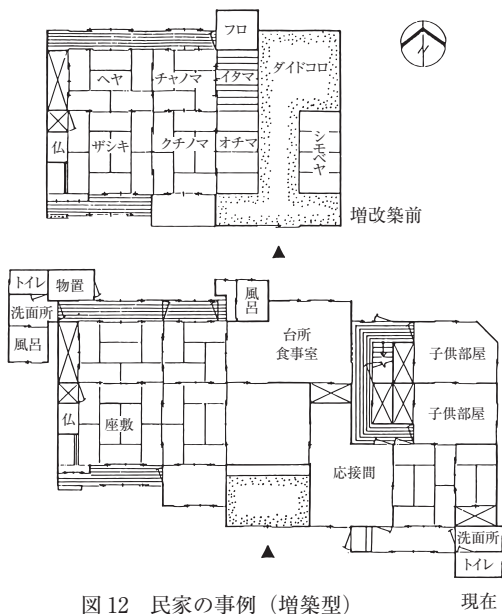


図 12 民家の事例（増築型）

件中七例と最も多く見られた。続いて「四つ間」形式が七例と多くなっている。屋根形式は、第二次調査でのみ把握した。「切り妻形式」が七例見られるが、残りは「入母屋形式」の三例と「大和棟形式」の二例であった。対象となった民家群には、この地域の建物様式として特徴づけられるような間取りや屋根形式の存在を確認することはできなかった。

次に、第二次調査で実施した民家の改造実態の傾向を整理しておく。これらの民家は、当然のことながら居住者の構成が変わったり、生活様式の変化に対応して、間取りや建物自体に改変が実施されており、建築

場合、居住空間としての使われ方は、基本的には台所兼食事室（DK）としての用途に転用されるものが多いのである。これに居間（L）空間としての機能を付加しているものも比較的多く見られた。民家における土間空間は、元来の「炊事・台所空間」に接していた本来的な機能を継承した改造となっている。また、増築したケースも四例存在したが、いずれも土間を介して母屋と反対の方向、即ち土間側に拡大しており、母屋側に居住用空間が増築されたケースは見られなかった。更に、母屋の部屋機能は、間取りが建築当初と変化していないだけでなく、引き続き客室・座敷といった接客空間に特化した使い方が残されていた（図



写真 29 民家事例（その1）



写真 30 民家事例（その2）

当初の形式をそのまま継承している民家は現存していなかった。最も改造が顕著なのは「土間」空間である。民家に特有の広い土間部分の一部もしくは全部を、床上空間にする改造が全ての事例において確認されている。土間空間が残されている事例も三例存在するが、その場合でも一部分を居住用空間に改造したものが多く見られる。床上化した

11・12、写真29・30。

寝屋川市には、取り立てて庶民住宅として著名な「民家」が存在している訳ではないが、建築後百年以上を経過する農家型の民家も、今なお若干数は現存している。それらは、家族条件の変化や生活様式の変化に伴って住空間の改造を重ねながら、今日まで居住者の手で基本形が守られてきている。住生活の合理化や機能性の追求のための改造は行われているが、基本的には「民家」の間取形式に見られる土間空間での食事機能や、南面居室の接客空間としての住み方には大きな変化は見られず、従来の民家に特有な空間構成を踏襲したものとなっている。ただ、これらの「民家」の存在があるものの、史跡として町並みや、その後の寝屋川の居住地景観の形成に影響を与えるような存在にはなっていない。

二 大正デモクラシー期と近代「文化住宅」の登場と特性

我が国の都市部における庶民住宅は、明治期一杯まで、いわゆる「町家」形式が主流であった。それは当然、和室を主体に構成された和風住宅である。平面構成の特性は、通り庭型の「続き間形式」であり、農家の「四つ間取り形式」と同様に、開放的ではあるが、各居室に通過交通の発生をもたらす平面構成上の問題点もあった。また、当時の都市部の住宅は職住近接であったから、住まいは建物の密集した町中に立地しているのが普通であった。

大正期になると、こうした伝統的和風住宅の不合理性を改善する取り組みが、大正デモクラシーの生活改善運動などの影響を受けて、住宅の領域にも波及し始めた。いわゆる「住宅改良運動」としての取り組みが、

東京・大阪などの大都市を中心に活発に展開されることになる。通過交通を排除した「中廊下型平面」の確立や、椅子式生活のための「洋室」の導入、更には職住分離を図る「郊外住宅地」の開発が、電鉄会社を中心に積極的に展開され始め出した。

ところで、洋風住宅の導入は、江戸末期から明治初年にかけての時期に、政府のお雇い外国人の居留地に建設されたのが始まりである。日本人自身が洋風住宅に居住し始めるのは、明治初年から中期にかけてであり、当時の上流階層だった政府高官や財閥一族あるいは華族や維新の元勳達など上流階級の人達为中心であった。「和洋二館方式」と称される当時の形式は、主人一家の私的生活のための純然たる和風住宅部分と、接客など公的生活に供する洋風住宅部分は画然と分けられていた。椅子式生活の合理性や洋風住宅の機能的間取りの快適性に注目した中間層も、次第に自らの住宅形式として、和洋折衷方式の「文化住宅」を登場させることになった。この住宅は、本来的な間取りは和室中心であるし、概観も全体的なイメージは和風住宅形を踏襲したものであった。しかし、玄関近くの一室が洋室空間としてしつらえられ、接客用の部屋として利用された住宅形式で、私鉄沿線開発と連動し郊外住宅地を中心に提供され、当時の都市中産階層に爆発的人気を博した都市住宅形式となっていた。

香里住宅地 と近代住宅

大阪では、明治四十三年（一九一〇）に阪急電鉄が北大阪の摂津池田に、「室町住宅地」を郊外分譲住宅地として開発している。これが我が国の郊外分譲住宅地の第一号とされているものである。この後、阪急電鉄の各路線に、雲雀ヶ丘・豊中・苦楽園・麓々荘などの住宅地が開発され、やがて近鉄や南海電鉄も「文化住宅」を中心とする郊外分譲住宅地の開発に積極的に乗り出している。

第三章 社会

ただ、寝屋川市の場合は、大阪に住む人たちからすると、立地が大阪の鬼門に当る東北の方角にあること、地理的には低湿地帯としての印象が強い地域であったため、郊外分譲住宅地としての選好度はさほど高いものではなかった。しかし、明治四十三年四月には、この地域一帯の居住者の念願であった、淀川左岸を通って大阪と京都を結ぶ新しい鉄道が実現することになった。加えて、第一次世界大戦後の頃になると、経済の好況を受けて郊外に分譲住宅を構えることが「都市生活者のあこがれとなるような風潮さえ生じた」といわれている。既に、大正三年（一九一四）に京阪土地は香里一帯の土地買収に入っている。「中流紳士の居住に適する居宅を建設し、大阪人の郊外生活ニーズに応える」というのが目的であった。こうした動きの中で、京阪電鉄は土地経営を会社の重要事業の一つとして位置づけ、昭和二年（一九二七）には社内在地所課を設け、昭和三年に香里駅付近で第一回の売出しを行っている。

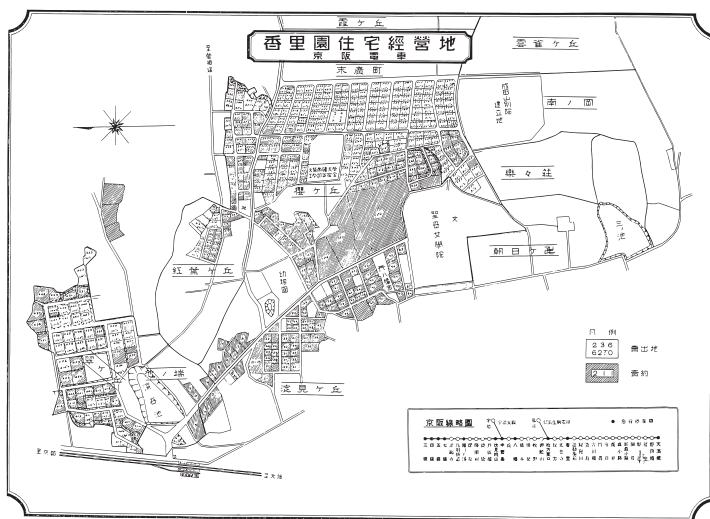


図 13 開発当時の香里園のマップ（京阪電鉄蔵）

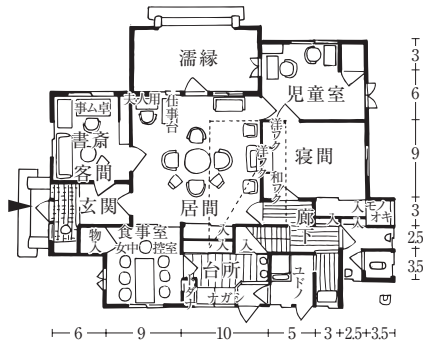


図 14 東京平和博覧会住宅展示会出典作品
(大正 11 年)

こうして香里園住宅地では、東北大阪における高級住宅地としての開発が進められることになる。当時の京阪電鉄の沿線住宅地案内によれば、郊外生活について「太陽を友とする健康生活」「新鮮明らかな文化生活」「合理的な経済生活」「土の香りを懐かしむ趣味生活」が、キャッチコピーとして記載されている。

しかし、開発を手がけた京阪電鉄では、大阪の鬼門という呪縛を払拭するために、初期段階でイメージ転換のために、かなりの努力を重ねている。即ち、「改善住宅展覧会」の開催(昭和六年(一九三二))や、鬼門封じのための成田不動尊の大阪別院の建立(根来寺明王院の移築・昭和九年(一九三四))、あるいは日本カソリック教団経営の

聖母女学院の誘致(昭和六年)などによって、香里園に良好で文化的雰囲気のある住宅地としての知名度を定着させる努力を重ねている。当時、郊外住宅地の「文化住宅」を手に入れることは、都市中間層にとってハイカラな憧れの生活の象徴であったと思われる。寝屋川における香里園住宅地の開発は、東北大阪におけるそうした住宅需要を受け入れるための重要な拠点となりだしていた。

近代文化住宅の分布

初期の香里園住宅地の開発においては、住宅地イメージを上げるために、前述の「香里園改善住宅展覧会」が、大阪時事新報社主催・日本建築協会及び京阪電鉄後援で開催され、二四戸の文化住宅を出展させている(図 14)。当時は、こうした住宅展覧会では、「和風・家族生活・小規模化」

第三章 社会

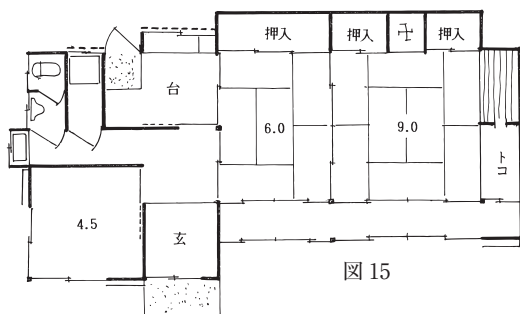


図 15

図 15～17 香里園分譲住宅
プラン(菅相塚)

備考：香里園新築模範住宅特売会パ
ンフレット（京阪電鉄株式会社蔵）を
基に作成

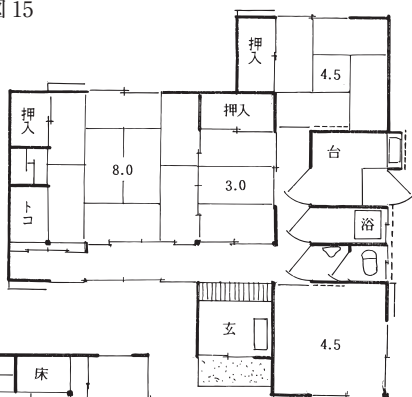


図 16

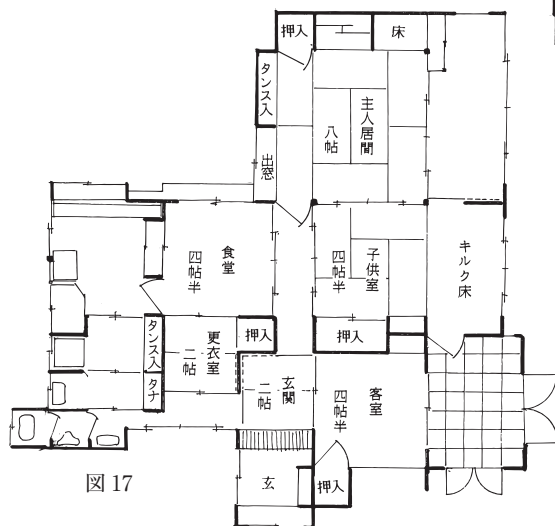


図 17

第五節 住まいと居住地の形成

を目指した文化住宅の供給が「懸賞設計」として実施されることも多かった。

ところで、関西の住宅改善の傾向は、関東の「目白文化村」に代表されるようなステイタスシンボルとしての改善とは違って、都市中間層の日常の住生活の住み良さに寄与する住宅改善が好まれていたようである。即ち、関東で主流となった「居間中心型」の洋風プランよりも、「中廊下型」を基盤にした実利的な住み方の改善が求められていたとみられる。香里園住宅分譲のプランにも、その平面計画の特性を見ることができ

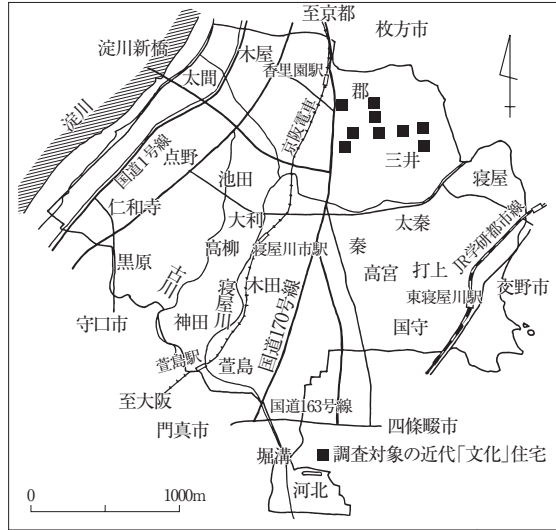


図 18 近代「文化住宅」の立地図



写真 31 香里園住宅地遠景（昭和初期）



写真 32 香里園住宅地航空写真（昭和初期）

る（図15～17）。

香里園地区に現存する当時の文化住宅一六例を対象に、平成十一年（一九九九）から十二年（二〇〇〇）にかけて住宅の平面採取の調査を実施した。その多くは、聖母女学院の北側の地域で、当時の末広町や霞ヶ丘（現在の東香里園町一帯）に立地する建物である。採取された平面からその特性を見てみると、住宅の延べ面積は平均で一七五・七平方メートル（五三・二坪）で、今日の住宅水準からすると、かなり恵まれた面積水準にあったといえよう。建築年代は、香里園住宅地の開発が昭和初期だったこともあり、昭和六年から十六

年にかけての建物が多い（図18、写真31・32）。

典型住宅における間取り

建設当時の住宅平面を継承していると見られる住宅を二例をみてみる。図19は、東香里園に立地し、延

床面積一二八・九平方メートル（推定）、居室数が五室の木造二階建て住宅である。昭和八年の建築であるが、間取りは殆ど変化することなく調査時点まで継承されている貴重な事例である。玄関右脇に洋室の応接室を構えた典型的な近代「文化住宅」の形式を保っている。一階は変形の中廊下形式で合理的配置になっているが、東北隅の四畳半の和室だけは隣室の八畳の和室と続き間になっている。このため、この部屋のみが通過交通を発生させる間取りとなっている。二階は当初南側一室のみであったが、昭和三十六年（一九六二）に増築されている。

第五節 住まいと居住地の形成

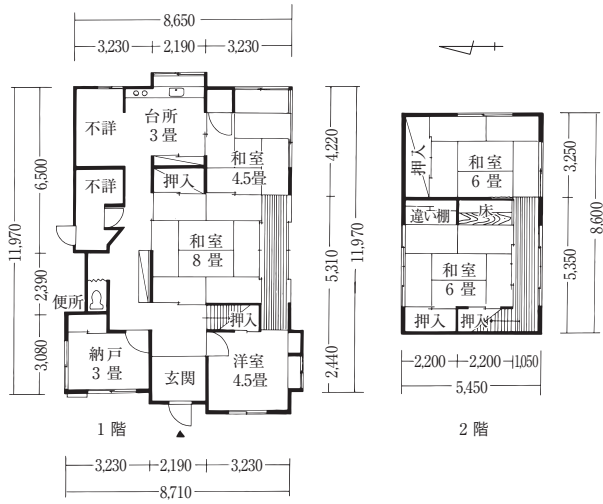


図 19 近代「文化住宅」の事例①

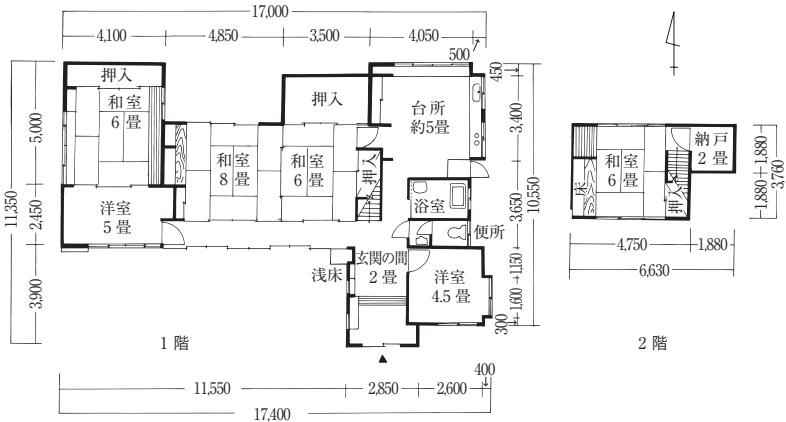


図 20 近代「文化住宅」の事例②

この二室は続き間形式を取っていないため通過交通は発生していない。木製の窓枠など、建築当初に使用された各種の雑作が室内にまだ残っており、昭和初期の良質住宅の面影が偲ばれる。

図20も東香里園に立地し、延床面積一四〇・〇平方メートル（推定）、居室数七室の木造二階建て住宅である。昭和十六年の建築であるが、一階西端の続き間部分は昭和三十七年に増築された空間である。従って、建築当初の住宅平面としては、居室数は五室であったことになる。この邸宅でも、玄関右脇の和室を洋室の応接室に改造した典型的な近代「文化住宅」様式の住宅形式となっている。居室の配列は片廊下形式を採用しており、増築時に板間に改造した台所には、玄関から直行してアクセスできると、六畳の和室からも半間幅の通路を介してアクセスが可能となっている。片廊下に南面する二つの和室は、続き間形式で冠婚葬祭など多人数が集まる時には、ワンルーム的に使用することを想定したものと思われる（図19・図20）。

両住宅とも、洋室の応接室を構えた和洋折衷の近代「文化住宅」として継承されてきたものである。そして、和室部分と洋室部分の区分は現在も比較的明確に守られており、洋室では洋家具による伝統的な椅子座の起居様式が行われている点で、住み方面でも当時の生活スタイルが継承されているケースと思われる。

近代文化住宅の果たした役割 当時の香里園住宅地の居住者階層を知る手がかりとして、岡本が出版した『香里』に記載されている居住者名簿を見ると、「全数二百八件の内の三二%が会社員、二〇%が商業、

次いで工業と教師が各七%であった。戦前の職業としての商業、工業であるから経営者であったと考えてよいだろう」と記されている。都市中間層としての彼らは、当時ブームとなっていた生活近代化や住宅の改善の推進にあたって、オピニオン・リーダーとしての役割を担う存在だったといえよう。

第五節 住まいと居住地の形成

表 67 寝屋川市の人口推移
(現在の市域を基準とした)

年	人口	増加率
1876	12,178	—
1920	15,367	26.2
1925	16,710	8.7
1930	18,576	11.2
1935	20,511	10.4
1940	25,166	22.7
1945	32,554	29.4
1950	34,492	6.0
1955	38,668	12.1
1960	50,188	29.8
1965	113,576	126.3
1970	206,961	82.2
1975	254,311	22.9
1980	255,859	0.6
1985	258,228	0.9
1990	256,524	-0.7
1995	258,443	0.7
2000	250,806	-3.0

備考：第 6 巻表 1 に加筆

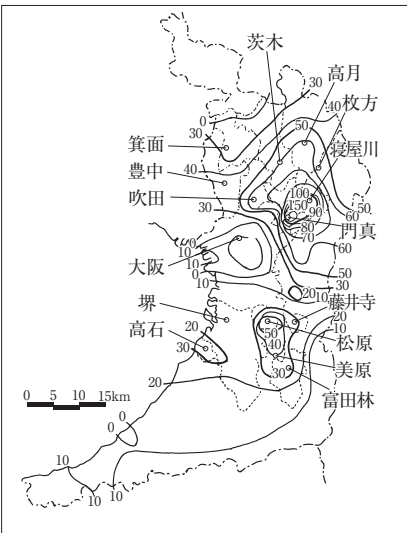


図 21 府下人口増加率の等高線
(1960 年～ 65 年)

昭和四十年（一九六五）で一二六％と史上最高の増加率を示した。こうして、一九六〇年代の前半には寝屋川市域は大阪府下の人口集中の拠点と化していた（表 67、図 21）。

寝屋川市における「香里園住宅地」開発の成功は、住宅地としてのイメージの乏しかった大阪東北部の耕地を、良質な郊外住宅地のイメージに転換させようとしたという点で、市域を越えて戦前の住宅地開発に大きな足跡を残したといえよう。

三 高度成長期の木質「文化住宅」の特性
戦後、昭和二十六年に市制を施行して以来、寝屋川市は大阪都市圏の拠点都市として発展を続けることになる。とくに、市制施行前後から我が国経済は高度成長期に入り、産業活動の活性化にともなって、都市部と都市近郊区への大量の若年労働力の流入が盛んとなっていた。国勢調査レベルでの対前期比の人口の伸び率は、

第三章 社会

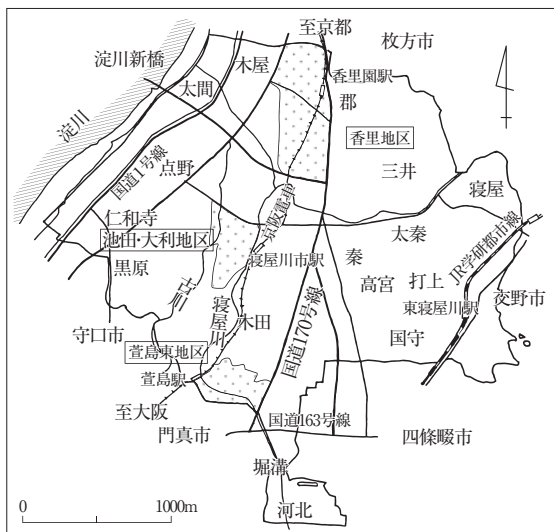


図22 市内の木質型「文化住宅」集積地区

備考：寝屋川市密集住宅市街地整備促進事業資料より作図

こうした流入人口は、大阪市内や大阪都市圏の他の地区から入って来る若年層、あるいはヤングカップル層などがその担い手であった。独身者用のアパートでは手狭になったが、かといって、水準の高い住宅に移れる程の経済力のない若年層を対象に、その受け皿として「専用の玄関・トイレ・流し台を持つ六疊と三疊程度の続き間形式の二居室」を備え、一階と二階がそれぞれ別の居住者が住む長屋形式の賃貸住宅が登場し始めた。木造の民間賃貸住宅であるが、関西ではいわゆる木質型「文化住宅」と呼称された。同時期にこの

地域に供給されていた「六疊一間で共同トイレ・共同炊事場」のアパートよりは、少しは文化的生活ができるという意味で、揶揄的に命名された賃貸住宅である。急激な住宅需要を当て込み、無秩序に供給されたこれらの木質型「文化住宅」は、一般に極めて狭小であり、立地環境もつい最近までは沼地だったような土地に、簡単な盛土を施しただけの劣悪なものが多かった。経営効率を最優先させた野放図な供給が、その後の木質型「文化住宅」の密集化を促進し、市内には萱島地区、池田・大田地区、香里地区などの過密居住地が次々と形成されることになった(図22)。

第五節 住まいと居住地の形成

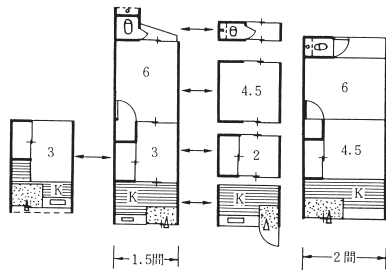


図 23 木賃住宅のプラン

備考：『住宅建設』（大阪住宅建設促進協議会）第7号
1963年19頁より転載

も深刻な問題を抱えていた。隣棟間隔が極度に狭く、通風と日照条件に欠ける住宅地は、日照を受けることもなく、隣戸の騒音に悩まされる住生活を強いことになる。また、道路幅員が狭く区画が未整備な街路網は、緊急出動の車の通行を妨げ、火災や救急事態の発生時には、延焼の拡大や人命救助の遅延に関わる深刻な弊害をもたらすことも多かった。

しかし、木賃型「文化住宅」こそは、戦後の寝屋川市の発展を支えた市民の最も多くが居住し、彼らの日常生活の一大拠点としての実績を重ねてきた住宅形式であったことも確かである。また、当時の寝屋川市は、関西に於ける木賃型「文化住宅」密集地の代表地区としての知名度を高めていた。その点では広い意味で木賃型「文化住宅」は、寝屋川市の現代史における庶民住宅の典型であった。

木賃型「文化住宅」の意義

木造賃貸住宅として供給された「文化住宅」は、単体としての住宅水準や設備水準からいっても決して好ましい住まいではなかった。最も典型的だった六畳と三畳二間の小住宅では、部屋機能の合理的分割やプライバシーの確立を目指す住み方や使い方などは、ほとんど不可能な水準であった。加えて、使用されていた畳の寸法も、木賃モジュールと呼ばれる独特の短い寸法体系だったため、畳一帖が通常の関西間の八割程度の広さしかなく、まさに「ウサギ小屋」の典型であった。

しかもこれら木賃型「文化住宅」の密集地は、防災や公衆衛生面から



写真 33 木造「文化住宅」事例（片廊下型）



写真 34 木造「文化住宅」事例
（中廊下型）

写真 33・34。

れていた家具・調度品の数や嵩を考えると、標準的な核家族の住生活の場としても、極めて手狭であったことが容易に推測される（図 23、

木賃型「文化住宅」
の間取りと居住者層

当時の木賃型「文化住宅」の特性を、香里駅から一キロ圏内に立地した物件調査結果を事例に見てみよう。一棟当たりの住宅戸数は、平均で一五・五戸で、隣接の門

真地区の事例よりはやや規模が大きくなっている。プラン・タイプでは、「6 + 3 + 3」が最も多く四六・四％を占めている。次いで「6 + 4.5 + 4.5」が二七・一％、「6 + 4.5 + 4.5 + 4.5」のタイプが六・四％に達している。この数式の意味は、最初の畳数は「主寝室」の、次の畳数は食事空間を兼ねた「茶の間」、最後の畳数は「台所空間」の広さを示す値であるが、当時は電化製品が急速に普及していた時代でもあり、家庭内に持ち込ま

寝屋川市の木賃型「文化住宅」に移り住んできた居住者層とはどのような人達であったのだろうか。当時の居住者調査のデータからみて

る。世帯主の勤務先は、大阪市内の都心四区に通う者が四三・五%と最頻値を占め、その他の大阪市内通勤者の一七・〇%を合わせると、約六割が大阪市内に通っている事になる。寝屋川市及び枚方市内に勤務する者は一八・八%どまりである。居住者の職業では、ホワイトカラー層が四二・九%と最も多く、続いてセールス関係の二四・一%と、第二次産業や単調労働従事者が二三・一%と拮抗している。世帯の構成では、夫婦世帯が八八・二%に達している。その内分けをみると、「夫婦のみ」が四〇・四%で、「夫婦と子供」が四三・六%に大きく分かれている。ただ、この「夫婦のみ」世帯は、新婚世帯が圧倒的に多く、近々に「夫婦と子供」に転化することになるから、木賃型「文化住宅」は実質的には核家族世帯の受け皿住宅であったといえよう。

このことは、住宅の増加に伴って、市にとっては道路整備や上下水道の完備といった都市基盤整備の行政需要の拡大に加えて、保育園や幼稚園、更に学校教育施設の建設、保健医療施設の建設といった各種公共事業への巨額の行政需要を発生させる原因となった。また、木賃型「文化住宅」の経営者は、賃貸住宅の専門的な業者ではなく、地元農家や大阪市内に住む人達が家主になって副業として貸し家業を営んでいるケースも多かった。元来、低家賃での供給を図るため、安普請で建築された木賃型「文化住宅」であるのに加えて、家主が長期的な経営戦略に立つ維持管理を行える経営能力を持ち合わせなかった場合が多く、比較的短期に荒廃化をたどり始める結果をもたらした。この結果、後年になって行政に居住地環境整備の課題を惹起させる原因ともなった。

寝屋川市の現代史の中で庶民が暮らした「住まい」は、いくつかの変遷を見せてきた。それは寝屋川市が

置かれた地理的位置と関わって、その立地場所を変えその水準を変え、その時々寝屋川市の都市イメージを発信する重要な要素となってきた。近世末期までは、住宅や町並みという側面では特段の個性的なイメージを持つ地域ではなかった。しかし、現代に入って、社会的に住宅改善が推進される中で、大阪都市圏の中で東北大阪の理想の郊外住宅地としての知名度を定着させることに成功してきている。この実績は、寝屋川市が今後の「魅力ある」都市像を目指す際の大きな拠り所として継承されていくように思う。更に、戦後の経済の高度成長期に発生した木質型「文化住宅」の大量集積は、戦前の評価とは全く逆に、粗悪密集住宅地としての都市イメージを発信させる苦い結果をもたらすことになった。しかし、それは同時に、戦前の良質な住宅地には育たなかった「暮らしやすく活気のある庶民的なまち」といった、新たな都市的魅力を寝屋川市の住宅地に付加する効果をもたらす一面もあった。寝屋川の住まいの変遷史が、幅広い市民にとっての快適で魅力的な住宅と居住環境を実現する一里塚であることを願いたい。

四 民家継承に対する居住者の意識

第一項で述べた民家調査では、第二次調査時として実施した一二例の民家については、その間取りの変化だけでなく、現在その民家で日々の生活を営んでいる居住者の意識についても把握を試みている。

まず、「民家」について現に居住している者の側からの意識特性をみてみることにした。「住まい」としてどのように受け止められているのかを把握するため、評価項目を一〇項目挙げて、五段階評価法による認識度把握を行った結果が表68である。五点を最高、一点を最低とする採点評価法による結果では、全体的には

肯定的評価が得られ、一〇項目の平均評価点は三・二八であった。特に、「最近の住宅より安らぐ」の項目では、三・九二の高い評価が与えられていた。これに対して評価の最も低い項目は、「古くて恥ずかしい」で、二・五八に留まっている。全体的に現在居住している民家に対して、防犯性能や防災性能については不安があるものの、ゆとりや伝統あるいは多機能性については、好ましく受け止められていることが分かる。

次に、「民家」での現在の住生活についての評価特性を見てみる。表69に示す一一項目について、先と同様に五段階評価法で満足度把握を行った。一一項目の満足度評価に対する平均値は二・九六であった。しかし、住まいの総合評価の項目では三・三三と、かなり好ましい評価を得ていることが分かった。また、「通風」や「日照性能」については、高得点の評価が得られている。逆に、「暖房効果」や「部屋の清掃」あるいは「維持管理の手間」といった項目では、満足度評価は大幅に低下し、二・三～二・四と否定側の回答が多くなっている。更に、住生活評価については、回答者が日常家事を担っているとみられる女性（主婦）の場合と、直接そうした家事実務から離れている男性（主人）の場合とは、異なる評価結果が出ている。女性の満足度の平均値は二・三〇と不満側の評価になっているが、男性の場合には三・六〇と満足側の高い評価を得ている。とくに、「冷暖房効果」や「維持管理の費用」に対する満足度評価では、女性の評価が極端に低い結果となっていた。

農家の住生活を前提とする民家は、今日の都市型生活のための住空間として不合理な部分の多いことは当然であるが、風土条件に適合した住宅の構造や平面構成に現代の住まいづくりと住生活に通じる示唆も多く残されていることを調査結果は示している。建物としての民家を物理的に残すことは困難であるとしても、住

表 68 民家居住者の「民家」の評価

項目	平均
①民家の歴史や伝統を守護	3.42
②日本文化を伝えるための大切さ	3.50
③自分や家族にとっての誇り	3.67
④民家の持つ心の安らぎ	3.92
⑤多人数でも住める広さ	3.42
⑥住まいとしての古風さ	2.58
⑦維持管理のための経費	3.25
⑧無駄にみえる広いスペース	3.50
⑨火事や地震の際の防災性	2.75
⑩住まいの開放性	2.83

備考：評価基準 5:大変満足 4:やや満足
3:普通 2:やや不満 1:大変不満

表 69 生活の場としての民家評価

項目	平均
①住まいの維持管理の経費	2.42
②住まいの維持管理の手間	2.33
③居室のプライバシー確保	2.67
④暖房や冷房時の効果	2.41
⑤部屋の清掃負担	2.42
⑥住まいの日照条件	3.50
⑦住まいの通風条件	4.00
⑧住まいの防犯性	2.83
⑨交通機関の利便性	3.33
⑩生活の利便性	3.33
⑪住まいの総合評価	3.33

備考：評価基準は表 68 と同じ

み方として継承する工夫は問われているのではないだろうか。

第四章 教育・宗教

第一節 学制と神仏分離

学制の公布

明治国家建設途上の明治五年（一八七二）八月、太政官布告によって「学制」が公布された。これは、明治政府の教育方針の宣言であって、従来の学問観や学校観を批判し、そして新しい学校へ人民一般が入学して新時代の有用の学を修めなければならないとした。また、子どもを就学させることは父兄の責任であって、必ずこれを果たさなければならないとした（文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会 一九七二年）。

この学制によって、明治十年（一八七七）ごろまでに、全国で、約二万六〇〇〇の小学校が設置された。各地域は、小学区に編制されて学区取締が任命され、小学校が一校ずつ設置された。この小学校の設立運営にかかる資金は、それぞれの地域で負担することになっていたため、市域とその周辺では確認できないものの、全国各地で「学制反対一揆」も起こっている。学区取締は、学制のかわりに教育令が公布された明治十二年（一八七九）に廃止され、学務委員がかわって設置されたが、明治十八年（一八八五）には戸長が教育行政も担当することになった。教育令以降は、いくつかの村が連合して組合を作り小学校を運営するかたちになっていた。

義務教育制度が発足したのは、明治十九年（二八八六）の小学校令によってである。このときは四年制の尋常小学校が義務教育とされ、同じく四年制であった高等小学校は、別に広域の学校組合を設立して運営する形が取られていた。その後、明治四十年（一九〇七）に尋常小学校の年限は六年まで延長され、高等小学校の年限が二年もしくは三年に短縮されたのち、二年制の高等小学校が尋常小学校に併設されることが多くなり、尋常高等小学校と呼ばれることになった。

寢屋川市域 の小学校

当初設置された小学校は、近世の寺子屋・私塾を転用した非常に小規模なものが多く、市域では、堀溝・木田・秦・高宮・三井・太間・門田・仁和寺・神田・寢屋・打上・燈油の一二校が設立されている。これらの小学校は、その後名称や位置をたびたび変遷させながら統合されていたが、明治三十年代には、当時の五つの行政村、九個荘・友呂岐・豊野・寢屋川・水本にあわせる形で、九個荘尋常小学校・友呂岐尋常小学校・豊野尋常小学校・寢屋川尋常小学校・旭尋常小学校（水本村・星田村の学校組合立）の五校に編成され、学校名も行政村名にあわせて付け替えられた。この段階で、水本村をのぞく四カ村は、一行政村が一小学校を運営する形に整理されたことになる。なお、大正十年（一九二一）十月に水本村・星田村の学校組合は解散、水本尋常高等小学校が設立されて、市域の五行政村は、それぞれ村名を持つ小学校を運営することになった。

この時期、西洋の知識体系を「新知識」と呼び、尊重される傾向が強まっていく。それに象徴されるように、「学制」による政府の教育方針の宣言と小学校の設置によって、少しずつではあるが、学校制度内でも高度な教育を受けたものが、より知識・教養が深い人間である、という観念が広まっていく。近世に培わ

れた地域有力者（地域知識人）による文化ネットワークは、明治期いっばいを通じて、その様相を変化させていく。

明治初年の 明治初年の小学校の様子については、明治十年（一八七七）の三井小学校の就学率を示す史料がある（六卷三二二～五頁）。学齢児童のうち、約七五％が就学しているとされているが、

約四〇％に過ぎない全国平均に比べると異常に高率といえよう。また、同じ時期の小学校の備品を、明治十三年（一八八〇）二月に作成された、堀溝小学校の「諸器械書籍請書」（堀溝自治会文書）で見みよう。書籍としては、『十八史略』『童蒙教章』『消息往来』などの近世以来の基本図書や、『万国公法』『格物入門』（物理・化学の概説書）などの幕末維新时期以降ひろく読まれるようになった新知識を伝える書籍、「晴時地球全図」などの教育用掛軸など、一〇八点が所蔵されている。また、「高机」「腰掛」がそれぞれ五八脚、「塗板」（黒板）が六枚あり、それなりに設備も充実してきていることが判明する。各小学校の設備・備品には各地域の経済力などを背景にかなりの格差があり、すべての小学校に一律にこのような設備が備えられているとは即断できないが、寄附や戸数割による地域住民の貢献は、このような形でも結実していたのである。

この史料で注目されるのは、時計も一個計上されている点である。日の出・日の入りを起点とする伝統的時間観念から、一定した時の流れの区切が積み上げられて一日になるという近代の時間観念への転換が、学校教育を通じて起こるとする議論（橋本毅彦・栗山茂久編『遅刻の誕生』三元社 二〇〇一年など）に留意する時、市域における近代は、小学校からはじまったとも述べることができるだろう。

明治中期
の小学校

ついで、学校教育制度・地方行政制度がほぼ整い、日清戦争も終了した、明治三十年前後の豊野尋常小学校の様子をみてみたい。明治三十年現在、豊野小学校には、教員が三名（校長兼任

訓導・訓導・准訓導それぞれ一名）勤務していた。年齢はそれぞれ四二歳・二五歳・三三歳で、校長は、二〇年の勤務歴をもつベテランであった。次年度の明治三十一年度には、生徒総数一七二名と報告されており、三・四年生を合同学級にして、三学級を編成して授業を行っていた。三・四年生は併せると八三名になるが、これで学級運営が成り立っていたのは、実際はかなりの不就学の児童がいたからであると推測される。この時期、入学時期も六歳で徹底されていたわけではなく、七・九歳で入学する例も多く見られた。その上、一〇歳前後になると家事・農業の労働力として期待されて、学校に通わさない事例も多かった。小学校に二年程度通って、基礎的な読み書きを身につけると、卒業まで就学しないため、三・四学年は合同でもなんとかしたのである（大門正克『民衆の教育経験』青木書店 二〇〇〇年）。この年は、七〇八円六錢八厘の経費が小学校に投じられている。そのうちの一四％、九九円三〇銭が授業料から賄われていた。支出では、教員三名と使丁（公務員）の給料が五三七円と、七五・八％を占めていることが指摘できる。当時は、優秀な教員の引き抜きが頻繁に行われていたため、他小学校より高い人件費をつけて教員の質を確保する必要があった。そのため人件費の高騰は避けられないものであった（以上、村島家文書「明治三十年 町村立小学校職員表」「明治三十一年度分 北河内郡豊野村尋常小学校授業料収入予算報告」「明治三十一年度分 北河内郡豊野村尋常小学校経費予算報告」「明治三十一年分 豊野尋常小学校学級編成及教員配置報告」による）。

行政村と 行政村の財政から見たとき、学校運営の経費負担は大きく村財政を圧迫していた。行政町村が小学校 大阪府で成立するのは、明治二十二年（一八八九）四月であるが、その前からも、郡役所は学

資の確保を小学校を支える学校組合（この時点の村で結成した組合）に指示していた。明治十七年（一八八四）二月には、学資積立について「充分堅固ノ方法ヲ相設」て積立金を流用するなどの、学校経営に不利になるような事態を引き起こさないよう、厳に戒めている（堀溝自治会文書「郡諸達綴」）。

また、この時期の各行政村の決算をみると、小学校費と役場費がそのほとんどを占めており、行政村として独自の施策や地域運営を行う余裕はない。この当時、実際の地域運営は大字（明治初期までの村）で行っており、国家的な施策は府県が主導して各地域に行き渡らせようとしていた。他のレベルの組織・団体をそのように捉えたとき、行政村は小学校を維持・運営するための組織としての機能が第一だったとも考え得るのであろう。

青年と夜学 様々な事情から就学の機会を得られなかった児童たちは、一定の年数をへて青年となった後、夜学校に通うこととなった。前記のように不十分な小学校教育を補完する目的とともに、明

治三十三年（一九〇〇）度の徴兵検査から、徴兵検査時に学力検査が実施されることも関係している。明治三十五年（一九〇二）二月の水本村大字寢屋からの報告を見ると、夜学会には二三名が参加し、ほぼ連日、午後八時から午後十時まで、算術・習字・読書・作文などの授業が行われている。農閑期とはいえ、きつい労働のあとの深夜の学業であるので、毎回全員が参加していたかは疑問があろう。この夜学会は、「水本村壮丁少年夜学会会則」（六卷三五〇頁）によって設けられたものの前身と考えられ、各集落で独自の夜学会設

立の動きがあったことが知られる。夜学に確実に通うことは、設置者もそして青年自身からも望まれることであつた。明治四十三年（一九一〇）に堀溝村の夜学会に入会を許された人々から提出された「誓約書」（堀溝自治会文書）には、「熱心勉学致シ該会設立ノ趣旨」に沿うように誓われ、四〇名の署名が記されている。

また、教育政策を各村の有力者に説明し、徹底する場として郡教育会が設けられていた。郡長を会長とし事務所を郡役所に設置した官製団体である。市域を含む北河内郡教育会の、明治四十二年（一九〇九）五月の会合では、陸軍大佐による旅順実戦談のほか、「都会と田舎」「東西両洋人の修養上の差異」「貨幣の話」「トラホームについて」という各講演が行われた（『大阪朝日新聞』一九〇九年五月十八日）。トラホーム（トラコーマの別称）とは伝染性の慢性結膜炎のことで、衛生状態が悪く水の供給が乏しい地域でよく見られ、重度の場合、失明の可能性がある病気であつた。また、児童の罹患率が高いため、各小学校で特に根絶が目指されたものであつた。この際の講演で、小学校の運営上直接関係があるのは、おそらくこのトラホームの話のみで、あとは教養講座的に開催されたのではないかと考えられる。郡教育会は、有力者が集まる場の一つとしても機能していたのであつた。

このように、明治になって新しく導入された学校制度は、地域に多大な負担をかけながらも定着していった。小学校は、国家主導の近代化の象徴であると同時に、地域住民に支えられた施設であつたのである。

明治初年の

以下、この節の後半では、明治期の社寺関係について述べる。

宗教政策

薩長出身者を軸としつつも、様々な勢力の集合体として成立した明治政府は、その精神的な支柱として、当初は平田派国学に基づく神道観を採用し、明治初期には神道国教化と呼ばれる一連の施策を

推し進めた。維新政府成立直後の慶応四年（一八六八）三月、神仏分離令が発せられ、社僧の還俗・神社からの仏具の撤去・祈祷的な神道の禁止・私邸にまつられた神祠仏堂への一般の参拝の禁止などが命ぜられた。政府としては、神仏を「分明」することが目的で、仏教を排撃することは想定していなかったが、四月一日に比叡山の麓、近江坂本（滋賀県大津市）の日吉山王社の仏像・仏具などが破壊されたことをきっかけに、廃仏毀釈の風潮が全国に広まった。

さらに、明治五年（一八七二）十一月には、無檀無住など、施設として体裁を整えていないとされた寺院に対しては廃寺を行う方針が出された。これに対しては、無檀家の寺に他寺の檀家三軒分の名義を貸して檀家を持っているように装うなどの対応が取られている（六卷三六六頁）。政府の指令に沿う形でともかくも体裁を整え、地域社会の結節点であった寺院をなんとか生き延びさせようとする工夫であった。この無檀無住の寺院に対する方針は、同時期に相次いで出された、宗教・祭祀行為に直接関係のない広大な社寺地・社寺領を公収する目的をもった、社寺土地令との関連で理解されている。この管理者がいない施設の統合という動きは神道にも及び、明治初年にも相当数の小祠が廃止されている。また、特に神社については、ひろく公で支えるべきという觀念から、神職の世襲廃止が方針として示された。

信仰と修験道

神仏分離令によって禁止の対象となった教派の一つに修験道があったが、大峰山などの霊場や教派の拠点となる京都の神社・寺院を控えている河内では、なお盛んであった。高宮村正覚院に関係していた人物にかかわる明治二十年前後の修験道の史料をみると、大峰山の龍泉寺から袈裟や錫杖・法螺が与えられ、同時に地域の信徒をとりまとめた龍王講社の社長（指導者）に任命され、数

年後には、「直轄講社峰一番組」の副社長に任命されている（高橋一平家文書「〔大峯山内道場流泉寺講社関係書類綴〕」。なお、この人物は、明治十四年に伊勢神宮を支える講社組織である神風講社の世話掛にも伊勢神宮から任命されている。

彼のなかでは、神・仏・修験は矛盾無く存在しているのである。明治政府の神仏の「分明」、祈祷行為などの禁止という指示は、地域社会においては徹底されることは無いのである。この点は、現在の一般的な心性にも通じる部分であろう。また、この人物自体については不明ながら、このような講社の先達には、壮年の男性で、一定の資産・信用がある人物が任じられることが多い。明治政府が地域の指導者として期待する人々とも同じ層である。地域中堅層は、さまざまな勢力から期待される存在であった。

民衆世界 また、明治中期の各地域の史料をみていくと、若衆組の活動や祭りへの規制を命ずる指示、それに対して れに対する請書などが非常に多い。たとえば、明治二十五年十月には、友呂岐村石津の若宮八幡神社の例祭の際、地車の曳き出しについての願書が、氏子惣代三名と村長から枚方警察署長に提出されている（西郵政和家文書「御願書」）。ここでは、祭りについて不都合がないように、氏子惣代において充分取締を行うことが誓われている。

このようなやりとりを繰り返す中で、近代的規範に沿わない逸脱行為が、地域社会自身によって規制されていく側面は十分に指摘できる。しかし、形式的な届けを出せば、行事自体の執行は地域社会の主導において出来るのである。

また、明治二十年（一八八七）頃と推測される、高宮村・小路村の雨乞いに際しての取り決めが残されて

いる（六卷三七七～八頁）。祈祷中の役割分担や、禁忌のためか、なるべく小声で祈祷すること、用談を行う場合には拝殿の外で行うことという、祈祷行為にそった取り決めが目立つ。しかし、注目されるのは「裸体 偃臥等ノ起居ヲ禁ズ」の一条であろう。この条項は、前記と同じく祈祷に際しての禁忌として裸体を禁じたという想定もできる。しかし、この部分のみに、「はだかねころぶ」という欄外の註記がある。当時、西洋人に対する見栄えの問題もあつて、巡査による民俗取締の主な対象となっていた「裸体」「半裸」禁止への特段の配慮が見える。ここでも、新政権の施策と折り合いをつけながら、しかしゆつくりと社会規範を作り替えていく地域社会の姿がかいま見える。

宗教政策 の是正

これらの新政権に特有な極端ともいえる宗教政策は、明治政権の諸制度・諸機構が整ってくるなかで、徐々に転換されてくる。政権中央から平田派国学者は排除され、神道国教化の勢いも弱められた。さらに、一時は政府に土地されていた境内地以外の社寺地についても、国有林としての維持が困難なところから、社寺からの申請があれば検討して返還する、さげわたし下渡の取り組みもはじまった。

明治三十三年（一九〇〇）四月に、豊野村高宮の大杜御祖神社の神職・氏子惣代・村長から社寺行政を統括する内務大臣と国有林を統括する農商務大臣に提出された「境内編入願」には、境内地に接続する一五三四坪の森林は、もともと社寺地であることは明白で、神社の風致の維持や防風林としての機能があるため、是非社寺地に再編入してほしいと記されている（六卷三七二頁）。政策の変更にともない、社寺を守るための取り組みが地域社会で行われていたのである。



写真 35 四條畷神社（四條畷市）



写真 36 小楠公墓所（四條畷市）

小楠公五百 五十年祭

明治以降に、政府の方針や地元からの要望によって創立された神社を創建神社などと呼び、その独特の性格に注目する研究は多い。近畿はその歴史性からも、平安神宮・湊川神社・豊国神社・吉野神宮などを代表として、創建神社の多い地域である。市域から至近の神社は、四條畷神社であった。四條畷神社は、南北朝初期に、南朝を支えた河内の武将、楠木正行（まはら）を祀っている。正行は、正平三年（一三四八）一月に四條畷の戦いで死亡した。近世になり、水戸学などの国学が広まる中で、大楠公とよばれた父の正成とならんで「小楠公」として尊崇されるようになった。明治に入って明治二十三年（一八九〇）には、

四條畷神社が創建されて祀られることとなった。

日清戦争の興奮が冷めやらぬ明治二十九年（二八九六）十月五日には、五百五十年祭が行われることとなった。その際に、各地の団体・学校などに対して、寄附金が求められ、本市域の小学校からも醸出されている（『大阪朝日新聞』一八九六年八月九日）。再編された従来の神

社のみならず、あらたに建設された神社に対しても、そうであるからこそ、尊崇と支援は求められたのである。

戦争と仏教

明治三十七～八年（一九〇四～五）の日露戦争は、動員約一〇〇万人、戦死傷者約一〇万人をだした大戦争となった。市域からも二〇名の戦死者がでたが（『市誌』一九六六年 三三〇頁）、当時「有名な」戦死者となったのが、旅順軍港の第一回閉塞作戦に参加し、明治三十七年（一九〇四）二月二十四日に戦死した、豊野村太秦出身の機関兵梅原健三（当時二三歳）であった。この作戦は、ロシアの極東における根拠地で、日本海軍の当面の制圧目標であった旅順軍港（現中国遼寧省大連市旅順口区。当時はロシアの租借地となっていた）の港口に船舶を自沈させて航路をふさぎ、その機能を実質的に奪おうとするものであった。



写真 37 梅原健三碑（太秦元町）

会戦当初に死亡した彼の戦死の状況と人柄、そして家族の覚悟は連日報道された（『大阪朝日新聞』一九〇四年三月十日など）。豊野村では有志による建碑が計画され、明治三十九年四月には建立されている程であった。彼の葬儀は四月二日に開催されたが、郡長以下各宗派の代表も参加する村葬（公葬）として盛大に営まれた。後述するように、一五年戦争後半には行政当局の熱心な勧奨もあって、村葬は神職が主催する場合もでてくるが、神職自身や一般の認識としては、死者を弔う行為は仏僧が行うものと観念されていたためである。仏教や僧侶がその社会的役割を果たす

ことが、戦争遂行を後押しすることにつながっていた側面は否定できない。

明治の終わり

明治天皇の死（明治四十五年（一九一二）七月三十日）は乃木希典の自死を代表として様々な形で受け止められ、一時代の終わりと受け止められた。本市域でも「大阪府北河内郡拜年会」という組織が結成された（西郵政和家文書「大阪府北河内郡拜年会員名簿」）。この会は、新年の回礼や「年始状」を廃止することを通じて、「先帝陛下の御遺徳」をしのび、謹厳に明治天皇死後のはじめての正月をむかえることをお互いに誓ったものであった。北河内郡の各大字の有力者や学校教員・神職など多数の名前が、残された名簿には記されている。

近代国家成立後半世紀あまり、国家的節目に地域の有力者たちが対応する新しい習慣が形成されたことを示す事例であるとともに、地方改良運動の進展のなか、従来の地域社会の慣習を「煩雑」として、「謹厳」に対応することがより価値があると自ら判断するようになったことも示している。時代はまさに次の段階に進もうとしていた。

第二節 中等教育の充実と神社合祀

教育制度

の拡充

この節で取り上げる、明治末年（一九〇七年前後）から十五年戦争がはじまる昭和六年（一九三二）までの時期は、明治初年から築いてきた仕組みと実践を拡充する方向で教育制度が整えられた時期であった。明治四十年（一九〇七）には、尋常小学校の修業年限が従来の四年から六年に延長された。

しかし、尋常小学校卒業生の多くが希望した義務教育年限の延長は戦後の学制改革まで持ち越された。それに対し、中等学校の充実がはかられたのがこの時期の特徴である。中等学校とは、中学校（旧制）・高等学校・実業学校・実業補習学校などを指す。このうち中学校は男子のみ、高等女学校は女子のみ、実業学校・実業補習学校は男女別学であった。このうち、高等学校（旧制）などへの進学は、多くが中学校からに限られ、実業学校の卒業者は、地域の農業指導者や技能労働の指導者、商業従事者になる者が多かった（前掲『学制百年史』）。

なお、全国的な就学率は、明治三十八年に九五・六％となり、この時期が小学校教育の完成期とされているが、実情としては、小学校に在籍していても農業労働や子守などのために、毎日出席できない生徒が多かった（前掲『民衆の教育経験』）。その結果はなかなか改善されない識字率にあらわれている。北河内郡においても、明治三十三年（一九〇〇）に二〇歳前後であった男子のデータによると、「読み書き算術を知らない者」が二三・六四％にのぼっているのである（大阪府教育会編『大阪府教育会報』一七七号）。

初等教育 このことは、小学校の設置者や運営者にとっても課題として意識されていた。すでに、明治四十年（一九〇七）一月、当時の府知事高崎親章は、簡易就学の方法を指示していた。年長児童

のくり上げ卒業・年長児童の特別学級・夜間と日曜の簡易教育の三点がその内容とされた（大阪府編『大阪百年史』大阪府 一九六八年）。この方針を受けて、星田村（交野市）と水本村が組合をつくって運営していた旭尋常小学校では、明治四十五年（一九一二）に「簡易就学ニ関スル規則」（寝屋川市公文書「水本村・星田村村治教育便覧」）を作成した。これは一日の授業時間を午後の二時間のみとし、算術・読方・綴方を中心とし

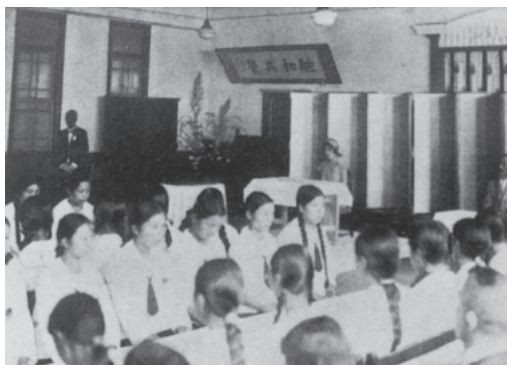


写真 38 河北高等女学校

た最低限の授業を行う制度であった。この制度によっても、日々の出席率は四〇～六〇％程度であったが、カタカナ・ひらがなの習得や教室内での態度に一定の改善が見られたことが報告されている。

また、水本村では家庭のあり方を変えることで、実質の就学率をあげようとする試みもあった。大正二年（一九一三）四月には、貧困で就学・出席できない児童の保護と通俗教育の奨励を目的として、「水本村戸主会奨学規程」「水本村戸主会奨学規程細則」が制定された（寝屋川市公文書「〔水本村・星田村村治教育便覧〕」。

この規程の目的は、学用品・需用品・衣服・食費を困窮者に給付し、就学・通学を助けることと講演会を催

して就学の意義を説くことであった。この規程による具体的な活動については十分に明らかにできないが、不就学・不登校の問題について、地域において一定の仕組みが考えられていたことは確かである。

河北高等女学校 市域での中等教育機関としてまずあげられるべきは、**の成立と展開**

現在の寝屋川高校の前身である河北高等女学校である。同校は、明治四十二年（一九〇九）十二月六日に門真村外七ヶ町村学校組合河北高等女学校として設立が許可された。さらに、周辺の村の参加を経て、明治四十三年四月十八日に門真村外一四ヶ村学校組合立として門真村（門真市）で授業が開始された。さらに明治四十四年四月には北河内郡立の学校となり、大正九年（一九二〇）には豊野村大字秦（現在の寝屋川高校の校地）に移転した。続けて翌年四月には、

郡制の廃止とともに大阪府へ移管され、昭和三年（一九二八）には大阪府立寝屋川高等女学校となった。なお、市域を含む北河内地域の生徒が上級学校へ進学する場合、男子は四條畷中学校（現四條畷高校）へ、女子は寝屋川高等女学校に進むことになっていた。

高等女学校 この河北高等女学校（寝屋川高等女学校）の特徴の一つは、和歌に特に力を入れた独特の女子の雰囲気

教育が行われたことである。これは、国民教育の方針として称揚された楠木正成親子の勤皇精神を見習おうとする「楠公精神」の拠点のひとつ、四條畷神社が近辺にあることなどから要請されたものであった。この四條畷神社が、大阪府域の教育上重要な拠点として意識されていたことは、たとえば、戦前期の教育の指針となった「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）発布後の府の動向に示されている。明治二十三年（一八九〇）十月に勅語が発布された後、当時の大阪府知事西村捨三は、学校教員とともに四條畷神社で勅語奉読式を挙げているのである。

同校の看板である和歌教育の中心となったのは、「野崎小唄」や「日本よい國」の作詞を行ったことである。有名な歌人の今中楓溪である。彼は、開校から昭和十二年（一九三七）の退職までの二七年間を教頭として勤務し、校風にも大きな影響をあたえた。

一方で、大正期から昭和初期にかけては、大正デモクラシーの流れをうけて、女性の権利や自覚のありかたについての議論も盛んであった。この節で扱う時期から少しくだるが、昭和九年（一九三四）の寝屋川高等女学校の『校友会誌』一九号には、当時の四年生による「女性」という論説が掲げられている（六巻四九四―四六頁）。この論説では、まず「女性は今や全く社会の人となった」とし、労働・芸術の分野への女性の進



写真 39 聖母女学院高等女学校

出を述べ、「貴い女性の天職」を守りながらの、生涯にわたっての学習の重要性を説いている。

また、女子のスポーツも盛んになってきていた。日本における女子バスケットボールの歴史は、明治四十一年にアメリカから伝わったことにはじまるとされている。翌年には梅花女子高等学校と神戸女学院の試合が行われ、全国に先駆けて大阪府域の各学校にひろまっていた（前掲『大阪百年史』。寝屋川高等女学校でもバスケットボールは盛んで、昭和六年の秋の府大会では優勝している（六巻四九一―四頁）。

なお、第二代の校長であった平尾兵吾は大阪府史蹟天然記念物調査委員をつとめるなど、郷土史研究の重鎮として戦後にいたるまで活躍している。このように寝屋川高等女学校は、多数の卒業生を輩出しながら、市域における学術・文化の中心であったのである。これらは、高等女学校が当時女性にとつての事実上の最高学府であつて、周囲の期待もあつめ、また教員・生徒にも相應の自覚があつたことによるものであらう。

都市郊外 このほか、昭和三年（一九二八）八月三十日には、大阪として 市玉造にあつた聖母女学院高等女学校から、友呂岐村大

字三井への移転の申請がなされた（文部省文書「大阪府寝屋川高等女学校 大阪府立茨木高等女学校 聖母女学院高等女学校 帝塚山学院高等女学校 台帳」）。その理由として、大阪京都間で交通至便であること、丘陵で眺望がよく空気清澄、近くに菅原道真関係の史蹟があり、「教育上

衛生上理想的ノ校地」であることがあげられていた。この当時、市域東部の丘陵地帯は郊外学園の適地と認識されていたのである。なお、この移転は、昭和七年（一九三二）に実現し、小学校も開校された。

「大阪ヨリ十七分」「京都ヨリ四十二分」（六卷四七二頁）という都市近郊の便利な住宅地として売り出された香里園とその周辺には、中流市民の外、学園も移転して来ているのである。なお、菅原道真関係の史蹟とは、市域東北端の「菅相塚」のことと考えられる。道真が大宰府に左遷される途中、村人に都をのぞめる高い所に案内してもらい、別れを惜しんだ場所として、この時期史蹟として注目されてくる。

さらに、都市郊外の教育施設として市域で見落としてはいけないのは、寝屋川グランドであろう。大正十一年（一九三二）四月に京阪電鉄によって現在の市役所北側に完成した同グランドは、大正十三年に甲子園球場ができるまでは日本一のグラウンドといわれた。甲子園球場完成後も青年会や小学校の連合運動会や各種陸上競技の競技会場として長く使用されている。この寝屋川グランドは、戦時中の昭和十七年（一九四二）に豊野住宅地に転用された。

地方改良運動

以下、この節の後半では、明治末年から大正初年にかけて全国的に行われた、神社合祀について述べる。特に地域の神社合祀の過程を水本村の動向を中心に検討し、この時期の地域の社会秩序についてごく簡単な指摘を行いたい。

まず、神社合祀の前提となる地方改良運動について簡単に述べる。日露戦争のあと、戦争の負担と戦後不況に直撃された日本社会を「改良」するため、町村財政の強化と国家意識の増進を目的とした一連の施策である。明治二十二年（一八八九）に成立した行政町村と近世以来の生活単位である大字（ムラ）との二重構造

を解消して、行政村の求心力を強化することが求められ、具体的には、部落有林野や神社の統一、小学校統合、農事改良、青年会の結成などが進められた。

その背景には、この時期の行政町村の理念と現実のズレがあった。明治二十年前後に町村制によって、三〇〇〇五〇〇戸を標準に七万あまりの町村を約一万三〇〇〇に合併して成立した行政町村は、自治の最小単位として位置づけられていた。また一面では、国家に負担をかけることなく国家政策を担う末端機構としての役割も与えられていた。また、行政町村の運営費については住民から徴収しない「無税村」が理想とされた。共有地や債権などの「基本財産」を整え、その収益から運営費を出すことによって町村税の負担を減らし、その負担分を国税に振り向けることが求められていたのである。しかし、実際には行政町村は独自の財産を充分に形成することができなかった。山林の用益権や灌漑用水の管理権は、大字が保持することが普通であり、神社を中心とした大字単位の祭祀も続いていた。行政町村は、一節で述べたように小学校を運営する単位としてとどまっていたのである。地方改良運動は多様な側面を持つが、この「部落割拠」の状況を打開することが重要課題とされていた。

神社合祀政策の展開

この地方改良運動期には、「一町村一社」をスローガンに、「形無しの御宮を整理」し、「神社を公共団体（行政町村）の中心」とすることを目指す、いわゆる「神社合祀」政策が進められた。神社を町村民の統一の象徴として位置づけ、大字から切り離して、町村と専従の神職が取り仕切る社会教育の一施設として運営しようとするのもであった。この施策により、明治三十六年（一九〇三）には全国で約一九万社あった神社が、大正三年（一九一四）には約二万社までに減少する。ただ、この施策の

徹底度は、府県知事の熱意などによって左右され、神社の残存率には、九六%の青森県から一一%の三重県まで、かなりの差があったことが指摘されている。

大阪府では、明治三十六年に一九〇九社あった神社が、大正三年には六六五社にまで減少している。残存率三四・八%という数字は、かなり強硬に合祀政策が行われた府県という印象を与える。しかし、府内の各郡別にみたとき、泉北・泉南郡では残存率一四・八%で合祀が徹底しているが、本市域を含む北河内郡では、明治三十六年に一二社あった神社が、大正三年にも九〇社が残るという状況で、八〇・四%という高い残存率であった。この極端なまでの差は、それぞれの地域の特性によるものと考えられる。

市域の神社合祀 明治三十九年（一九〇六）四月、各府県知事をあつめた地方長官会議において、当時国内の行政について広範な権限をもっていた内務大臣によって、神社合祀の施策が表明された。大阪府

での合祀が本格的に検討され始めるのは、同年八月に府から各郡市町村長あてに神社調査および合併見込の上申を行うようにとの通達が出されてからであるが、市域では先行して調査がはじまっていたようである。

たとえば友呂岐村大字石津所在の産土神社（現石津中町の若宮八幡神社）からは、神社由緒を記した書類が明治三十九年（一九〇六）七月に友呂岐村役場に提出されている（若宮八幡宮関係文書「〔大字石津神社・寺院調査関係書類〕」）。

寝屋神社の合祀 当時水本村には、各大字（寝屋・打上・燈油）にひとつずつ、寝屋・打上・国守の各神社が鎮座していた。合祀の指示が出された明治三十九年の秋・冬には、水本村での合祀にむかっの動きはまったくみられない。ただ、大字寝屋の寝屋神社では、維持費の拠出を財産額に応じて氏子に求める等

級割に変更し、氏子収入の安定化を図るようになっていく（寝屋自治会文書「村社二係スル書類綴」）。容易に合祀されないよう、神社の維持体制を固めていたのである。

翌四十年七月には、郡役所から合祀の方針についての通達が出される。大字の役員が郡役所に出頭しないために出されたと考えられるこの通達では、村内三神社を国守神社に合祀することが定められていた（寝屋自治会文書「村社二係スル書類綴」）。この提案への対応として、四十年の夏から秋にかけて、水本村村長と協議しながら、行政村を越えた寝屋神社と星田神社（星田村星田）との合祀交渉が行われている。もともと、小学校組合を共同で運営するなどしていたため、水本村と星田村は近い関係にあった。一時は、寝屋・星田の両大字が神社合併の交渉でまとまったとの報告が水本村役場になされるまでこの交渉は進んでいた。

しかし、行政村を越えた合併は、「二町村一社」「神社を公共団体の中心」とするという神社合祀の大原則からはずれるものであり、府や郡役所としては到底容認できるものではなかった。郡役所は十月になって再度代表者の出頭を求め、当初の方針通りの水本村の三神社の合祀を指示し、「神社合祀願」を提出させている（寝屋自治会文書「村社二係スル書類綴」）。本来なら、この「願」を府知事が許可して合祀が行われることになる。ところが、北河内出身の有力府会議員である、小山彦亮、前田欣次郎の両名が、府の「理事者」や北河内郡長と直接交渉し、郡役所の段階で「願」を留めさせた（寝屋自治会文書「村社二係スル書類綴」）。この両議員の行動が地元からの要望を強く受けたものであることはいまでもないであろう。

再度の合
祀交渉
その後しばらくは、この水本村の三神社の合祀に関する動向は見ることができない。再び議論されるのは、大正三年（一九一四）の夏から大正四年（一九一五）の秋にかけての一年余りの期

間である。神社・大字の代表者が郡役所や村役場に呼び出されて説得を受けることは前回の合祀交渉と同様であった。また、結果として、今回も神社合祀の方針に従わずに三神社は存続することになる（寢屋自治会文書「村社整理二関スル書類」）のも前回同様であるが、大字寢屋の意思統一のあり方は前回と異なっていた。今回は、大字内によりきめ細やかな組織として従来からあった「貯金組合」でまず寄り合いをもち、その結果を大字全体の会議にかけるという手続きを取っているのである。このことによって、「氏子一統」、つまり大字の全構成員が決定に直接参加する形をとったのである。郡役所からの再度の圧力に対しての大字寢屋なりの対抗手段であった。

地域秩序 このように、合祀をしのぐなかで、大字寢屋の組織はより強固に成長する。大字単位での合意の変化

形成のより細やかなシステムが、神社合祀をきっかけに形成され、「氏子一統」「一至」という大字住民の総意が獲得される。これは、大正デモクラシー期を迎え、新しい社会のあり方が模索されるなかでの地域社会の対応のひとつの形といえよう。また、このことは、大字の代表者にとっては、擬似的であれ、より深く大字住民の要望をくみ取るきっかけとなり、その立場を強化する効果をもたらしたいえる。

もつとも地域の行政村・神社の全てがこのように合祀を避けた訳ではない。前述の友呂岐村においては、明治四十年十一月に田井村の二本松神社・三井村の氏神社・太間村の菅原神社が、この郡村の八幡神社に合祀され、友呂岐神社と改称された。行政村内の各神社を合祀し、行政村名を新たに付けることによって、神社が行政村の新しい社会教育機関として位置づけられることになるのである。しかし、地域住民のなかで信仰は生き続けていたようである。この時合祀した太間村の菅原神社の跡地では、その後も祭祀が続けられ、

合祀後七三年たった昭和五十八年（一九八三）には、太間天満宮（太間町）として復祀された（七卷七二四～六頁）。結局、神社合祀政策は、その行き過ぎが批判され、大正初期には各府県とも合祀勧奨をやめることになる。地方改良の施策はこの時点では一旦休止するのであった。

第三節 戦時下の教育

戦時教育の概略 本節では、前節と少し重なりながら、十五年戦争期（一九三一～一九四五）の教育をめぐる諸問題を、地域との関係が特に深い初等教育を中心にのべる。アジア・太平洋戦争（昭和十六年（一

九四二）十二月～昭和二十年（一九四五）八月）やそこに帰着する昭和前半からの長期の断続的な戦争の間、沖縄や離島を除く日本列島のほとんどは、直接の戦場とはならなかったという意味で「後方」であったが、ごく短期日の間に戦争遂行に特化した形の社会への変貌を余儀なくされ、その最終段階では、ほとんどの都市が空襲による壊滅的な打撃を受け、交通・流通網も寸断された。「前線」と「後方」の区別のない二十世紀の戦争は、日本社会全体、もちろん市域にも大きな爪あとを残したのである。教育に関しても例外ではなかった。

昭和六年（一九三一）の満洲事変以降、教育改革の要請が各方面から出されていたが、本格的に戦時教育に踏み込んでいくのは、昭和十二年（一九三七）の日中戦争開始後である。この年、文部省は思想局を廃止して教学局を置いた。この教学局は、教育と学問の刷新振興を担当し、思想情報収集・思想対策・現任教員

再教育・講演会開催・刊行物出版などにあたった。前身の思想局時代に出版していた『国体の本義』の普及や、『臣民の道』や『国史概説』の新たな刊行など、戦時中に教育界を中心にひろく頒布され、政府の思想指導のマニユアルになったいくつかの刊行物は、この教学局が作成・普及したものである。

続けて、昭和十六年（一九四一）四月には小学校が国民学校に改称される。これは単なる改称ではなかった。国民学校の教育目標として皇国民の錬成が掲げられ、採用された教科書にはアジア諸国の風物や生活に関係した教材が取り入れられたり、儀式や行事が重視され、心身一体の教育が進められた。なお、地域の国民学校名は、従来の尋常小学校名をそのまま使用していたが、九個荘・友呂岐・豊野・寝屋川の四校の校名は、昭和十八年の寝屋川町の成立を受けて、昭和十九年（一九四四）度から、それぞれ寝屋川西・寝屋川北・寝屋川東・寝屋川南に改称されている（昭和十九年二月二十五日「町会々議録」）。このように教育制度は、戦争遂行の要請にあわせて改変されていたが、改変された教育制度によって行われるべき教育自体が、アジア・太平洋戦争末期には、国民学校から大学までの動員や校舎の転用によって、崩壊することになる。

戦時下の初等教育 小学校の教育の実際について考える史料のひとつとして、「学校・学級経営案」がある。教員が児童の現状をどのように把握し、どのように教育していくか、総合的にまとめられているためである。日中戦争が行き詰まりつつあった昭和十四年（一九三九）の九個荘小学校尋常科六学年の経営案

を見てみよう（六卷四八二～五頁）。児童の現状として、将来の目的を決めかね、時局の認識も不十分で利己的なものが多く、体位が貧弱で運動能力がない、との分析がなされている。また学力についても、基礎的読解力に欠けている点が指摘されている。この改善のために、実践・頑張りの精神・教科書の熟読が目標にさ



写真 40 校内体錬大会女子薙刀
(西国民学校 昭和 19 年 箱宮昇一氏提供)

れている。教室の内情という点で考えると、態度・学力についての指摘や、対処の方法が、いつの時代にも述べられているものであることがかえって注目される。

しかし、戦時期特有の現象や課題はもちろん存在した。天皇、皇后の御真影（写真）と教育勅語謄本（写し）が祀られていた奉安殿への儀礼や、式典の際の教育勅語奉読などが代表的であろう。もともと御真影・勅語謄本は、校長室や講堂の一角に収められているものであるが、昭和初期から火災による焼失をさける目的で、校門近くや運動場の隅に独立した鉄筋コンクリートの小舎（奉安殿）を建てるが多くなってきた。児童・

教員はこの奉安殿の前を通る際に拝礼が求められる、忘った場合には当番の上級生が指導にあたった。北国民学校では奉安殿の柵内にちり紙が捨てられていたため、全児童をあつめての犯人探しが行われた（寝屋川市教育史編纂委員会編『寝屋川市教育史 史料集』第一巻 寝屋川市教育委員会 一九九八年 六三―四頁）。

また式典での勅語奉読の際には、鼻をすることや咳をすることが原則として禁ぜられ、校長の式辞の際にも皇室の話が出る際には、「掛の先生」から「気を付け」の号令がかかって、児童・教員とも姿勢を正すことが求められた。さらに、学校・教員への指導権をもっていた視学官によって、教室への神棚の設置や、教員による祝詞の習得と『国体の本義』の通読が強力的に指導されたという（前掲『寝

屋川市教育史 史料集』第一巻 三七～九頁）。他地域であまり類例がないことや、転勤してきた教員が驚いたとの証言から、神棚の設置は北河内郡特有の方針と考えられるが、戦時期の皇国民教育が、とりあえず児童の外面・ふるまいをどのように制御するか、というところを重視していたことがよく理解される。さらに、学校と神社の結びつきも強められた。神社の清掃や集団での参拝、戦没者を祀った東京九段の靖国神社に対する遙拝（はるかに礼拝すること）などは頻繁に行われるようになる。また、児童の習字や絵画などの作品を、四條畷神社に出品したり、学業・操行の優秀な児童には「菊水賞」として四條畷神社から賞状と辞典が贈られている。菊水とは、四條畷神社の祭神である楠木正行や楠一族の旗印である。

さらに、学校組織を通じて動員しやすかったためであろう、皇族の奉迎や出征軍人家族への勤労奉仕、戦死者の遺骨出迎えなどに、高学年の児童を中心に参加している（『学校日誌』）。また、戦局の様子も、節目節目に伝えられている。当初は、シンガポール陥落祝勝祭（昭和十七年二月）などが行われたが、日本の敗色が濃くなるにつれて、実状に反して勝利は一応伝えられるものの、厳しい状況をおわせつつ小国民としての自覚を促す訓話が多くなっていく。また、聯合艦隊司令長官であった山本五十六が昭和十八年四月に戦死した後にも黙祷が行われている（西小学校「沿革史」）。戦局の動向に児童たちもいやおうなく巻き込まれて行くことになるのである。

もつとも、実際には、このような規制を逸脱して行動した児童もいた様である。奉安殿の周りで「ツカミオニ」で遊んで柵内に踏み込むものや、防空壕のなかや上で遊ぶもの、教員に対する挨拶を充分に行わないもの、名札や服装が乱れているもの、食糧難に対応するため校庭に作った畠を荒らすもの、また近隣の芋や

柿を盗るものなど、各校の「学校日誌」に記された児童の姿は、実に多様である。しかも、これらの児童に対しては「注意を与えるも聞かず」とか「逃げ足はやい」など、充分に教員側の指導も及んでいない様子がつたわる。戦時下といえどもごく普通の学校生活が行われている部分もあったことが推測される（前掲『寝屋川市教育史 史料集』第一巻）。

戦争の影響

戦争の影響は子供や教員の環境・構成に直接にあらわれていた。昭和十二年（一九三七）七月以来の日中戦争は、戦線を中国各地に広げ、また長期にわたったために、大量の兵員の動員をともなった。このことは、地域社会にとっては、二〇～三〇歳代の働き盛りの男性が奪われることを示した。昭和十六年（一九四一）一月の水本村の調査はこの状況をよく示している（旧水本村役場文書「学事二関スル書類」）。日中戦争により召集した軍人が扶養すべき学齢児童は、三八名にのぼり、そのうちなんらかの就学援助を必要としているのは、九名にのぼっている。この時期、水本国民学校の全校生徒が六四一名であることを考えると、この段階でも二〇名にひとり、五%が軍人遺家族となる計算であった。

この長期動員のために、学校教員の数も不足してきた。昭和十七年には、府内の師範学校・高等女学校一カ所に臨時教員養成所が設置され、一カ所あたり五〇名を募集、三カ月の促成教育で教員となることを要請された。寝屋川高等女学校にも大阪府寝屋川臨時教員養成所が設置されている。男性教員が出征したあとを、臨時的に養成された女性の教員が埋める形である。彼女たちの多くは戦後も教員として残った。結果的に戦争によって女性の社会進出が促進された側面もあるのである。もともとこのような対策も焼け石に水で、昭和十九年の寝屋川西国民学校では、教員が応召し、後任がいなかったため、学級数を減らし、七五人学級



写真 41 模型飛行機指導者講習会
(石岡滑空訓練所昭和 17 年 箱宮昇一氏提供)

が石岡滑空訓練所（茨城県石岡市）で開催されている。これに九個荘国民学校の教員二名が参加し、各種模型飛行機の作成方法を習得するなかで、航空理論を習得した。この講習を終了した教員は、終了後に航空青少年隊を編成し、府内各地での航空関係の講習に再三出講したという（箱宮昇一『ろう梅』一九八〇年 一四九～五〇頁）。少年・青年の空へのあこがれのため、この航空青少年隊の人気は高かったようである。

第二山水中 学校の設置

第二山水中学校とは、現在の同志社香里中学校・高等学校の前身で、昭和十六年（一九四一）五月から昭和二十三年（一九四八）十二月まで存続した学校である。戦時下に市域に設置さ

となった。この教室の状況は、「教室は、机がすき間なく並び、机間巡視には足を踏み入れる余地がなく、トイレ用足しの際には、机を持ちあげてから廊下に出る」という、通常では教育を行いたいものであった（前掲『寝屋川市教育史 史料集』第一巻 五八頁）。

また、この時期には、「大日本航空青少年隊」が軍などが後援する大日本飛行協会によって設立され、模型飛行機の作成やグライダーでの飛行などを各学校に勧めていた。これは、操縦の習得に時間がかかるものの有力な兵器として注目を集めていた航空機への関心を若年のうちから高めるためのものであった。昭和十六年十一月には、大阪府模型飛行機作成指導者講習会が花園飛行場（東大阪市）において、翌十七年一月には、大日本模型飛行機作成指導者講習会

れた中学校であり、この時期の様相をよく反映した性格の学校であることから、『市史紀要』第六号の籠谷次郎「第二山水中学校の学校儀式―一九四〇年代戦時期の全容―」の成果をもとに、詳しく取り上げる。

この学校は、財団法人大阪偕行社によって、昭和十五年（一九四〇）三月に設置された大阪偕行社中学校をもとにしていた。大阪偕行社とは、第四師団を中心とした、大阪を根拠地とする部隊に勤務する陸軍将校の俱樂部・親睦団体であった。大阪偕行社は、明治二十一年（一八八八）に設立された附属小学校をすでに運営しており、将校の子弟を中心として当時から小学校段階での英語教育を行うことを特色としていた（『百年志編集委員会編『追手門学院小学校百年志』追手門学院小学校 一九九九年）。中学校の設立が行われたのは、戦時体制の深化と共に大阪駐在の将校数が増加し、また中学校受験が激化するなかで、将校子弟の安定した進学先を確保するためであった。

大阪偕行社中学校は、設立された昭和十五年度には、現在の追手門学園大手前中学校・高等学校校地（大阪市中央区）にあった大阪偕行社附属小学校の校舎を使用していたが、翌十六年三月には、友呂岐村大字三井の高台、約二万坪の校地（現校地）に移転した。校地の候補としては、香里のほかに、「応神天皇御陵前」（羽曳野市）、「河内狭山」（大阪狭山市）、「千里山敷地」（吹田市）があがっている（同志社香里中・高等学校『教育研究誌』一号 一九八〇年）。大阪近郊で電車による交通の便がよく、かつ農村に囲まれた小高い丘という点が共通している。つづけて五月には、東京・満洲に将校子弟受け入れのための中学校・高等女学校四校の設置を目的として設立された財団法人山水育英会の傘下にはいった。これは学校を独立の法人で運営するように文部省から指導されたことと、設置・運営の資金が不足したためであつたらしい。なお、この財団の設置

第三節 戦時下の教育

表 70 第二山水の生徒構成

生徒総数	出身地				生徒総数	うち 軍人子弟
	大阪市	北河内郡	その他府内	府内		
537	358	77	57	45	537	55

備考：龍谷次郎「第二山水中学校の学校儀式—1940年代戦時期の全容—」（『市史紀要』第6号、1988年）の表1-a、1-bをもとに作成。原史料は第二山水中学校報国団『山水』第2号（1943年3月）

資金を提供したのは、山下汽船株式会社社長山下亀三郎であった。山下は日本の大陸侵略と共に海運業を拡大していて、東条内閣では内閣顧問を務めていた人物であった。なお、第二山水という校名は、東京に設置された第一山水との関係で名付けられたものである。

第二山水中学校へは、大阪市からの通学者がほとんどであった。昭和十七年九月の段階では、三分の二が大阪市からの通学で、市域を含めた北河内郡からは、一五％に止まっていた。京阪電鉄が市域への通学手段として本格的に機能し始めた例であろう。また、軍人の子弟は、一割程度であった（表44）。同校では、「特別ナ中学校」であり陸軍直轄の中等教育学校である幼年学校の教育精神を遵奉し、栄達功利を求めないことがたびたび指導されたが（同志社香里中学校・高等学校文書「昭和十五年～十九年 教務日誌」、一学年一五〇名前後の男子生徒は様々な事件を起こしていた。これらは、「教務日誌」に記された講話・訓話の記録から知られるが、電車通学についての記述が特徴としてあげられる。校長の乗った車両に乗り込んだもののあわてて逃げ出すものや、扉に手足を意図的にはさんで発車を遅らせるものがでている。東京の第一山水と比較して「野生」「頑健」で勝るが、「品格高尚」「静粛無言」で劣ると評される所以であろう。また、特殊な事情で成立した学校であったが、大都市郊外の通常の中学校としてのありかたであったともいえよう。

なお、同校は敗戦後の昭和二十三年（一九四八）十二月に山水育英会から脱して香里中学校・高等学校と改称した。その後、昭和二十六年（一九五二）九月に同志社香里中学校・

第四章 教育・宗教

表 71 寝屋川市域とその周辺への学童集団疎開

	児童	教員	寮母	作業員	寮務嘱託	嘱託医
大阪市立清水国民学校	529	25	21	23	30	4
大阪市立古市国民学校	283	10	10	10	9	2
大阪市立聾啞学校	35	4	4	4	0	0

備考：大阪市史編集所編『大阪市学童集団疎開地一覧（下）』（大阪市史料調査会、1996年）より作成。1945（昭和20年）5月15日現在。

寮母以下は疎開先で雇用したものである。また、一部積算にずれがある部分があるが、表の記述のままとした。

高等学校となり、現在に至っている。また、財団法人山水育英会は財団法人桐朋学園となつて、こちらも現在まで存続している（創立五十周年記念事業委員会編『桐朋中・高等学校五十年史』桐朋中・高等学校 一九九一年）。

学童疎開と市域

昭和十九年後半以降、中部軍司令部や大阪陸軍工廠を抱え、アジアへの主要港湾であつた大阪市には、何度も大規模な空襲があり、周辺の各都市にも、昭和二十年四月以降には焼夷弾による激しい空襲が行われている（小山仁示『大阪大空襲 大阪が壊滅した日』東方出版 一九八五年）。このため、市域には、大阪市内から戦災を避けた物資や人々が流れ込んでくるが多くなつてきた。

この戦時下の人の移動の例としてよく取り上げられるのは、学童疎開である。学童疎開は、防空態勢の強化と次の世代の戦力培養を目的として、大都市の国民学校生徒を移住させたものである。そのため子供たちの戦闘配置とも位置づけられている。原則として、親戚関係をたよつた生徒個々の縁故疎開が推奨されたが、昭和十九年（一九四四）六月に決定された「学童疎開促進要綱」によって、縁故疎開が困難な国民学校初等科の三、六年生については集団疎開が実施された（逸見勝亮『学童集団疎開史―子どもたちの戦闘配置―』大月書店 一九九八年）。このなかで本市域は、大阪市からの疎開先として位置づけられ、旭区の古市国民学校と清水国民学校、さらに大阪市立聾啞学校の初等科が、近隣の田原村（四條畷市）などとあわせて約一

〇〇〇名、集団で疎開してきている（大阪市史編纂所編『大阪市学童集団疎開地一覧（下）』大阪市史料調査会一九九六年）。

市域では、寺院や大きな個人宅を寮舎として、一カ所に二〇〇四〇人前後の疎開児童を受け入れた。学校教育はそれぞれの地域の国民学校で行うことになっていた。疎開した児童に対しての十分な手当は難しかったようで、寮舎で直接の世話にあたった寮母の証言によれば、食糧の確保のため、川魚を釣ったり農家から食糧を調達したりしていたようである。また、風呂などは近所の農家へ三〇四人ずつ入りに行っている。しかし、集団疎開につきものであった毛虱けしらみの発生はここでも見られ、その間は風呂の使用を差し止められていたようである（前掲『寝屋川市教育史 史料集』第一巻 一五七―一六〇頁）。

校舎の転用

このほかの学校への影響として、校舎が衣服や兵器などの軍需用品の倉庫として使用されていたことがある。たとえば、寝屋川町立西国民学校では、昭和二十年の四月から大阪陸軍被服廠倉庫として一六教室が使用されており、七月からは二教室を大阪工場の会計課が使用している（西小学校「沿革史」）。また、兵器や火薬が運搬されて来るといふこともあったようである。さらに、小学校校舎は食糧保管庫としても使用されていた。これは、昭和十七年（一九四二）七月に施行された「主要食糧の国家管理体制の強化」を目的とした食糧管理法にもとづいて、各都道府県に設置された配給実施のための機構「地方食糧営団」が校舎を使用したからであった。乾パンや米が小学校に搬入され、寝屋川町立北国民学校には、食糧難のなか、講堂には重みで床がへこむほどの米袋が積まれていたという（前掲『寝屋川市教育史 史料集』第一巻 一六六―一七頁）。



写真 42 大恩寺（秦町）での学童集団疎開
『寝屋川市教育史 史料集第一巻』より転載。

大恩寺住職 河江昭道氏蔵

このほか、直接学校には関係ないが、地域の建物が衣料疎開の倉庫として使用された例がある。これは、空襲によって衣料が焼き払われることをさけるため、一世帯三個の制限のもとに昭和二十年四月前後に行われた施策によってである。これら衣料は、大阪市の各世帯から「電鉄会社ト関聯アル終端百貨店」を集積地とし、郊外の各地に送り出された。到着した衣料は各大字単位で受け入れられ、社寺や一般民家の空室倉庫に保管された。もつとも、通信・交通の乱れなどから、その管理は充分でない面があり、荷物の紛失なども問題となっている（六巻六〇九～一七頁）。

この時期、児童に限らず、親戚・友人などを頼った縁故疎開も本格化してきており、さらに、戦災による罹災者受け入れも計画されている。この計画は昭和十九年（二九四四）前半から立てられていたが、昭和二十年三月の大阪大空襲の後には水本村だけでも一三〇名が避難してきている。

しかし、学校・会館・寺院などは、学童疎開・軍による接收・衣料疎開により収容の余地なく、水本村全村でわずかに二〇名分の余力と報告されている（六巻六二〇～一頁）。この時期、地域の主要な建物は、子供と食糧と衣服と軍需品であふれかえっていたことになる。一般の住民には無縁の物資であったが、戦争が大都市郊外の農村にもたらした特殊な状況といえよう。

敗戦と市
域の学校

日中戦争以降は、働き手をとられた農村への農繁期の手伝いや、道路補修・施設整備のための整地などに勤労奉仕という形で、中学校・高等女学校生徒や国民学校児童は動員されていた。

これらは、短期日のものであったが、敗色が濃厚となってきた昭和十九年（一九四四）三月には「決戦非常時措置要綱ニ基づく学徒動員実施要綱」が制定され、工場への長期動員がはじまった。一〇代半ばの男女は、勤労奉仕段階の手伝いという位置づけから、工場生産を支える主軸として位置づけ直されたのである。

第二山水中学校では、昭和十九年前半には、短期の近隣の東京第二砲兵工廠香里製造所や大阪砲兵工廠枚方製造所へクラス単位で短期の作業にむかっていたが、八月十九日以降は三年生一五〇名が香里製造所へ、四・五年生二七〇名が枚方製造所へ「通年動員」となった。昭和二十年二月には出勤生徒の出席率低下や、出勤生徒の不良化、負傷の多発が指摘される状況に立ち至っていた（同志社香里中学校・高等学校文書「昭和十九年度 教務日誌」）。その中でも、休憩の間に少しでも課業を進める、作業過程に教育的意義を見いだすなどの努力が現場では行われていたものの、中等教育はここに事実上停止された。

小学校教育においても同様の事態が起こっていた。勤労奉仕・動員も高等科を中心に行われたが、昭和二十年の六月末前後からはじまった、「部落別分散授業」が教育活動に大きな打撃をあたえた（寝屋川町立北国民学校「学校日誌」）。これは、前述のように各校の校舎が軍需品や疎開物品の保管庫として使用される一方、大阪から流入する児童が増加したための措置であった。各集落の集会場や寺院で授業が行われたが、これでも十分な用意があるわけではなく、また空襲警報のたびに中断される状態となった。小学校教育も完全に崩壊していたのである。

第四節 戦後改革期の教育・宗教

敗戦と教 育改革

昭和二十年（一九四五）八月、日本は無条件降伏し、連合国最高司令官総司令部（GHQ）指揮下の連合軍によって占領される。この後、昭和二十七年四月までの足掛け八年の占領期に、教育制度は大きく改革されることになる。昭和二十一年十一月に公布された日本国憲法の第二六条に教育に関する条文が盛り込まれたことにも象徴されるように、GHQと日本政府は戦後の新しい思想・国民生活の基礎として教育分野を非常に重視していた。憲法二六条は、国民が教育を受ける権利と保護者が子女に教育を受けさせる義務、さらに義務教育の無償を定めたものである。さらに、平成十八年（二〇〇六）の改定までの長期間、教育諸法・教育制度の根幹となっていた教育基本法も昭和二十二年三月に制定され、これにもとづいて、学校教育法・社会教育法・教育委員会法などの関連法も定められた。それまでの帝国憲法には、教育に関する条文がなかったため、戦前の教育施策の基本は教育勅語であったが、昭和二十三年には国会で失効の決議が出された。戦後教育は憲法二六条と教育基本法によって運営されることになる。

一方、GHQは二十年十月から、戦時中の教育体制の急激な変革を行うための指令を相次いで出した。主要な点は、（１）教職追放（２）教科書・教科に関する改革（３）神道との関係の切断、の三つであった。教職追放については、教員の適格審査が行われて、二十二年十月までに、全国で約五三〇〇名あまりが自主的強制的に教職から去ることになった。また、教科書からは戦意高揚や国防軍備の強調などの記述が削除さ

れ、修身・日本歴史（国史）・地理の授業は即時停止が指示された。これらの教科については、その内容の一部が二十二年に「社会科」という形で再開されることになる。また、神道との関係については、教育現場での教義の弘布（ひろく知らせること）の禁止・神社参拝などの禁止・校内の神棚などの神道的象徴の排除が求められた。

この指令と並行してアメリカから教育学者や教師で構成される教育使節団が招請され、教育改革の基本方針がまとめられた。GHQの最高司令官であるマッカーサーは、この報告書に示された教育理念と改革の具体的な方策を承認し、戦後日本の教育改革が本格的に開始された。具体的方策は、GHQに設置された民間情報教育局（CIE）が文部省と協議することになっていた。

最も大きな改革は、学校体系の六・三・三・四制への変更であった。義務教育を初等教育の小学校六年・中等教育前期の新制中学校三年の合計九年に延長し、中等教育の後期を新制高校三年・高等教育を新制大学四年にまとめたもので、明治五年（一八七二）の学制以来の全学校体系に及ぶ変革であった（前掲『学制百年史』）。地方行政のなかでの教育の位置づけも大きく変更された。教育行政の民主化・自主性の確保を担保するために、公選制の教育委員会が各地方自治体に設置され、教育に関する予算や条例の原案送付権、小中学校教職員の人事権が付与された。制度上は各自治体の公立教育機関に一定の自主性が認められたことになり、内務省から任命される各府県の知事が、府県学務課と各市町村長を通じて直接教育現場を把握していた戦前とはまったく異なった体制となった。教育委員会は都道府県に先行して設置されたが、昭和二十七年（一九五二）には全国の市町村にも教育委員会が設けられることとなり、寝屋川市・水本村にもそれぞれ教育委員会が設

けられ、それぞれ五名の委員が選任された。水本村教育委員会の会議録を読むと、年間予算や学校施設の建設についての議論から、学校への傘の備え付けや痴漢防止の立て札の文言まで、現場に関わる様々な課題を議論している（旧水本村役場文書「〔会議録綴〕」）。水本村が小学校・中学校それぞれ一校ずつしか持っていない小規模な自治体であるためのきめ細やかさともいえるが、この時期の教育委員会と現場の距離感を実感できる。その後、昭和三十一年（一九五六）には教育委員は公選制から首長による任命制に切り替えられ、予算案・条例案の送付権は廃止された。この時点で戦後の教育制度はほぼ固まり、近年に変更されるまで続した。

小学校の戦後

戦後の制度改革によって、市域の国民学校は、昭和二十二年四月から小学校と改称された。寝屋川町立東・寝屋川町立西・寝屋川町立南・寝屋川町立北・水本村立の五校の成立である。

市域の各学校では、戦後しばらくの間は、教育勅語下賜記念式や四大節といわれた祝日は同じように祝われ、それまでと一見同様の行事をこなしていた。しかし、昭和二十一年一月二十九日に戦前教育の象徴であった御真影と教育勅語謄本を大阪府庁に返納するあたりから、これらの行事は廃止・変更されてくる。さらに、この時期までには、戦時中に軍などに接収されていた校舎も返還され、疎開していた児童も大阪市などに帰ることになって、市域の小学校の戦後はじまる（寝屋川市立西小学校「沿革史」、寝屋川市立北小学校「学務日誌」）。戦後の小学校は、国民学校の高等科二年を切り離して、初等科をそのままスライドさせたものである。校舎等の設備も整っており、諸学校のなかで、もっともスムーズに戦後の体制に移行できたことになるが、それでも戦後の物資不足のなか、諸施設の設備は大事業であった。その困難を乗り越えた例として、寝屋川町

立南小学校の講堂建設について見てみよう（前掲『寝屋川市教育史 史料集』第一巻 五〇八―一二頁）。この講堂建設は、昭和二十五年（一九五〇）一月にPTAの会議で発議された。すぐに陳情書が作成され、校区の各地区別に署名が募られた。これら署名は町長・町会議長へ届けられて予算化された。八月には町長・町会議長の現地視察が行われ、一八〇万円あまりで落札されて、十一月から建設がはじまった。工事は支障なく行われて、二十六年三月末には落成式があげられている。保護者を巻き込んだ校区ぐるみの運動が短期日の施設整備を達成したのである。

続けて、小学校の一年間の様子を、昭和二十三年度の寝屋川町立西小学校の卒業式における校長の報告からみてみよう（前掲『寝屋川市教育史 史料集』第一巻 三八七―八頁）。この年度末の教員は二九名、児童は一〇五七名、二四教室で、教室の外に衛生室・図書室・炊事室・理科室が設置されていた。この年は、四月にPTAが成立して十月の運動会の際には炊き出しを行っている。六月には米国からの援助物資も使用して、学校給食が開始された。栄養補助のために導入された脱脂粉乳を水でとくために、PTAが交替で従事した。十二月には、占領軍の第一軍団民間情報教育部長が視察にも訪れている。もともとこの視察への対応は、「言葉はわからないんだ、見た目をパツとやれ」という校長の方針で、掃除の徹底、校区案内・統計などの掲示物、歓迎の歌などの準備を行い、事なきを得たようである（前掲『ろう梅』一九五頁）。さらに十二月には、敗戦直後から孤児などを受け入れていた民間経営の月の輪寮（月の輪学園）を制度上の措置として分校とした。このほか、学校新聞が毎月一回発行され、学校自治会も月二回開催されるなど、民主主義の基礎が教育されている。「修学旅行」は春と秋に全学年が日帰りで行い、六年生は吉野山と比叡山にかけている。

また、今日の修学旅行につながる遠方への旅行も「卒業旅行」として復活した。これは、六年の秋に実施されるものだが、市域を含めた近畿圏では、戦前に引き続きほとんどが伊勢神宮への参拝であった。昭和二十九年（一九五四）の水本村立小学校では、費用は七八〇円が予定され、また児童一人の小遣いの上限は三〇〇円と定められていた。これは、「参宮の小遣儲け」という、旅行に行かずに学校を休む者や、近所親戚から多額の饅別を集める児童がいたための対策である（「水本村教育委員会々々議録」旧水本村役場文書「会議録」）。その後、改革と学校の整備・増設が行われ、昭和二十七年に第五小学校（当時の寝屋川市域で五番目という意）が開校、昭和三十六年に水本村立小学校が寝屋川市と水本村の合併により寝屋川市立明和小学校となった。高度成長期には、市域の人口急増とともに、毎年のように小学校が増設され、近年二校が閉校となったものの、現在市域には二四の小学校が設置されている。

新設中学 校の設立

初等教育の一部として位置づけられていた国民学校高等科と定時制の青年学校とが、新制中学校として位置づけられた。この新制中学校の設置は、もつとも大きな学校制度に関する改革であった。戦前の旧制中学校は戦後高等学校と位置づけられ、国民学校は小学校となったため、新制中学校は事実上新設の学校であったためである。この中学校の設置にあたっての第一の課題は、校舎の確保にあった。義務教育化にともなって、小学校卒業生が全員中学校に進学することになったことが、校舎確保により一層の困難をあたえた。

昭和二十二年（一九四七）四月二十一日に開校された寝屋川町域全体を学区とする寝屋川町立中学校は、当初、男子は山水中学校の八教室、女子は寝屋川高等女学校の旧校舎六教室を借用して授業を開始した。翌

二十三年三月には寢屋川高等女学校の旧校舎を二〇九万円で購入して、ようやく同一教室での授業が開始され、二十四年四月には新校舎一棟を完成させた。この新校舎の建設には、敗戦直後の時期ということで多大の困難があった。起債を行ったが、資材不足もあって経費はふくらみ、一般の寄附を求めてようやく建設にこぎ着けたのである（一九四八年九月二十八日「会議録」）。また、水本村では、水本村立小学校に併設する形で村立中学校の授業が開始されたが、校舎を新設することになり、生徒も手伝って、昭和二十四年（一九四九）十月十日に完成させた（寢屋川市立第四中学校「沿革史」）。これらの中学校の建築費・運営費は、小学校のそれともあいまって、寢屋川町・水本村の財政を圧迫し続ける。この間、学校設備は厳しい状況にあり、ジェーン台風の被害もあった昭和二十五年（一九五〇）十二月の寢屋川町議会では、中学校校舎の現状について「吾々の子供をあつた学校へかわいそうで通わせない」「あの教室では勉強は不可能」との発言が議員からなされている。さらに、戦後の物資不足からくる盗難の頻発も設備の荒廃を招いた。「学校日誌」には衣料や教員の所持金・資材の盗難についての多数の記録がある。特に貴重品であり学校に優先的に配給された板ガラスは頻繁に、大量に盗まれている。

地域の一〇代半ばにかかる少年少女の全員が学校生活を送るといふ、はじめての事態は学校運営にも様々な課題をもたらした。水本村立中学校では、昭和二十八年九月の段階になつても、「家庭の貧困」が理由で一日も学校に出ていない生徒が、全校の一八％（四六人）に及んでいた（「欠席生徒数の調査報告」旧水本村役場文書「文書綴」）。小学校ではかなり改善されている（四人前後）が中学校になると極端に増加するのは、特に女子を長期に渡って学校に通わせることへの抵抗であろう。また、教員の数も充分でなく、寢屋川町立中学

校では、開校当初は授業の欠ける場合がままあったようである。病欠などのためにおこる現象であるが、極端な場合には半日授業になることもあった（寝屋川町立中学校「学校日誌 男子部」）。

戦後初期には高校進学率は二〇％前後で、中学校卒業後に就職する者が圧倒的に多かった。中学校卒業者は「金の卵」といわれた、若くかつ一定の教育を受けた働き手を送り出す役割も担ったのである。昭和三十三年度の水本村立中学校卒業者についての調査を見てみよう（旧水本村役場文書「社会教育の実施資料綴」）。

同年の全卒業者七五名のうち、高校に進学した者は二〇名、就職が三五名、各種学校などへ一五名、その他が五名であった。就職した者のうち、一六名について最初の三カ月の勤務状況が勤務先から学校に報告されている。彼らは、小型電動機の仕上作業・衣料の仕上見習・機械組立・ラジオテレビ部品加工・菓子の包装などの補助的な単純労働に従事しており、地元から近い工場に勤務している。おおむね真面目に明るく働いているという評価を得ているが、村の行事のために出身者全員が休む場合があることや、指示などに対して返事をしないことが指摘され、改善が求められている。大都市近郊の中学校卒業者がどのような質の労働力として期待されていたか、またどのような課題を抱えているかが見てとれる。

なお、小学校と同様に、中学校でも「卒業旅行」が実施された。水本村立中学校では、昭和二十八年度は、十一月の月上旬に三泊四日で東京と湘南におもむいている。「日本国民として首都を知り政治文化の中心の様相を眼のあたりに見学」することを目的に、二〇五〇円の費用で行われた。対象の五五名のうち、四二名が参加している（卒業旅行施行に関する申請の件「旧水本村役場文書「文書綴」」）。

新制高等学校

戦前、中等教育の後期には、中学校・高等女学校・実業学校の三種の学校があったが、戦後には単一の新制高等学校に統合された。また、文部省は中学校卒業生で入学を希望するものなるべく入学させる方針であった。一校に普通課程・職業課程を併設することが奨励され、定時制・通信制なども併置されるなど、様々な事情の生徒なるべく受け入れる施策がとられていた（前掲『学制百年史』）。

市域では、大阪府立寝屋川高等学校が、寝屋川高等女学校の後身として昭和二十三年四月に開校した。五月には府立四條畷高等学校とのあいだで、一定数の男子生徒と女子生徒の交換を行い、男女共学となった。昭和二十四年（一九四九）度には定時制課程も設置され、多様な要求に応える体勢ができてきている。

この時期、アメリカ教育使節団（昭和二十一年三月来日）のすすめもあって、多数の学校新聞が発行された。寝屋川高等学校でも、女学校時代から学校新聞を発行し、男女共学への姿勢などについて、真摯な議論が交わされている（アメリカ合衆国 メリーランド大学蔵 プランゲ文庫）。

社会教育 学校教育以外の教育活動を積極的に社会教育と位置づけ、体系的な施策を行ったことは戦後教育の展開
育改革の重要な点であった。CIEとしては、民主化をすすめるため、図書館の充実・大学開

放・視聴覚教育などについての改革を要請した。これらの結果、昭和二十四年（一九四九）六月に「社会教育法」が制定された。さらに、連動して図書館・博物館についても法制化された。これらのなかで地域社会にとって重要だったのは公民館とそこにおける活動である。国からも運営や施設に関する補助金が交付されたため、各地に施設が作られ各種のサークルも結成された（前掲『学制百年史』）。



写真 43 寝屋川市文化会総会

市域でも、寝屋川町の主催で昭和二十七年（一九五二）から夏季市民教養講座が開始された（『寝屋川市教育史 史料集』第二巻 二〇〇一年 四九一頁）。初年度の二十七年は八月後半から九月中旬にかけて、大学学長やオリンピック選手などにより、時事・歴史・家庭・音楽・文学・体育についての七講座が開かれた。特に家庭講座では、「日本料理をどう改善すべきか」「残暑の保存料理」という、生活要求に密着した簡便な料理方法についての講座が開催されている。このような簡易な調理方法の紹介は、大都市近郊の住宅適地として、文化住宅などが多数建設されてきている市域の現状に即したものであったといえる。

また、市域の文化サークルの連絡組織として昭和二十五年（一九五〇）春に寝屋川文化会（現在の寝屋川市文化連盟の前身）が発足した。これは寝屋川町在住の文化人二〇数名が「郷土の文化を向上発展させる」ことを目的に結成したものである。寝屋川高校の校舎の一部を活用した場所として、短歌・俳句・書道・謡・茶会などの活動を開始した同会は、三十年（一九五五）には市立第一中学校で市民文化展を開催するなど、活発な文化活動を行った。三十四年（一九五九）には好古部が結成され、市内の史蹟に「説明立札」をたてるなど、地域の歴史の掘り起こしにも努める様になる（寝屋川市文化連盟『四〇周年記念誌』）。

なお、占領期には民主主義や国際情勢についての啓蒙を映像によって行うための無料上映会も各地で行われている。G H Qが昭和二十

三年（一九四八）に無償貸与したナトコ（Natco）と呼ばれる一六ミリ映写機が、フィルムなどともに各都道府県に約一〇〇〇台貸与され、そこから各市町村にも貸し出された。この操作のための講習会も全国各地で開催され、教員や公民館職員が参加し、実際の上映にあたることになる。市域でも巡回映写会が行われている。

この時期の、占領軍や行政からの働きかけ、さらに自主的な活動によって、市域の社会教育の基礎が作られることになる。

宗教団体と戦後改革 市域には、昭和初年からさまざまな宗教団体が教会を設立していた。天理教の浸透は比較的に早く、明治四十二年（一九〇九）にすでに豊野に教会を設立し、大正期から昭和初期にかけて七教会を設置していた。金光教も寝屋川教会を昭和十二年（一九三七）に創立し、戦後には戦災のため大阪市内から香里に移転した教会もあった。またキリスト教の教会も設立される。戦前に中流階層のために開設された香里住宅地には、昭和四年（一九二九）十月に香里カトリック教会が設立され、香里住宅地に独特の雰囲気にあたえていた（『市誌』一九五六年 七五五頁）。

これら、宗教団体の制度的位置づけは、戦前さまざまに揺れ動くが、最終的には、昭和十四年（一九三九）四月に公布された宗教団体法にまとめられる。これまでいろいろな機会に個別に出されていた法令をまとめ、仏教・キリスト教・教派神道の宗教団体（神社神道や公認されていない大本教などは含まれない）に対する保護・監督を強化したものであった。この宗教団体法は、連合国の宗教政策にもとづいて、昭和二十年十二月に宗教団体法と四つの関係勅令が廃止され、宗教法人令が公布・施行された。宗教法人令は、宗教団体法の認可

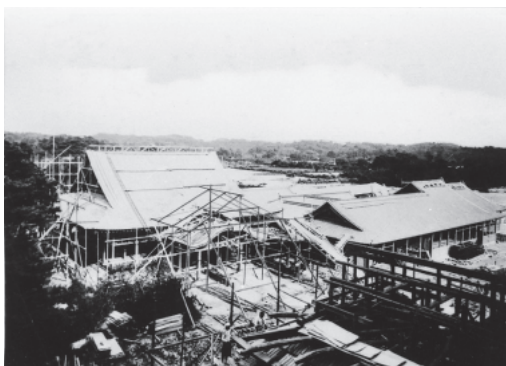


写真 44 建設中の成田山明王院（成田西町）

主義を準則主義に改めたもので、これにより宗教法人の設立・解散の制限が取り払われた（前掲『学制百年史』など）。さらに、神社神道を宗教法人法の対象とするため、翌年二月二日に宗教法人令が改正され、神社神道も宗教法人となった。ただし、戦後の世相を反映して、宗教団体の乱立傾向があったため、宗教法人令は廃止され、団体に対して一定程度の縛りをつける認証主義をとる宗教法人法が、昭和二十六年（一九五二）四月に施行された。現在まで大枠ではこの制度が維持されてきている。

このように宗教団体をめぐる制度は、戦後期に大きく変化した。特に神社神道の神社は、その位置づけが、全国民がその信仰にかかわらず崇敬しなければならない国民道徳作興のための組織・施設から、一宗教団体に變更になったのである。そのため、改正宗教法人令や宗教法人法の施行の度に規則や役員名簿を作成し、届け出・認証を受けることが必要となった。

なお、昭和九年（一九三四）十一月に香里住宅地の附近に完成した成田山明王院（成田山大阪別院・成田西町）は、昭和二十四年（一九四九）に自動車祈祷所を仮設置、昭和三十三年（一九五八）には守口市内の国道一号線沿いに大聖像を建立するなどして、交通安全のための自動車祈祷を積極的に展開した（『市誌』一九六六年 七三〇頁）。現在も広大な境内を維持して様々な活動を行っている。戦後のモータリゼーションの時代を敏感につかみ取って、多くの参拝者を集めている。